

刑 政

第 六 卷 第 六 月 號 第 四 十 三 卷 第 六 號

盜犯防止法と行刑の職能	卷頭言	2
我行刑思想史の一節	木村龜二	4
刑法より行刑法への主觀主義的一路	常磐敏太	10
犯罪少年の研究方法轉換の必然性	近藤貞次	21
作業賞與金給與に就て	富井隆信	23
行刑問題の解剖	イー・スタツグ・ホイツテイン マカレウイチ	33
刑事學者としての余の米國所感	チエー	39
ワシントンに於ける禁酒贊否大論戰	湯川左右	46
て家具の改善と室の改造に就	湯川左右	52
尸位の懺悔	三水漁夫	55
不良少年の激増は社會の罪	小原直	61
歐米視察談	林頼三郎	62
農村問題	留紅生	76

兒童愛護の額ひに燃えて——或る受刑者の歌——病窓漫筆——讀者の頁——家庭の頁——海外異聞錄——雜報——行刑統計其他

財法團人 刑勢協會發行

昭和五年五月二十五日印刷 昭和五年六月一日發行 第四十三卷第六號

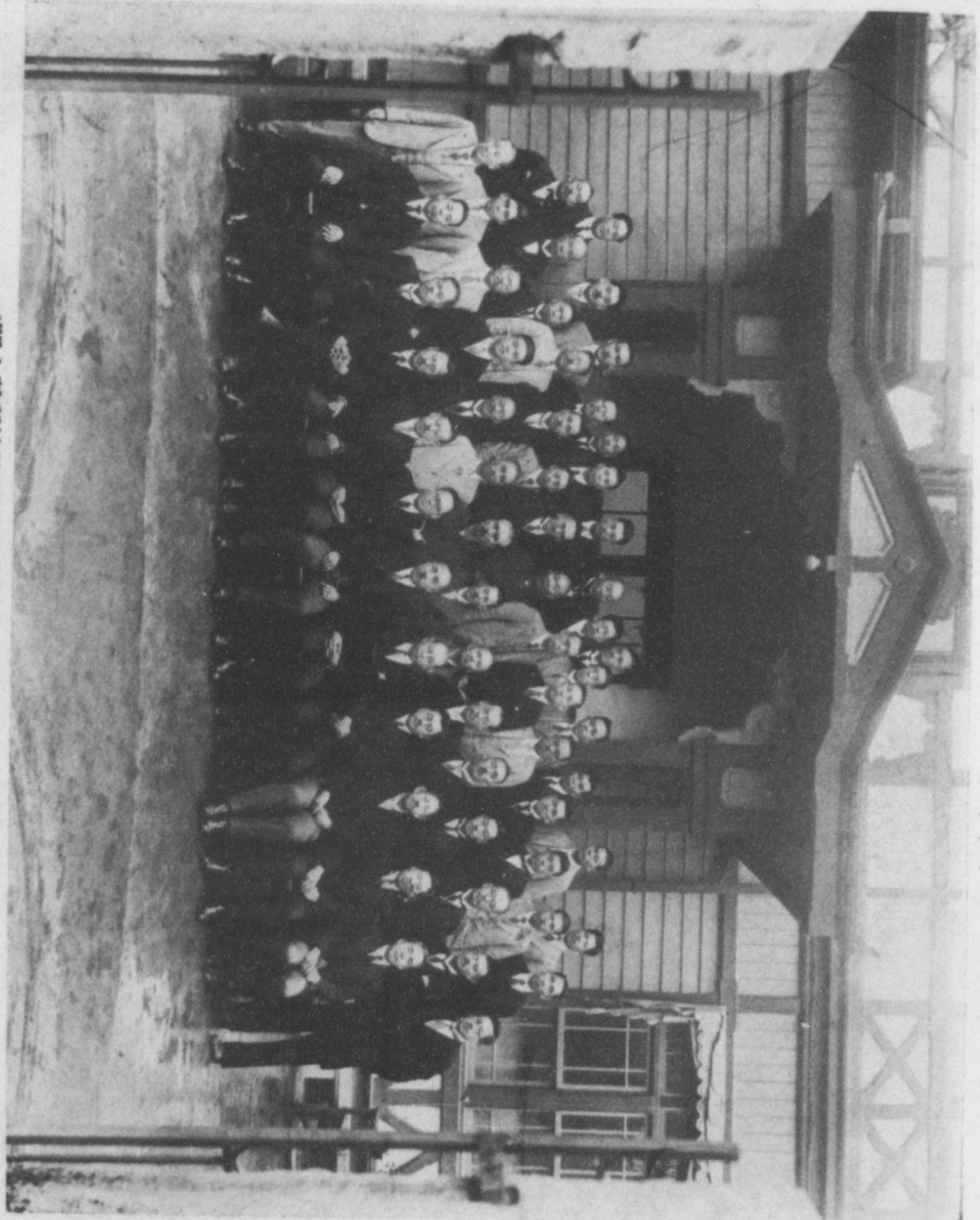
法學協會雜誌

第四十八卷
第六號
六月一日發行

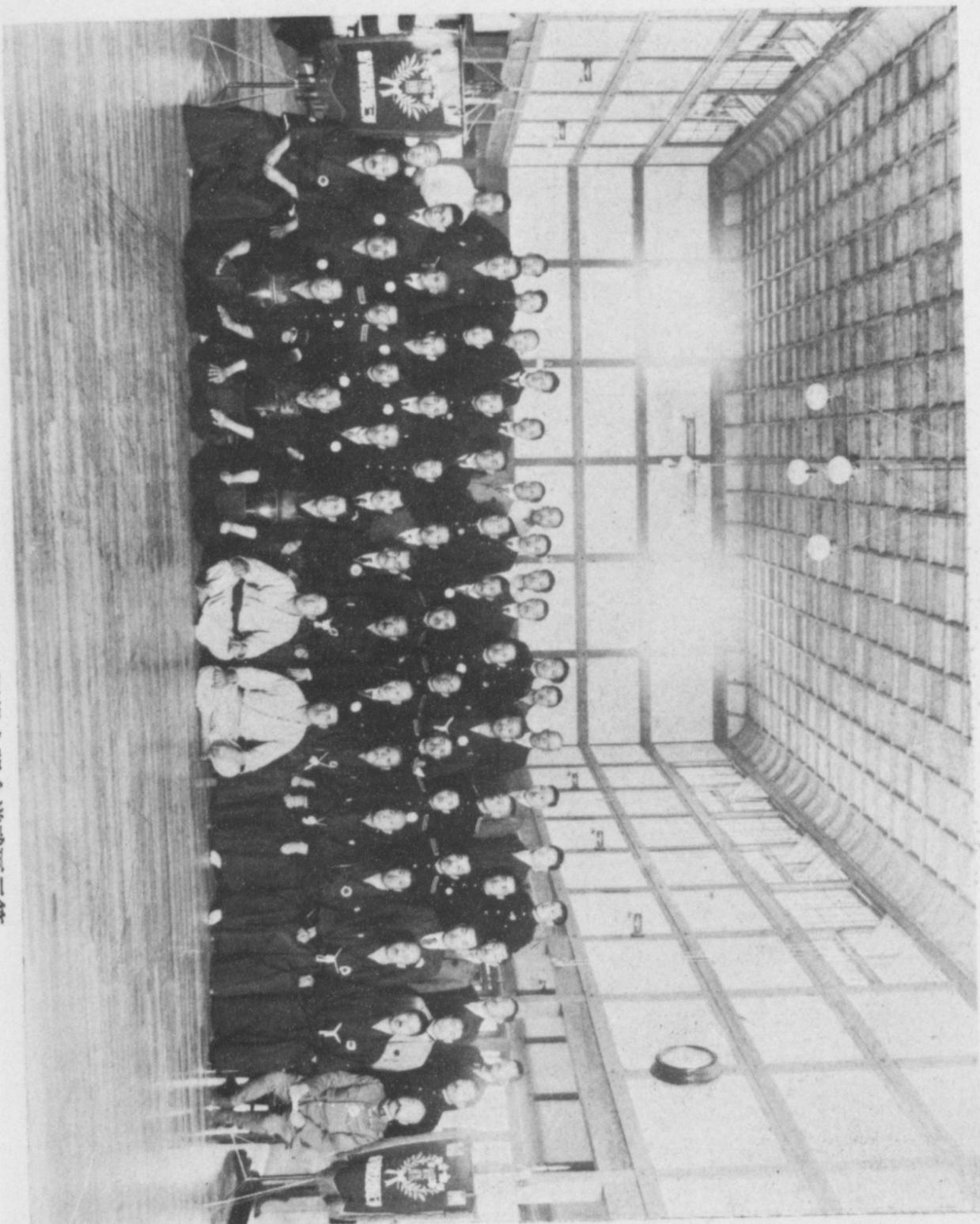
每月一回一日發行
一冊定價金五拾錢
六冊前金參圓
(送料共)
一ヶ年前金六圓
(送料共)

轉換社債 (Convertible bonds) に就て	法學博士 田中耕太郎
西域出土の唐律殘篇に就て	法學士 瀧川政治郎
「獨逸聯邦租税法」の研究 (二完)	法學士 杉村章三郎
徳川時代欠落考 (二)	法學士 高柳眞三
民事訴訟法判例批評 (九八)	法學博士 加藤正治
二〇二 和議條件トシテ年賦償還ヲ定メタル場合ニ於ケル期限猶豫ノ取消	
◎法理研究會記事「故穂積陳重博士蒐集御成敗式目と其研究」	
◎法學協會定期總會記事	
民事法判例研究録 昭和四年度 (六)	

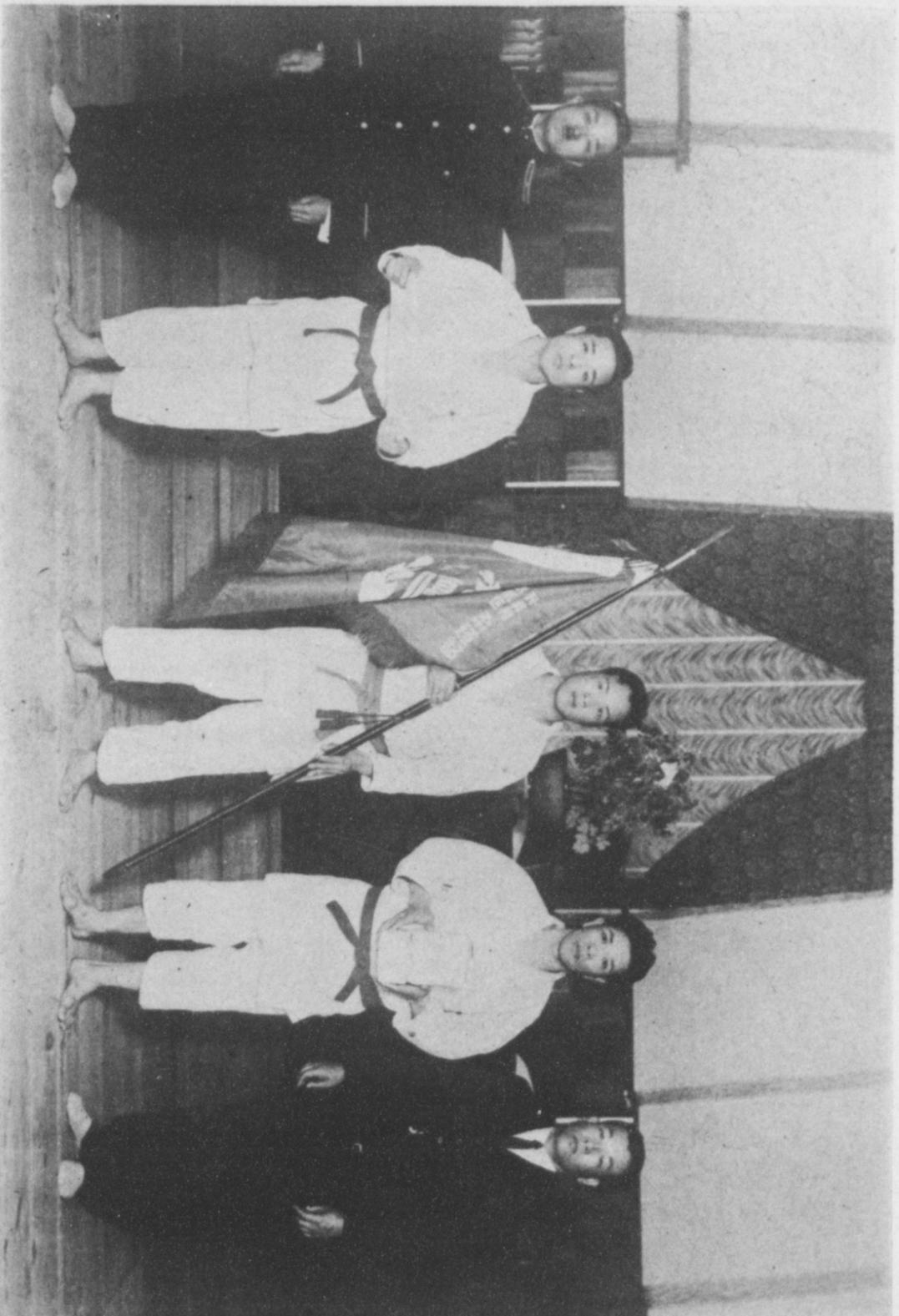
發行所 東京帝國大學 法學部 構内
 法學協會
 發賣所 東京神田區 一ツ橋通町
 有斐閣
 振替東京 三七〇番



(關玄所習練於) 影撮念記式了終會習講別特官務刑



(所務刑野-長於日七十二月四) 影撮念記會道武區三第

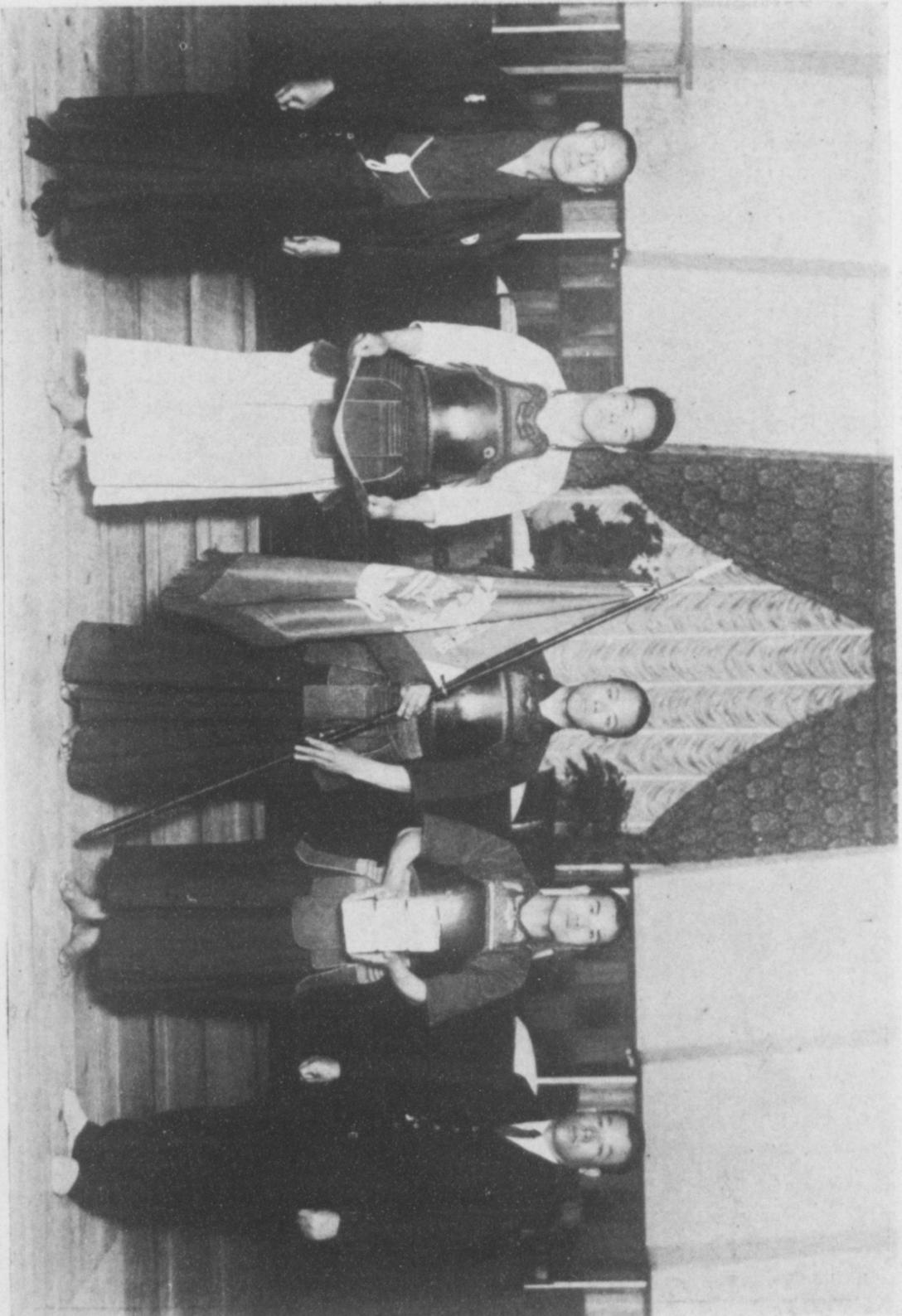


(所務刑菅小於日九廿月四) ——部道柔——手選勝優會道武區二第

刑政



第四十三卷
第六號



手選部道劍上同

盗犯防止法と行刑の職能

盗犯防止法が議會の協賛をうくることに成功した。その賛協をうくるに先立つてその草案に對しては世の中に二つの見解が起つた。一つは目的とする所の一般豫防力によつて世の中から累犯の難が減少し、兇暴な盗犯が防止されるであらうといふことであつた。その二は全々反對の見解であつた。曰く、草案が正當防衛權を擴張することによつて反つて犯人を兇暴にし世に不安を増さしめるであらうといふことであつた。

わたくしは今茲にその何れの見解が正しいかを断定する積りはない。唯、刑罰の一般豫防的價値がこの法律のねらつた如くしかく期待し得らるや否やに付てしばらく疑を抱かねばなるまい。人を殺した者が死刑に處せられる虞れのあること、火を放つた者が斷頭臺にのぼらねばならぬ危険のあることは七才の童兒も周知の事實ではある。だが、殺人と放火とが世の中から消えうせぬのは何故であらうか。強盜殺人が總て死刑に處せられて居ることは泥棒仲間には陽を見よりも明かなる事實とされて居るのに年々歳々それによつて絞首される幾十人の犯人が出るのは何故であらうか。わたくしはそれを以て犯罪現象の前に一般豫防の効力の稀薄なることを證する材料であると考へたい。

盗犯防止法は今又そのひそみに倣はんとするものの如く見られる。果して、よくその威力によつて累犯を防止し得るや否やは實に幾年かの後にあらざれば明かにするとは出来ないが、とまれわれ／＼刑務官は先づ此の法律によつて送られるところの新犯人に對して備へて置かねばならぬことではある。

一九二六年にアメリカ合衆國に所謂ポームス法が實施されることになつた。その法律は恰もわが盗犯防止法に類するものだといはれて居るが、政府はその法律の實施によつて犯罪は四十パーセントのドロップを見たことと公表したであつた。けれども反面に於てその法律に依て極めて嚴加された刑罰を科せられて刑務所に送らるるところの幾百人も亦あり得たのであつた。



社會に於てはなるほど四十パーセントの平和を克ち得たことではあらう。だが、反對に自暴自棄になつた人々を收むるところの恐ろしい火藥庫が世の中に生れ出る事になつたのであつた。若しもこの火藥庫の番人にして無責任であらうか、火藥庫の爆發はむしろポームス法制定にまさる危険を世に投げ與ふるに違ひない。

一九二九年六月にアメリカのこの火藥庫たるオーバーン刑務所は俄然爆發した。世の中はその爆發と同時に竟にポームス法の不當をならすことになつたのである。刑務所のこの爆發はむしろ當然のこととして豫期されて居た。若も政府がポームス法制定と同時に之によつて送らるる者の爲めに行刑施設の改善に志し、刑の教育的本質を忘れなかつたなら勿論この爆發は起らなかつたに違ひない。

わたくしは盗犯防止法の議會通過に當つて時に世の識者にポームスとアメリカに於ける監獄暴動の事實とを一顧して貰ひ度い。今爲政者たちが盗犯防止法の表見的な効力に囚はれて、それによつて活用せねばならぬところの行刑の職能を看過することあらば、わが刑務所も亦直ちに社會の危険なる火藥庫と化しアメリカの如く何時爆發するか知れなくなるであらう。

わたくしはその意味に於て盗犯防止法が不定期刑を採用し得なかつたことを甚だ遺憾に思ふ。それをとつて教育刑の立場を鮮明しなかつたことが甚だ物足りなかつたのである。だが幸にして盗犯防止法には假出獄の適用を防ぐところがなかつた。長くされた刑と防げられなかつたところの假出獄との請合とによつて事實不定期的に行刑を實施するに不都合はない。

そこで、われわれ刑務官は盗犯防止法の效用をわれわれの忠實なる行刑によつて發揮せしめざるべからざる責務を負はされることになつたのである。刑務所を火藥庫と化し爆發せしむるか、之を教育場として盗犯防止法の特別豫防作用を發揮するかは一にわれらの双肩にかゝることとなつた。

そこでわれわれはこの法律を云々するよりも、先づ茲に不定期的に教育行刑の爲めに徐ろに心支度をして置かねばならぬ。(あき羅)



わが行刑思想史の一節

木村 龜 二

我が國が初めて國際刑務會議に参加したのは千八百九十年(明治二十三年)六月にセント・ピートルスブルグに開かれた第四回目の會議であつた。當時の西駐露公使と公使館書記官一人とが政府代表として會議に參列した。會議の様子が如何なるものであつたかについて正木學士は、第五回國際刑務會議へ出席すべき我が委員の詮衡のために、明治二十七年三月二十一日付で内務大臣伯爵井上馨が總理大臣伯爵伊藤博文に閣議を請うた理由書の一節を掲げられて説明せられて居る(*)。それを採録するとかうである。「來ル千八百九十五年即チ我が明治二十八年六月佛國巴里ニ於テ第五回萬國監獄會議ヲ開設スルニ付、本邦ヨリ該會議ヘ參同如何、本邦駐劄佛國公使ヨリ外務大臣(陸奥宗光)ヘ照會有之、抑該會議ハ各國ヨリ委員ヲ集メテ監獄ニ關スル事項ヲ討議講究シ、以テ獄事ノ改良行刑ノ目的ヲ達スルコトヲ庶幾スルニ在リ、故ニ該會ニ參同スルトキハ各國監獄ノ制度論說等ヲ知悉スルコトヲ得テ、我が獄務ノ改良進歩上ニ利益ヲ與フルコト尠カラズトス、已ニ露京ニ於テ開設セシ萬國監獄會議ハ露京駐劄ノ我が公使ヲ以テ委員ニ

充テ參同セシメラレタリ。然ルニ獄事ニ經驗ナキヲ以テ實益少カリシニヨリ、今回ハ獄務ニ經驗アル者一名ヲ委員ニ充テ特ニ派遣參同セシメント欲ス。そこで、正木學士は批評せられて曰く、我が國の政府代表が刑事行刑に無知識なる外交官であつた爲めに、政府自ら恥ぢた程會議の席上に於て意氣昂らなかつたことは事實であるが、それにしても此の會議に加はつたこと自体に於て、我が行刑學界の前途に光明を齎したことも亦事實である」と。

(*) 正木學士「國際監獄會議」法學志林第二六卷第一一號第一二三頁以下。

私は、最近に手にすることを得た古書で、佛國の内務省行刑局から當時出版せられたもの(*)の中に特に詳細にこのセント・ピートルスブルグの會議の記事が掲げられて居るのを見た。その中には、我が代表がこの會議に日本監獄改良史概論(Aperçu historique des réformes pénitentiaires du Japon)を提出したこと、又、この會議と一緒に開かれた監獄博覽會には我が政府からも出品がなされたことが記してある。この博覽會についての當地の新聞の報告の抜萃には、我が國について「この國も監獄問題に腐心してゐる」とあり、我が國が監獄の模型を出品しなかつたことについて遺憾の意が表してある。我が國から臨時に外交官が出席せしめられたのは會議には稍々不似合であつたことは想像出来ることであるが、會議そのものも亦外交的儀禮に役立たしめられた趣が若干見えないうでもない。

(*) Les congrès pénitentiaires internationaux (1846—1890).

我が國の政府からは三箇の問題が提出せられた。第二部行刑問題の第八乃至第十がそれで

ある。その第八問はかうである。曰く「若し被釋放者をして刑期満了に際して生活の方法を得しめんと欲するならば、監獄内に於て諸種の作業を起し、以て各囚人の能力に最も適合したる作業を教授することを得しめることを必要とする。然しながら、若し爾かする時は監獄は謂はば特殊の性質を有する工場と化し、その結果監獄内に雑沓を來すのみに止まらず、多大の經費を必要とするに至るであらう。のみならず、かかる諸種の作業の中には其の性質上甚だ容易にして且餘りに單純なるが爲めに刑の効果を得るに妨害となるものも存するであらう。然るにも拘らず、作業の種類を制限せずして、各囚人に對して彼の能力に適する作業を與へる必要があるか」と。これに對して、會議では「總ての囚人に對しては、能ふべくんば、彼の技能に應じたる仕事を與ふべきことが望ましい。仕事の種類が多いといふこと及びその中のあるものが容易であるといふことは合理的行刑の要求するところに反するものではない」といふ結論が與へられたのである。

第九問は次の如くであつた。「刑期を一定數の期間又は階級に分けて、階級を上昇するに従つて囚人の處遇を漸次に緩和することは望ましいことか。若し然りとするならば、第一階級に於ては最も嚴格なる制度の下に置くことを要し、且つその時は明に獨房制が採用せられるであらう。然らばその場合には如何なる作業を選択すべきであるか。尙ほ、期間制又は階級制を採用する場合は、既に刑期が或る程度に於て経過した時から始むべきであるか。」これに對して與へられた解答は「獨居拘禁作業賦課を以て始まる累進制は刑期の二分の一を経過したる場合の刑に相當する」といふのであつた。

最後の第十問は農園刑務所と屋外労働とに關して居つた。曰く「開拓又は植民の目的を以つて、不毛の土地に監獄を設ける場合に於ては、普通の刑務所に於ける制度と異なるものを採用し、囚人を他よりも寛大に處遇するものであるか。若し然りとするならば、かかる監獄に收容せられる囚人が長期刑囚である場合に於て、囚人を該監獄に決定的に移送する以前に於て、之に對し特別制度を設け一定の期間内地の監獄に於て嚴格に處遇することは適當であるか」と。これに對しては次の如き解答が與へられた。「若し長期刑囚の爲めに累進制を採用するならば、囚人をして屋外労働に服せしめることは可能であり、且つ望ましいことである。但し、この場合は自由労働者と區別せられることを要する。かかる屋外労働は内地に於ても邊陲の土地に於ても組織せられ得る。」

尙ほ、最後に第二部では、次の如き決議を附加して、右の解答が總會に於て採用せられるやうに努力することを報告者に委任した。それは餘り日本政府の名譽ではなかつたやうである。即ち曰く「本部は第八第九及第十問の提出者が、本部及び本會議並びに以前の諸會議に於て刑法及行刑問題の諸種の點について爲された仕事を参照せられることを希望條件として、最初の二解答を全會一致で採用する。第三解答に關しては本會は第二部第四問に對して與へられたる解答の參考を求む」と。この第四問といふのは長期の自由刑執行方法に關するものであつた。

正木學士はこの會議に於ける日本代表の問題を批評して、「恐らくは日本代表が國際會議の此れ迄のプロトコールを讀まなかつた無責任と監獄知識の幼稚さとは參列員の物笑となつたであらう」と謂はれ、更に、又「要するに、日本政府は本會議に於て、甚だ迂遠な提案をなし、汚辱を國際會

議の史上にのこしたに過ぎなかつた」とせられて居る(*)。勿論我々は明治二十三年の當時であつたことを忘れるものではない。然し正木學士の批評が妥當であることも認めぬわけにもゆかないであらう。

(*) 正木學士前掲論文、法學志林第二六卷第一二號第一三五三頁以下。

このセント・ピーターズブルグの會議より今や既に四十年の歳月が経過せんとして居る。爾來我が國では制定の當時のものとしては進歩したる行刑法と刑法とが立法せられることとなり又會議の當時わが代表によつて提出せられた獨居制の價值についても累進制の意味についても更に行刑作業の意味についても充分なる研究と批判とがなされ既にその中の或るものは我が行刑の骨となり肉となりつつある。そして最近には囚人の分類、自治制、刑務委員會、不定期制についても確實なる主張がなされ實施に着手せられつつある。

然しながら唯だ一つ尙ほ依然として四十年の昔と變らぬものが人人を支配して居るやうに思へる。それは、抽象的な言葉で應報感情と謂はれ苦痛刑思想と謂はれるものである。我々はセント・ピーターズブルグに提出せられた第一の問題の中に、囚人をして労働に慣れしむることが國家の經費を増し監獄に雑沓を來らしむるといふ思想や、容易なる作業が刑罰的鎮壓の効果を妨害するといふ思想が含まれて居るのを強く感ずる。この刑罰は苦痛であれ、監獄は單に靜かであれ、經費は少なかれといふ思想こそ應報思想である。かかる應報思想が今尙ほ人人を支配するところが多いのを私は見る。然しながらこの思想は生産的労働が共同に行はれ愉快に

行はれるといふことによつて刑の教育的効果が完ふせられるといふことを全然忘却したものである。そして實際、戒具によつて強制せられた秩序と沈黙と靜寂が刑の効果に有害であり、教育を全うする所以でないことは既に多くの學者實際家が主張して居る。眞の秩序は受刑者自身の中から出たものによつて作られるのであり、それがやがて受刑者をして社會人として自覺せしめる根本的條件なのである。そしてかかる根本條件を認識し、之を培養することなくしては如何に立派な制度も何等の用をなさない形式に化してしまふであらう。私は偶々古い我が行刑思想史を回顧するとともに、新らしく在來の應報的行刑の無意味なることを痛感せざるを得ないものである。

刑罰の執行に關するもの

刑法より行刑法への主観主義的一路 [下]

常盤敏太

- 一 はしがき
- 二 刑事責任と保安處分
- 三 その比較法的瞥見
- 四 酒癖者の刑法及行刑法上の地位並處遇 (以上前號)
- 五 常習犯罪者の監視
- 六 無節制者及労働懈怠者の労働育成
- 七 結論——教育刑汎論 (以上本號)

累犯者が年々増加して來るところを見ると、通常の刑法各論所定の刑(威嚇刑)に従つて量定される自由刑だけでは効力が充分でないと云はねばならぬ。又之を以つて見れば威嚇主義による刑罰加重原因としては累犯加重は意義がなくなつて來てゐることを知るのである。かくて、常習犯人に對しては他の方法がとられねばならないこととなる。元來此の種の犯人は自分の熟練した仕事を離れて同胞の費用で寄生虫的生活をしてゐるのである。かゝる者に限つて重大な犯罪行為を長い間計劃した後に決行する様な危険な犯罪者ではないのであつて、大部分は意思薄弱の爲に一寸

した誘惑にも堪ふことが出來ず、その爲に何度も繰返し刑事裁判官の前に立つことになるものが多い。

佛國での一八八五年五月二七日の累犯に關する法律によれば、或條件の下では、判事は刑罰の執行後或は刑罰の執行に代へて、一生涯受刑者を刑罰植民地 (Strafkolonie) に流すことが出來ることになつて居る。その趣旨は佛國殊にその大都市から常習犯人を掃蕩する爲であつたのである。今日われわれは勿論かゝる目的は之を刑務所における隔離によつて達しなればならぬ。そしてその場合には罪刑法定主義の限界を超してはならない。飽く迄その制裁は所犯の行為によつて認識せられた危険性を基礎としなければならぬ。然し更に進んで改善或は教育と云ふことを罪刑法定主義の内容として盛り、これと在來の意味に於ける罪刑法定主義の思想とを調和することに願慮が拂はれなければならぬことになるのである(註一)。わが草案第六六條は「同一又は類似の罪種に付再犯の前科を有する常習犯人に對し有期懲治を科すべき場合に於て……長期五年以上なるときは判決主文に其の長期を指示し不定期刑に處する旨の言渡を爲すべし」と規定してゐる。わが草案の立場では保安處分といふ名を借らずに率直に相對的的不定期刑を以つて常習犯罪人に對する社會的隔離と保護と本人の改善とを完ふせんとするのであらう。わたくしは、こゝにも應報思想の一角が壞れて主観主義的教育刑論の進出があるものと解する。さうして、その内容に應はしい刑罰執行が希望せられなければならぬのである。然るに之に反して、別にわが草案第一一〇條は常習犯人ではないが再犯の虞ある者を拘留することを得る場合を規定してゐる。曰く「懲治以上の刑の執行の終了に因り釋放せらるべき者釋放後に於て更に放火殺人又は強盜を爲すの虞あること顯著なるときは豫防拘留に付することを得」と。再犯防止方法としては珍らしい規定である。しかしながら、この規定では恐らく充分なる効果を得るところがないではなからうか。即ち、わたくしはこゝに懲治以上の刑の執行を受けたものに限つたことに疑を懐くものである。もし應報的な思想から比較的重い

懲治人にのみ刑罰の外に保安處分としての豫防拘留を附加し得るものとしたといふのであるならば、それは甚だ不合理なものと謂はねばなるまい。次には「更に放火、殺人又は強盜を爲すの虞ある」ことを條件としてゐることであるが、前にも述べたやうに犯罪を累ねる者の多くはその主なる原因を大部分意思薄弱といふことに持つて居るのである。従つて豫防拘禁を必要とすることは寧ろ放火、殺人又は強盜の如き重大犯を爲すの虞ある者と限定するよりも一般的犯罪原因である慣習性、無節制、勞働嫌忌の如き犯人の性格に重きを置くことが根本的とせらるべきではないだらうか。若し又憶測を逞しうして、草案の規定が社會保護、或は犯人の一般的惡性改善を目的とせずして、或る特定階級の權益を擁護する爲に創成せられたものと假定するならば、よしそれが將來議會の協賛を得て法律とまで成立するに至らうとも最早今日のデモクラティックな刑法の域から遠く退いてゐると云はなければならぬ(註二)。かくては、既、その中には、特權階級擁護の自由裁量權の濫用の意圖が豫め包藏せられてゐると云はれても止むを得ないのであるまいか。この點に關しスイス十八年案第四〇條は輕罪に因り自由刑の言渡を受けたる者にして以前に屢々自由刑の執行を受けて居り、且つ無節制若は勞働嫌忌の傾向が認定せられるときは判事は之に監視所(Verwahrungsanstalt)收容を言渡すことが出来るとして、輕罪とせられるものについても累犯及常習犯に對する處置を爲し得る規定を設けて居るのである。しかも、スイス草案第四〇條第一では自由刑に代へて監視がなされることになつて居り、同條第五には被監視人は刑期終了する迄且つ少くとも五年間は監視所内に留まり、此の期間經過後、主務官廳が監視の必要がないと思ふ場合には三年間の假釋放をなすことが出来るのである。此の場合主務官廳は假釋放に關して監視所の官吏に意見を聽くことになつて居るのである。これに比較して見ると、わが草案第一一一、二條の規定にはもの足らなさを感ずるものがある(註三)。

(註一) 牧野博士「法治國の觀念と教育刑主義」(法律新聞第三〇九一號所載) 參照。

(註二) 牧野博士「米感動」(法律に於ける正義と公平所載) 第一七八頁には「犯人に對する處置は一方に於て犯罪の原因に對する政策的施設を全了してからにせらるべきものであらうと思ふ。……刑法の沿革を論じて、刑法を權力階級の武器なりと説明した學者があるが、昔の刑法はさもあれ、今の刑法がまたしかく解せられるやうにならむとするの虞ありとせば、刑法學の專攻者として、私は刑法の爲に起たねばならぬと思ふ」とせられてゐることが思ひ出される。

(註三) 草案第一一一條、豫防拘禁に附せられた者は之を豫防拘禁所に收容し改悛せしむる爲必要な處置をなすべし。同第一一二條、豫防拘禁の執行二年を超ゆる必要あるときは、裁判所の許可を受くべし、爾後二年を超ゆる場合亦同じ。

わたくしは、スイス草案第四〇條所定の場合、これが主務官廳の組織如何によつては、個人の自由の保障に反するとの非難を受けずして専ら犯罪人の改善教育の目的を達し得るものと思ふ。之はやがて、不定期刑主義(註四)の下に於ける釋放期に關する委員會(註五)と同様に犯人に對する教育刑の目的を達しつゝ、罪刑法定主義の主旨を調和して行くセイフティー・バルブの役目を演ずるものであらねばならぬ。社會の進歩につれ此の括塞は、押しでは、われわれの自由を保障しつゝ、返しては、われわれの同胞の社會復歸を促しつゝ、その何れの目的をも併せて完全に達し得るのである。單に個人の自由の保障のみでは社會は進運しないであらう。又、受刑者教育、受刑者改善の目的の爲には手段を選ばぬやうでも社會は動かなくなるであらう。期して待つべきは此の目的を達する爲に括塞の開閉を司る主務委員會の活動である。われわれは此の爲に正常な委員會の設置を、われわれの主張する不定期刑或はその他の目的刑主義の實行と不可分離のものに考へるのである。それであるから、不定期刑やその他一見極端と思はるゝ教育刑の反面のみから觀て、それがわれわれ個人の自由を無視することになるであらうとの非難は當らなないのである(註六)。

(註四) 牧野博士「刑法における重點の變遷」第五四五頁には純然たる不定期刑制度の刑罰に關する傳統的な考へとの實際的調和を保安處分に認められつつ之を不定期主義の進捗とせられてゐる。

(註五) 正木學士「行刑上の諸問題」第四六頁以下、殊に審査委員會第五六頁以下、牧野博士 前掲二四六頁以下參照。

(註六) 同上の牧野博士序第三頁參照。

六

今日保安處分として重要な地位を占むべきものに無節制者又は勞働嫌忌者に對する勞働教育或は矯正がある。わが草案も第一〇七條に之に關する規定を設け保安處分としたのである。曰く「無節制又は勞働嫌忌に因り常習として罪を犯したる者に對し一年以下の懲治又は拘留を言渡す場合に於ては其の裁判と共に勞働留置に付する旨の言渡を爲すことを得」これについては、又刑は勞働留置に先する旨のことが同第一〇九條による第一〇四條第三項の準用によつて生ずるのである。

この點に關するスイス草案は詳細複雑を極めたものである。その第四一條第一に曰く「罪を犯して禁錮に處せられたる行爲者が、無節制又は勞働嫌忌にしてその犯罪がその無節制又は勞働嫌忌と關聯を有する場合に於て、その者が勞働能力を有し且つ勞働教育を施し得る者と認めらるゝときは、裁判所は、受刑者を専らその目的の爲めに施設せられたる勞働教育所に送致し、且つ刑の執行を猶豫することを得」(註一)。このスイス草案の規定は稍形式的に過ぎてゐる。最初州議會の意見としては、單に「輕罪の爲に禁錮の判決を受けた犯罪者が無節制又は勞働嫌忌者であつてその輕罪がその無節制又は勞働嫌忌と關聯を有するときは……」とあつたのであるが、草案及び最近の聯邦議會は之に第二次的の勞働能力及び勞働教育適格者であることを必要として之を同一列に置いたのである。しかしながら、之

は、事を反つて繁鎖になすに役立つばかりであらう。元來、スイス草案第四一條の勞働教育所收容は一の刑の執行に代へて行はれる處分である。従つてかゝる處分を受ける者が勞働教育適格者であることを規定するのは必要であらう。然し又之は當然のことを規定したともいひ得るのである。實際、事實上勞働教育不能者が存するとしてもこれは事前に明かにされ得るものではない。又、それが可能であるとしても其の者に對して單に害惡を加ふることをもつて満足すべしとの結論を導き出すものでもない。いはゆる矯正不能の犯罪人に對しても、なほ刑の執行上、刑を教育的方法とするの態度が常にゆるがせにされてならないやうに(註二)、勞働教育不適格者に對しても教育的方法は拋棄せらるべきではない。かく考へて見ると、勞働教育の可能、不可能を事前に判事をして認定せしむるが如きことは當を得たものといふを得ないであらう。いはんや、今日行刑の教育的意義を重視せねばならぬとき、しかも、その教育方法は作業を第一位とせねばならぬとき、勞働教育不能といふことを判事によつて烙印せしむることは、實に國家自體が刑罰を行ふ能力なきことを自認するのと同價値を有するものである。今日果して判事をして此の亂暴を敢てなさしめんとするものがあらうか。唯だ、同條第三號第二項の如く勞働教育所收容後最初の三月以内に於て收容者に當該勞働教育が不適當であることが明かとなつたとき主務官廳は、裁判所に對し言渡された刑の執行を請求し得るとするのみに止むべきではなからうか。さうして收容者が一年の期間を経過した後勞働に勉強すべきものと認めらるゝならば、殘餘刑期の如何に拘らず(註三) 第四十一條第四號の如く條件的に釋放すべきではなからうか。收容者をして、處分の目的上必要とせられ、正當とせられる以上に長く、刑務所に拘置して置くことは理由のないことである。

(註一) 牧野博士「現代法制の發達における刑法改正の意義」(刑法に於ける重點の變遷所載) 第二七八頁。

(註二) 牧野博士、前掲、第六三頁以下及第二八四頁以下參照。

(註三) Carl Stoog, a. a. O. S. 134. によれば聯邦議會は最近「收容者が刑期の三分の二に相當する期間且つ少くとも一年間労働養成所に收容された場合には………」と決議したとしてストースはその刑期の三分の二なる條件を非難してゐる。

尙、わが草案の労働留置について、注意が拂はねばならないことがある。それは收容者相互の悪感化といふことである。之をスイスの例にとつて謂ふならば、同草案には、監視所 (Verwahrungsanstalt) には犯罪、無節制、労働嫌忌に陥り易い素質ある人で、生活方法を失つた者を收容すると規定してゐるから、此の監視所には自己の不幸な性質の爲に危態に瀕してゐる者を收容せねばならぬのである。然るに此の監視所には、又前述の如く、常習犯罪者をも收容することになつてゐる。それでストースも此の點について刑事政策上正當のものではないとしてゐるのである(註四)。然も、彼處の老人、此處の青年と伍せしめて、犯罪術にあつた者を同一場所に收容するといふことは戦慄すべきことではあるまいか。此の爲には、別に強制労働所或は矯正所 (Zwangsarbeitsanstalten oder Korrekationsanstalten) を作り、主務官廳或は委員會の提議に基いて、酒癖、無節制、労働嫌忌で零落し、爲に自身及びその家族に公の救助を受けしめ又は受けしむる虞あるに至らしめた者を特別に收容することとし、一般的に犯罪の豫防をなすと同時に、他方悪性への感染から保護されしめねばならないと思ふ。

(註四) Carl Stoog, a. a. O. S. 133.

七

刑法より行刑法への主観主義的一路を辿つて來て見ると、少くとも論理上、死刑は刑としての意味を全うするものでないことが明かとなる。死刑はわれ／＼の刑法理論からは除外されなければならぬことになるのである。かくて、死刑の問題は全く合理的論争の問題ではなくて確信、價值判斷及び感情の問題である。わたくしは、粗野なさうして

繊細な感覺を傷付くる刑種はない方がよいと思ふ。何者、死刑を執行すれば改善不能の犯罪者のみならず或事情の下では改善可能の人間をも殲滅することになるからである。又死刑は刑罰の教育的目的を計算に入れてゐない誹りを免かれず、犯罪妨壓の點に於ても決して不可缺の方法とはならないからである(註一)。

(註一) 牧野博士前掲第二五〇頁以下参照。その他死刑に關する研究としては瀧川教授「死刑」(法學論叢第二〇卷第一號第二七九頁以下)がある。獨逸ではラードブルツフとリープマンは共に有力な死刑廢止論の急先鋒であつた。わたくしはラードブルツフから度度その人道主義的立場からの廢止論を拜聴したことであつたが、昨年夏もカールスルーへの法曹大會に於て大に死刑廢止論を高調せられたとの私信と二三の新聞の送付を受けた。又故リープマンの主張は Liepmann, Die Todesstrafe, 1912 に在る。尙ほ、木村學士「死刑に關する獨逸帝國議會刑法委員會の決議について」(法協第四七卷第三號)。

わが草案は、死刑以外に在來の自由刑と多くの新刑種を規定した。一、懲治、二、禁錮、三、資格喪失、四、資格停止、五、居住制限、六、罰金、七、拘留、八、譴責、九、科料、十、沒收、がこれである(註二)。しかし直接に犯罪人を改善するものとしては自由刑にその最も大なる意義を認めなければならぬから、さしあたりこゝでは、わたくしは自由刑を通じて行刑卑見を緩つて本文の結論とし度いと思ふ(註三)。

(註二) 草案第三一條参照。

(註三) わたくしは、他の刑種が犯人改善に全然無益だと云ふのではない。しかし、今日の行刑がその自由刑を中心として發展しつつあることは之を否むことの出来ない事實であらう。従つて他の刑種は自由刑執行の結果を確保し又自由刑執行の缺點を補つて行く限りに於てその活用範圍を見出すべきであらうことが考へらるのである。

かくて、わが草案に認められた自由刑には懲治と禁錮と拘留との三がある。前二者には原則として無期、及び三月

以上十五年以下の有期があり、後者は原則として三日以上三十日未満に及ぶのである(註四)。しかるに之が執行方法については草案には何等の規定がない。唯刑期と關聯して假出獄についての規定を見るけれども之とて直接の行刑方法といふことは出来ない。この點は、専ら、次に立案さるべき行刑法を待つて見るの外ないのであらう。しかし、在來の教育刑制度の上に更に累進制度及び囚人自治制の採用、囚人の法的地位の確保、刑務委員會の組織及その活躍すべき道の開かるべきことは、新時代の空氣の呼吸に眞摯なるわが行刑當路者から今日既に誤なく豫期し得ることではなからうか。われわれの鶴首して待つところである。

(註四) 草案第三四、三五、三六、四一條參照

これをスイス草案について見るに、自由刑は懲役 (Zuchthausstrafe) 禁錮 (Gefängnisstrafe) 拘置 (Haftstrafe) となつて居る。前二者及び拘置にして三ヶ月以上であるものには累進的刑罰執行をなすのである。即ち受刑者に對し段階的にその行動の自由を増大し、釋放前途には市民生活に再歸出来るやうにするのである。結局、受刑者は初めは獨房に拘禁され、第二段には他の受刑者と共同に作業に従事し、最後には假出獄の出来るやうにするのである。刑務所内での社會復歸教育は作業教育がその主なる手段である。かくて、眞面目に立ち返らしめ自由の身となつても之を續けて行けるやうにするのである。

以上は、現在わが邦に於て既に行はれ、スイスでもその一九一八年案の成立當時は既に實現せられてゐた制度である。唯だ此の草案に依つて設けられた注目すべき規定はその第四〇一條である。同條第二、三項には曰く、「保護監督は之を私營的組合に委すことを得る。警察機關による保護監督の實施は絶対に之を許さな」と(註五)。

(註五) 一九一八年七月二三日スイス刑法草案の卷頭説明に In Namen des Schweiz. Bundesrates, Der Bundespräsident,

Calonder, Der Kanzler der Eidgenossenschaft, Schatzmann. として述べられた意見參照。傳統の久しき警察機關を以つてしては自由刑の後を享けてその教育的効果を確保することを難んじつつ之を排斥したものであらう。

尙、今日迄、各別にしか考へられなかつた刑法と行刑法との交錯、或は刑法より行刑法への一路がスイス草案の中に渾然として見出されるに至つたのである(註六)。すなはち、全編を三大別しその一を犯罪につき、その二を違警罪につき、その三をこの法の適用につきとしてゐるのである。その一は云ふまでもなく主として今日迄刑法々典をなし來つたものであり、その二は在來の違警罪であつたのであるが、その三は實に此の草案に於て見る新らしい試みと云はねばならぬ。こゝでは實に第八章に行刑の規定をなし第九章には刑務所についての規定に及んでゐる。これは、今日迄監獄法の存在を忘却してゐたであらう刑事裁判官にも必然的に一顧を覺めて止まない行刑の近代的要請が具体化して來たものと云はなければならぬ。

(註六) 其の後、最近では一九二七年伊太利刑法草案も亦多くの行刑法規をその中に含んでゐるのを見る。

かくて、刑法も犯人起訴のときから、その最後のものとしての目的に正しい行刑を等閑視する譯に行かなくなつたのである。スイスの起草者も云つてゐる、「作業への養成及び道德的感入によつて受刑者を改善することが望ましい。だからして刑期が短かければ此の効果は少なくなり有害な附隨作用が発生するのだ。……夫故に短期の自由刑は出来るだけ避けられねばならぬ。例へば自由刑の最短期は八日までにする事が出来るから、此んな場合に、裁判官にして最も輕く種類の警告罰 (Wahnungsstrafe) を與へるので十分だと思惟するときは唯賠償罰 (auf Busse or-kennen) (註七) を言渡すだけせねばならぬ。それだから、此の可能性は殆んど凡ての輕き輕罪及び違警罪の場合に法が與へんとしてゐるところである」と(註八)。

(註七) 例へばスイス刑法草案二九五條。

(註七) Ca'onder, Schatzmann, a.a.O.

短期自由刑の數を減ずる爲には殊に執行猶豫をなすべきことも當然考へらるるのである。初めて短期自由刑を言渡される者には刑罰によつてではなくて、自己錬磨によつて自らを改善する機會や、誘惑に對して、反撥する機會、さうして、定められた試験期間中自己を守つたことによつて結局その者には刑罰は必要でないとの證左を呈示するの機會が與へらるべきであることも一の主觀主義的刑法の當然な活動であつて、これ等は凡て相寄り相扶けて刑法の新しい主張を達するものである(註八)。

(註八) 犯罪人改善の實をあげる爲に短期自由刑を排しその他の刑事政策の活動に待つべしとなすものは實體法の分野ばかりではない。實に刑事訴訟法第二七九條の起訴便宜主義も亦その現れであるとおもふ。

日... (註七) ... (註八) ...

犯罪少年の研究方法轉換の必然性

——若干の事例を通して見られたる——

近藤貞次

最もよい教育者は最もよく自分の教へる者を知つて居るものでなければならぬ。教育は理論ではなくて實踐である。教育者が、社會の要求と個々の特殊の境遇に從て、個々の被教育者を、自己の見識に基いて訓育することが教育の實踐であらう。すでに、教育が、個々の被教育者を、社會の要求と個々の特殊の境遇に適合出来る様に訓育する實踐である以上、教育者の仕事は、先づ個々の被教育者の特性を知悉して、次に、かゝる特性を有する被教育者を如何にして社會の要求と個々の特殊の境遇に適合せしめると云ふことにある。即ち、個々の被教育者の特性を知つて始めて、此の個々の被教育者を訓育する具体的の方策が決定せられるのであらう。被教育者の姓名すら知らないで實際の訓育が出来る筈の

ものでない。要するに、最もよい教育者は最もよく自分の教へる者を知つて居るものでなければならぬと云ふことにならう。このことは普通兒童の教育に就て言はれるのみでなく、刑務所に於ける犯罪少年の教育についても言はれるのである。故に、刑務所に於て効果ある教育を行ふ爲には、先づ、個々の犯罪少年の特性を知つて置く必要があるのである。從て、少年の取扱ひは常に個別的でなければならぬと云ふことになる。個々の犯罪少年を知つて、そして、之を如何なる方法によつて正規的な社會生活を營む様に矯正すべきかの問題に移るべきであるからである。今日の心理學は未だ人間の特性を知悉すべき完全な方法を知らない。併し、多くの學者が熱心に研究して居ること故、やがては適當な方法が見出されることであらう。

かく、犯罪少年を有効に教育する爲には豫め其の特性を知つて置く必要があると思ふのであるが、私には、此の特性なるものが、生れた最初から、固定的な、そして完成された形に於て存在して居るとは思はれないのである。勿論、特性の中に生來的なるもの何ものも存在しないと思ふのではない。併し、かゝる生來的なるものは生れた當初に於ては、固定的な完成した形に於て存在して居るのでなくて、單に可能性として存在して居るにすぎないと見るべきであらうと思ふのである。そして、特性として、一つの顯在的な或る程度の一定した形をなす迄には、發生的の経過を経て居て、その發生的の経過中には環境的の要素が大きい役割を演じて居ることを見逃してはならないと思ふのである。つまり、特性と云ふものは最初から固定した形に於て存在するものでなくて、發生的の基礎があるのである。故に犯罪少年の特性を知る爲には先づ發生的の基礎を明かにして置く必要がある。即ち如何なる経過に於て尙該特性が発生したかを探究しなければならぬのである。犯罪少年が不正規な生活を營んで居ることについては、此生活の主体たる少年の、その精神構造が特殊の性質のものであると云ふことを思はせるのである。さうして、かゝる特殊の精神構造は突然

に出現するものではなくて、或る發生的経過の中に於て形成されるのである。故に、犯罪少年の特殊の精神構造を知る爲には、先づ、かゝる特性が形成される發生的過程を見て置かなければならないことになる。然らば、此の發生的過程を如何にして研究すべきであらうか。私は論題に於て「犯罪少年の研究手法」なる言葉を使用した。それは犯罪少年の發生的経過を研究する方法と云ふ意味であつた。要するに、刑務所に於ける教育を有効に行ふ爲には犯罪少年の夫々の特性を知つて置く必要がある。犯罪少年の特性を知る爲には發生的の経過を明かにして置く必要があるが、これを明かにするには如何なる方法を使用したらいかを論じて見たいと思ふのである。併し、今、之を論ずる前に二三の事例について、犯罪少年の發生的経過を見たいと思ふ。

二

事例一 或る少年が或る不良の男に教へられて忍込み窃盜をした。此の不良と交はつて居ると云ふことには次の様な發生的要素がある。先づ此の少年が不良と交はるに至つた所を見れば、それは少年が或る私娼窟に遊んで居る爲である。然らば何故に此の少年は私娼窟に出入する様になつたのであらうか。そ

れには彼の家庭の状態を見る必要がある。第一に、祖父及び父が前科を持ち、少年の兄が不良であると云ふことを考への中にに入れて置かねばならぬ。此の家庭の家族相互の關係は決して圓滿ではない。其の爲に少年の母は暫くの間離縁されて居たことがある。此の両親の子供に對する教養の點に付ても不十分な所がある。両親はよく子供達を活動寫眞を見に連れて行つた。そして父と母との當該少年に對する態度が異つて居た。父は怒りっぽい方であつたが、母は繼母に育つて苦勞して居るので子供に對しては反動的にやさしかつた。少年の職業に就ても父と母とは意見を異にして居た。父は自分の従事して居る馬力運送業の手傳ひをさせようとし、母は馬力運送業が見込みが無いと言つて床屋をすゝめたが母の意見は通らなかつた。かゝる家庭の教養の欠陥と共に、少年自身、かゝる教養上の欠點の影響もあらうと思はれるのであるが、兎に角、遊び好きと云ふ欠點を持つて居た。彼は學校へ行かずに遊び、六學年を中途にして全然行かなくなつた。此の様な次第であるから、此の少年は誘惑には乗り易い傾きを持つて居るものと言はねばならない。その上母は彼が十六才の時腦溢血で死亡した。母の死亡した翌年、一つの誘惑が起つた。或日、父に百圓紙幣を託されて買物に出た。偶々途であつた友人に百圓紙幣を見せた。—— 珍しい物を手にとつたと人に見せたがるのは人間の一つの心理である。これを見た友人は金があるなら面白い所へ連れて行かうと言ひ出した。少年が言はれるまゝに遊びに行つたのは私娼窟である。かくて

私娼窟に遊んで居る間に不良の男と交はる様になつたのである。

事例二 或る公園に遊んで居る所を不良青年にたかられ、これが縁となつてその不良青年の手下となり、すりや搔拂ひをした少年がある。公園へ遊びに行くこととは必ずしも不良青年との關係を持ち來すものではない。不良青年との關係が生じたことに就ては當該少年の服裝なり態度なりにその不良の目を引くだけの何ものかがあつたに違ひ無いのである。—— 一般に、全部とは言はれない迄も、不良にたかられる場合には、たかられる當人の方でだらしない服裝をして居るとか遊び者らしい態度をして居るとかの特殊のことがあるのである。此の少年は事實素行がよいと言はれ得るものではなかつた。彼は平常遊び好きで遊廓へも數々出入して居る。公園へ來て遊んで居た時は勤先の自動車會社を喧嘩して來たのであつた。何故此の少年が乱れた生活をする様になつたのか。彼は小學校の良友と共に某中學校に入學した。此の中學校は一方に於て殺伐な所があり、他方に於て、酒は飲む煙草は吸ふ女遊びはすると云ふ善良ならざる校風を持つた學校である。一体、上級の學校に遊んで、其の爲にガラツと生活振りの變る者と、目立たしい變化の比較的に見られない者とある。彼は比較的速かに、此の校風に染み斯う云ふ校風を指導して居る生徒達と交際する様になつた。良友は此の校風の影響を容易に受け入れず、此の校風を指導して居る人々ともあまり交際しなかつた。従て、入學した學年の一

學期の最初の間は良友と交はつて居たが、次第に交際しない様になつた。二學期には親や兄の目を離れて自由に遊ぶ爲に、通學しては勉強出来ないといふ爲つて、中學のある町に下宿した。然るに、學業を怠つて遊んで居ることが家に知られ、遂に、二學年の始めに退學させられた。此の少年が中學校の悪風に、強く且つ速かに支配されたのは、彼自身の特性に於ける弱點と、此の少年の家庭が常に動搖した状態にあつた爲であらう。要するに悪風を持った學校へ入學したことによつて、乱された生活が始まり、このことがやがて不良と交はる機会を提供することになつたのである。

事例三 悪友と交はつて居たと云ふことが、直接犯罪に導いたのではあるが、悪友と交はるに至つた原因が前二者と異なる事がある。一人の少年が或る夜救世軍の話しを聞いて居ると、或る男に、友達が無いから遊んで呉れと交際を求められた。そこで彼は父に相談した。父は其の男はよくない評判があるから交はつてはいけなと言つて聞かせたので、一度は斷つた。併し、あまり數々話しかけられるので、父からよくない男だと聞かされたものの、それほど悪い者ではなからうと思つて、遂に、巧な誘ひにかゝつて交際を始めた。始めは、友達が無いから只遊んで呉れと云ふのであつたが、金を工面する手傳ひを迫られ共謀して強盜を計畫した。併し、恐怖の爲め未遂に終つた。此の場合には、家庭にも、當該少年のそれ迄にも欠點は無いのであつて、交際の動因を悪友の側に見出さなければならぬので

ある。

三

右の三つの事例に於ては、犯罪に對する直接的の事情は、共に、悪友と交はつて居たと云ふことである。従て此等の事例に於ける少年が、犯罪を犯す際の精神構造は悪友との交際と云特殊の關係に於て形成された特別のものである。此の精神構造は三つの場合に於て完全に同一であるとは言はれないであらう。多少の變異はあらう。併し、悪友との交際に於て犯罪生活をなして居る場合の精神構造として、一つの特殊の型の中にまとめることが出来るであらう。即ち、三つの事例の精神構造を、その悪友との交際に依て犯罪生活を營んで居る現在の状態に於て見れば、同じ類型に屬するものと見られるのである。然るに、かゝる精神構造が如何にして生じたかと云ふ條件を考究して見ると、三つの場合が夫々異なるのである。即ち、第一の場合に於ては家庭の教養と個人の特性が條件として見出されるのであるが、第二の場合に於ては學校の影響と個人の特質が條件となつて居り、第三の場合に於ては交際の動因が大部分悪友の側にあるのである。即ち、記述的の状態としての精神構造は等しいが、發生

的基礎としての原因的要素は異つて居る。此の精神構造そのものが等しくて、發生的の原因要素が異つた性質のものであると云ふことは、つまり、一つ一つ分析して見れば異なる原因的要素でも、犯罪に達する全體的の發生經過中に於ける機能を見れば同一であり得ると云ふことを意味するものである。逆に言へば、特殊の精神構造は、個々の原因的要素が順次に並べられ、組合はされて、其の最後に生じたものではなくて、寧ろ、其の精神構造は一つの發生經過の中から生成して來たものである。即ち、個々の要素が單に並べられ、組合はされたから特殊の精神構造が生じたのではなくて、此等の要素が全體的の發生經過中に働いて、ある機能を果した所から形成されたものである。而して、かゝる全體的の發生經過中に於ける機能の特質は、只此全體的な發生經過そのものの中に於てみ了解し得るのであつて、他の發生過程にあつて果して、同一の機能を演ずるか否かは豫言し得ないのである。従て、我々の問題としなければならぬことは、分析して單に個々の原因的要素を見出すと云ふことではなくて、分析して見出された個々の要素が、夫々の發生經過中に於て如何なる役割をなし居るか云ふことである。

四

茲に於て、犯罪少年の發生的事情を研究する際の問題の提出の仕方に先づ一つの轉換がなされねばならない。即ち、「分析したら何が見出されるか」と云ふ問題から、一分析して見出された要素が全發生經過の中に如何に働いて居るか」と云ふ問題に移らなければならぬ様に思ふ。我々は個々の要素を分析して其の儘にして置いたのでは、特殊なる精神構造の發生的事情に就て何事も言ひ得ないのである。かゝる個々の要素が如何に夫々の發生經過中に働いて居るかを問ふことによつて、始めて、特殊なる精神構造の發生的事情が明かとなるのである。従て、斯う云ふ問ひによつて見出された結果が教育の實際に役立つのである。例へば、犯罪の心理的原因の一つとして、よく、生殖本能が擧げられるが、併し、生殖本能が存在すると云ふことそのことは何も悪いことではない。人類の保存が生殖本能に基いて完ふされて居ることは言ふ迄もないことである。だから、生殖本能が存在すると云ふことが問題なのではなくて、それが如何に動くかが問題なのである。それが、社會秩序を乱す様にと、個人に盲目的な行動に出でしめる様にと、云ふ風に働く場合があるので、之を統整する必要が生じて來るのである。

かくて、犯罪少年の精神構造の發生的事情は、分析して個々の原因的要素を羅列したのみでは勿論分らないし、又、此等の要素を數學的に組合せて見ても了解出来ない。それは、只、個々の要素の全發生經過中に於ける働きを見ることによつてのみ明かとされる。

五

犯罪少年の發生的の事情を研究する問題の提出が轉換せられねばならぬと同時に、研究方法の轉換も亦必然的である。

先づ第一に言はれねばならないことは、犯罪少年の發生的研究の視點が、個々の要素の列舉から發生的の全經過の考察に轉ぜられねばならぬと云ふことである。前の事例に於て見られた通り、個々の要素としては異つた性質のものでも、全發生經過中に於ては同一の機能を果たす場合があるのであつて、かゝる特殊の機能は、要素を要素としてではなく、全經過中の一つの分節として見ることによつてのみ了解し得るのである。さうして、全發生經過中にあつて各要素が夫々の特殊の機能を果して居る所から、特殊の精神構造が生成して來るのであるから、特殊の精神構造が生成して來る眞の發生的事情を明かに

する爲には、發生的經過を全体的に眺め、その中に個々の原因的要素が如何に働いて居るかを見なければならぬ。而も、發生的の經過と云ふものはそれ自身ままとまつた特殊の動的な全体であつて、此の動的な全体としての性質は、發生經過を一つの連續的な全体として考察することによつてのみ把握し得るのである。分析された個々の要素を任意に組合せて見ても導き得ないのである。故に、必然的に、犯罪少年の發生的研究の視點を、個々の要素から發生的事情を見て行かうとすることから、發生經過そのものを眺めると云ふことに轉換しなければならぬ。

次に、我々は、原因的の要素を單に分析したのみで、直に犯罪少年の發生的の事情を云々し、大膽にも、そのことから教育の方針を云々せんとするジャーナリスト式の方法をすてて、分析を行つたならば、次にその分析された要素が個々の犯罪少年の具体的な發生經過中に如何なる役割を演じて居るかを問ふことをせねばなぬ。併し個々の要素の具体的な發生經過中に於ける機能を探究することは、非常に複雑した極めて困難な仕事である。此の仕事は從來の研究に於て殆んどなされて居ないと言つても過言では無からう。否、なされて居る——勿論、極

めて少數の人ではあるが。さうして、我々が此の點に於て敬意を表すべきはイタリヤ學派の人々であらう。例へばフェリー教授の犯罪人の類型論を見るがよい。此の犯罪人の類型論は、明かに、分析して得られた原因的要素が個々の場合に如何に働いて居るかを考究した所から生れて來たものである。私は、個々の原因的要素が分析された後には斯う云ふ仕事になされねばならぬと思ふのである。原因的の要素を單に分析したのみで犯罪少年の發生的事情を知り得たとなすのは一つのイージーゴーイングの考へ方である。斯う云ふ方法に於ては仕事は中途迄しかなされて居ないのであつて、重要な仕事はこの先にあるのである。即ち、眞の發生的の事情を知る爲には、個々の要素を分析した後、此の要素が實際の發生經過中に如何なる働きをなして居るかを考究しなければならぬのである。

扱、如何なる働きをなすかを研究することになると、犯罪少年一人一人にあつて見なければならぬことになる。何となれば、個々の原因要素が働くのは犯罪少年そのものに於てであり、それが影響を受けるのは犯罪少年自身であるからである。だから、此の場合には、探究者は直接犯罪少年に接しなければならぬのであつて、之

を人手にまかすことは到底出來ないのである。かくて、研究方法は、必然的に、書齋にあつて統計表をながめたり、他人の研究結果を綴り合はせたりすることから、研究者自身、實地に研究に従事することに轉換されなければならぬ。



作業賞與金給與に就いて

作業賞與金の計算は、作業督勵上に必要有効であり、
 釋放に及びて其の給與は小にしては衣類購求費、歸郷旅
 費、雜費の支弁より、大にしては生業資金、一家經營の
 費用として、釋放者を再起せしむべく必須緊要のことで
 あり、現に行刑として作業に變々たる生彩があり、行刑
 の効果を釋放後に確的ならしめてゐるのである。

然れども斯くまで有効なると同時に、釋放者の中には
 之を濫用し、反てそれがために再犯を促進する緣山とな
 る事例も寡少なからざるべしと思はる。此點甚だ遺憾であ
 る。仍て折角の良制度に少しでも遺憾なからしむるため
 に、作業賞與金給與の手續を多少改變したらばと思ふの
 である。

監獄法施行規則第七十五條第三項に
 作業賞與金ヲ給與スル場合ニ於テ必要アリト認ムルト
 キハ條件ヲ指定スルコトヲ得

富井隆信

とあり。要はこの條件の指定を有効的確に活用せしむる
 目的である。

受刑者は毎月作業賞與金の計算高だけを告知せられて
 わがものと思ひながら空をつかむ感じでありしものが、
 釋放時は現金を手にするには無上の楽しみであり、現
 金を手にしてみれば、先づ使用慾にそゝらるゝは無理な
 らぬことであらう。久しぶりに自由の身となれば、壓抑
 隠忍の反動として、諸種の欲望の衝動が不可抗的に猛襲
 することも想像せられざるにあらず。かくて收容中、堅
 固に細心に計畫したりし、自家の峻嚴なる豫定制規など
 は、釋放の瞬間、浦島の玉手宮ならねど、開けて悔やし
 き烟となりたり、歸住地や保護者などの無きを結局便宜
 として、賞與金の浪費に熱注するに至るのである。
 歸住地有り、保護者有る者と雖も、寧ろ之を避けて浪
 費の便宜を計る者もある。

釋放者の賞與金をねらふがために、刑務所の門外に網
 を張つて迎へる不良友人もある。

一たび浪費に耽ければ、已に痼疾舊癖中の人。收容中
 の反省も教化も、囊中賞與金と共に活動寫眞の字幕ほど
 もあとにのこらず。のこるものは陰惨なる映畫の示唆を
 賞演せんとする兇惡思想のみであらう。

あゝ、何が彼をさうさせたか？ だ。

實際を見る一端として、昭和五年一月一日より同年五
 月十日までの小菅刑務所釋放者を擧ぐれば、

1. S. H. 三三五 (氏名符號) (賞與金額) (釋放時の處置)
 (刑期五年十月) 兄有るも不和にして引取らず、一
 時保護機關眞裁會に收容後石工職
 に住み込みしも、釋放後四ヶ月に
 して再犯

2. T. S. 六七〇 知人をたづねて横濱市に歸住せん
 ことを望みしを以て、賞與金中六
 五〇圓を神奈川縣佛敎慈善會に送
 り間接保護を依頼す

3. M. Y. 三〇六 (刑期五年九月廿二日)
 歸住地一定せざるも保護會收容を
 肯せず、單獨釋放し賞與金全部交
 付を強請したり、釋放後三月以内
 に再犯

4. J. U. 六六五 眞裁會收容
5. Z. H. 七二四 同上
6. S. K. 六二六 同上
7. S. K. 五六五 同上
8. S. T. 二一 神奈川縣佛敎慈善會間接
9. T. O. 五六四 四〇〇圓は眞裁會より歸住先へ送 付
10. K. Y. 一、二一七 一、〇〇〇圓は眞裁會より歸住先 へ送付
11. J. Y. 二四八 歸住地不定、保護會收容を肯せず 全額交付單獨釋放
12. S. K. 六三七 眞裁會收容
13. Y. K. 五四四 來迎者本人兄に賞與金を保管せ しむ
14. H. M. 二六 來迎者本人子に賞與金を保管せし む
15. H. N. 七六二 眞裁會收容
16. Y. N. 三七六 保護者有り、本人に交付
17. R. . 八〇五 眞裁會收容
18. S. J. 六六五 同上
19. W. T. 四七八 同上
20. S. K. 七三四 同上
21. T. K. 四八二 來迎者本人姉の夫に保管せしむ

22	N. S.	一七四	眞裁會收容
23	K. N.	一〇一〇	同 上
24	R. N.	六五三	來迎者本人弟に保管せしむ
25	N. N.	三	保護者有り、本人に交付
26	R. M.	一一六	同 上
27	M. T.	六四七	本人兄に保管せしむ
28	M. T.	二〇八	本人母に保管せしむ
29	M. M.	一九〇	安立園收容
30	S. A.	九一	歸住地有り本人に交付
31	K. M.	六三八	同 上
32	N. O.	五七三	眞裁會收容
33	I. T.	七五九	本人弟に保管せしむ
34	M. O.	四五〇	歸住地不定、保護會收容を肯せず 全額交付單獨釋放
35	T. T.	七二九	本人甥に保管せしむ
36	K. K.	三二七	本人父に保管せしむ
37	I. K.	七九二	本人従弟に保管せしむ
38	S. Y.	三七七	本人兄に保管せしむ
39	K. T.	七三三	眞裁會收容
40	I. T.	三三一	同 上
41	K. S.	七二	同 上
42	K. C.	三五七	歸住地有り、本人に交付
43	G. K.	六八七	同 上

44. S. K. 八四九 同 上

以上計四十四人。その中、假出獄の者が十六人あるがそは皆安全なるものと云つて可ならん。危険なるは單獨釋放の三人……單獨といふも皆乗車驛までは見届けるのではあるが……その一人はすでに再犯してゐる。

歸住地、保護者無き者は極力保護會收容を勤めるのであるが、ふしやうぶしやうに收容さるゝ者の中には危険性猶存者が多かりしが、それでも收容さるゝために直ぐには再犯にならぬのであるのみならず、或る者は融和を得て家郷に歸り、或る者は妻帯一家を作り、已でに危険域を脱したりと認むべき者六七人を數ふるに至つた。

賞與金を親屬に保管せしめ、又は本人に交付したるものの成績はいかがあるべきか。

余が豊多摩刑務所在勤中は、多數の釋放者が短期期なりしがために、作業賞與金なく（監獄法施行規則第七十條）若くは僅少なりしを以て、従つて旅費衣類等の取寄せ方に配慮するを常とせしに、小管に轉動してよりは多額の賞與金を有効ならしめ、万一にも反て過失に陥ることなからんを懸念しなければならぬ。小管收容者の如きは刑期中に持怙たるべき親屬を喪ふ者多く、配偶者は

大抵離別し、或は累犯たるがために、兄弟親戚等は通信をも許さざる者少からざる状態にて、概して歸住地も定め難く、保護者も無きが通例なり。而かも永く禁慾と隔離の生活に在りし人々ならば、賞與金濫用の憂ひは有りすぎるほどなり。されば一部の釋放者に對しては作業賞與金給與方法に、特殊の手續を定むる必要ありと信じ、試みに卑見を掲げて大方の示教を請ふのである。

○ 監獄法施行規則第七十五條第二項 作業賞與金ハ釋放ノ際之ヲ給與ス

を改めて

一、作業賞與金計算高の中、二百圓までは釋放の際之を給與すること。

二、作業賞與金計算高に於て、前號給與の殘額尙有る者は、釋放後六ヶ月經過の後、成績不良ならざるときは、三百圓までは之を給與す。

三、作業賞與金計算高に於て、前二號給與の殘額尙有る者は、釋放後一ヶ年經過の後、成績不良ならざるときは之を給與す。

四、前二號に該當する作業賞與金計算高を有する者にして、成績不良なるときは、未だ給與せざる計算高を抹

消す。

（註、成績不良とは、禁錮以上の刑の言渡を受け、又は執行猶豫となりたる者）。

杜選ではありますが、大体かやうな方法にしてはいかゞでせう。

○ もしかういふやうに改正するとせば、釋放者の賞與金保管や成績調査や、支拂手續など餘計な手續を要することも生ずるから、むしろ刑務所長が嚴重な條件を指定してその實行を保護機關に担任せしめたらばとの意見もあるべきならんが、今分のところでは到底それは困難であると信じます。

○ 参考のため、昭和二年より四年に至る、小管刑務所の釋放者數と、その中の再犯者數とを掲記せば

釋放年次	釋放者數	再犯			
		昭和二年	同三年	同四年	計
昭和二年	一一二	二	七	五	一四
同三年	一一七		一一	二四	三五
同四年	一三〇			九	九
計	三五九				五八

なほ此機會に賞與金に關する余の希望を云はゞ、
 一、監獄法施行規則第七十條第一號の、入監したる翌月より五ヶ月を経過せざるものに對し、作業賞與金の計算を爲さざる規定の削除。

二、刑の執行停止の者には賞與金を給與するが、收容中死亡したる者には賞與金を給與しない。これは前者は監獄法施行規則第七十五條の所謂釋放に該當し、後者は然らざるためにて、理窟は分明なるも、實際にては貧しき遺族が、屍体を引取りたきも窮乏なるが故にみす／＼心に任せぬとて悲歎することあり。誠に同情に堪へられぬ場合が屢ある。これを何とか改めて監獄法第二十八條の在監者就業に因り死亡したる手當金を、死亡者の父母、配偶者、子に給せらるゝと同じ筆法に、せめて屍体引取りに要する費用だけにてても、死者の賞與金計算高より給與できるやうの道を開かれないのである。

(五・五・一四)

本會基金寄附者

- 一、金五拾圓也
 栃木縣足利郡毛野村山川
 飯塚源次郎氏
 - 一、金壹百圓也
 東京府下西大久保五十八番地
 豊野俊六氏
- 右兩氏より本會に寄附せられた。

An Analysis of the
 Pri-on Problem
 E. Stagg Whitin

行刑問題の解剖

氏はニューヨーク市の National Committee on Prison and Prison Labor (刑務所及び刑務作業に關する國民調査會)の主席である。

イー・スタツグ・ホイツテイン

この一篇は國際聯想事務局の依頼によりて草せられたもので、アメリカを中心としたのは勿論である。

犯罪者に處するの道は文明の進歩するに伴つて、死刑——追放——隸役とだん／＼に變化して來てゐるのである。

報復の念は簡人一身の上に集まつてゐるが、翻つて其の人の家族と社會とは是れがために間接の苦しみを忍ばなければならぬのである。しかしながら、思想は變化する。行刑に關する現在の思想は、犯罪の爲めの故の刑罰なるものは、其者の家族と

社會とを犠牲にしてまでも國家に拂はるべきではなく、犯人をして家族あるものは少くも家族の生計を支ふるの一助ともなり、更に進んで能ふべくんば自ら生ぜしめたる社會上の損害を償はしむるを得、且つは釋放後も尙ほ能く有用なる社會の一員たるを得せしむべき感化改善の效ある生活と勞働とに服せしめなければならぬ、といふやうになつたのである。

國家間の交渉に在つても、古來復讐報復の念は其主たる原動力であつて、各國家をして互に懲伐を肆にせしめて已まなかつたもので、之に伴ふ災害は言ふに忍びざるものがあつたが、この呪はれた觀念も、罪を犯したものを懲らしめるために簡性を破壊して顧みなかつた報復の

觀念と共に等しく、亦た消滅し去らんとしてゐるのである。國家間の紛争衝突を解決する統制機關が、紛争を惹起せしめた産業上心理上並びに道徳上の諸原因を整理せんとするが如くに、新しいピノロデー（行刑思想）は、身體、勞働、智能、道徳の立場から、社會に於ける一箇の人としての犯人を研究し、進んでは科學の力によつて進歩せしめられた方法を適用して、由て以て犯人其の者を矯正せんとするのである。

國家は個人より成る。國家の心理と道徳とは之を組成する箇人の心理と道徳とを總計したものである。Aなる國家が他の國家と相接する場合に、國家自身と箇人との交渉に智的にも道徳的にも何等の反映する所のないやうな態度に出でたとしたならば、此の場合、A國家が其の箇人をして右の態度を支持せしめんことを求むるのは、誤れるの甚しきものである。人間の性質は常に變化して已まないものであるが、しかし、箇人と箇人との間に日々交渉の行はれてゐる間には、自ら其の中に不變な習慣と一種の定まつた考へ方が生れて來るものである。國家間の感情が激して再び往昔の鬭争と報復の觀念に後戻りしようとした際に、之を防ぎ止めて後戻りさせない唯一の防衛物となるものは、實にデモクラシーの國家に於ける此の習慣と心的態度となつてゐるのである。

新しいピノロデーは、若しその意義が汎く人間の生活の上に應用せられたならば、世界の永久の平和と相關する所のないとは誰れが言ひ得よう。

ホップハウス著「道徳の進化」(J. T. Hobhouse, "Morals in Evolution") 46。

受刑者の身分

The Status of Prisoner: Ward or Slave

「當事者の有罪と宣告せられたる犯罪のための刑罰としての外には、合衆國內又はその裁判管轄權に屬する地域内に於ては、奴隸制度又は不本意なる勞役は存することあるなし」(合衆國憲法第十三條)

"Neither slavery nor involuntary servitude, except as a punishment for crime wherof the party shall have been duly convicted, shall exist within the United States or any place subject to their jurisdiction" — Constitution of the U. S. Art. e XIII

刑者は國家の奴隸であるか、又は國家の被保護者であるか、はた又別に他の身分 (status) を有つてゐるものであらうか。

奴隸制の暗影の存してゐない程度にまで、如何なる政府かプリズン・プロブレム（行刑問題）を解決し得たであらうか。

已に法律を以て奴隸制度を禁じたる世界は受刑者に對して奴隸制度の或形式の繼續を認容するであらうか。

(二)

拘置場

The House of Detention

アメリカでは、逮捕せられたる刑事被告人 (prisoner) は審理を受けるために police cell, lockup, jail, house of detention 等として知られたる留置場又は拘置監に拘置 (hold) せらるゝのである。

此等の施設は多くの場合に二重の目的に役立つのである。一つは審理を待つてゐるもの及び犯罪の目撃者 (證人) と信ぜらるるものを收容するために、他の一つはプリズンに拘禁するほど重大でない微罪に對する刑期に服するものを收容するためである。

有罪の宣告を受け刑に服するものと待審中未だ有罪の證據の上らず罪なきものと假定せられてゐるものを全然隔離しておくのが理想である。

此の點からすれば、審理中のものには無罪のものに相當する保護を與ふる或形のハウス・オブ・デテンション (拘置場) が必要になるのである。この拘置場の最低標準は、獨居生活、傳染病の防衛、清潔、換氣、溫暖、日光、快眠のできる設備、相應な食物、辯護士及び友人との接見等で、これだけは是非必要である。女子を收容する場所は完全に男子のものと同離されて、女看守 (woman matron) の監守の下に置かなければならない。少年は決して成年の拘置場に收容されてはならない。發狂者と決定されたものは斷じて拘置場に收容してはならない。

(三)

刑の言渡

The Sentence

A 罰金と裁判費用

微罪を犯したものは屢々罰金と及び罰金と共に賦課せられた裁判費用を支拂ふべしとの宣告を受ける。罰金は罰金を言渡されたものの財産から拂つてもよし、又其の

者が將來物品か勞力で返還するといふ約束の下に他人に支拂つてもらつてもよろしい。罰金を支拂ふことのできないものは法律で定められてゐる率で罰金相當額を皆済するに要する時間だけを勞役に服さなければならぬ。

B 定期又は不定期

重罪 (crime) の宣告を受けたものは確定期間又は不定期間の懲役に處せられる。此の期間は法律の規定で定めらるゝこともあるし、刑の言渡の際判事によつて定められることもあり、且つ法文の上で刑のマキシマム (最大限) 及びミニマム (最小限) として限定せられるのである。之に反して刑の言渡の場合、刑のマキシマムは定められてゐるけれども、實際の刑期は合法的に組織せられたる決定機關なるボード (合議体) によつて裁斷せらるゝ受刑者の行狀で左右せらるゝといふ意味で不定期となるのである。

最近に至りて、判事は被告の犯罪の有無を決定し、徹底的な診査 (キヤンペイション) を行ふために先づ被告をレセプション・プリズン (Reception Prison) — 刑の言渡のあるまでさし當り犯人を收容しておくプリズン) に收容し、而して後この診査に基いて、受刑者を社會に復歸せしむるために必要な處遇と訓練とを決定すべき刑の言渡をなすを

て蒙らされた社會的損害を償ふために犯罪者箇人の生命は何の役にも立つものでないと其の社會で思はれてゐる限り、死刑はいつまでも繼續するであらうと思はれる。死刑に對する社會の慾求に打勝つためには、何よりも先づ此等の目的を達成するため犯罪者を拘束監督するの適當な方法を樹立するのが肝要である。

(四)

レセプション・プリズン
The Reception Prison

レセプション・プリズンといふのは、犯罪者に必要な處遇と訓練とを決定すべき診査分類を施すため、有罪の宣告ありたる後にして而して刑の言渡ある以前、裁判所より直ちに犯人を收容する施設である。

註 かゝる施設の十分な發達は將來の事に屬してゐるのである——最近に至りてニューヨーク州のシン・シン・プリズンにこの施設の最初のものが開設されたのである。しかし、その仕組は犯人が刑の言渡以前に收容さるゝといふ程度にまでは進んでゐないのである。

1 このプリズンに於ける犯人の調査研究は次の諸項に互るべきである。

以て至當なりとする案が唱へられてゐるのである。セントス (刑の言渡) のある前に犯人を收容するといふ處置は未だ實行せられたことはないが、これを希望する議論はかなり多いのである。已に受刑者の診査分類については進歩の見るべきものがあるのである。

C 死 刑

死刑は過去の遺物である。凡ての原始時代の民族は、刑法を作る場合には、死を以て處罰の手段としてゐたもので、この法律と慣習とは復讐又は返報の欲望から出たものなのである。而して此の復讐の慾望は本能的なものであつて、進化論に謂ふ所の「生存のための闘争」(“struggle for existence”) の自然の結果なのである。即ち、恐怖の念に驅られるもので、己の存在を危ふせんとするものを殺さざれば自ら生き延びて行けないのであるから、生存のための闘争は自ら恐怖の本能を發達せしむるのである。

死刑なるものは、其の代換物としての奴隸制の不利益であるか又は不可能である場合に行かれたもので、更に箇の原始的な猛烈な情性をして恣にせしめ且つ之を色々な技巧で補足したものである。報復の念の人心を支配する限り、且つ犯罪者の家族の生計を支へ、又は犯罪によつ

(a) 家族の經歷及び遺傳

(b) 詳細なる犯人の幼時及び其後の生活 (職業狀態の調査を含む) 各犯人に働いてゐる内外の要素と犯罪狀態との間の關係を定めるために犯人の性格又は心理上の糾立を徹底的に解剖すべきである。

(c) 犯人の心的態度——プリズンに於ける行狀並びに拘禁に對する反應。適當なるテストを應用して低能者の能力を決定すること。教育上必要な事項、作業の可能性を檢し、特異なる思想の傾向及び異常な情緒反應を仔細に研究して精神疾患の徴候を決定すること。種々の犯罪傾向に潜める動機を了解するがために犯狀を特に精密に研究すること。

(d) 身体検査——一般身体の狀況、体格の異常、特殊病の徴候、神経系統に於ける疾患を發見するに十分なる神経學上の診査、梅毒の有無を決定すべきテスト。凡ての犯人は他に傳染の虞なきに至るまで、レセプション・プリズンに於て隔離遮斷すべきものである。結核性の疾病に侵されてゐるものは特別の病監へ送らるべきで、社會復歸のあらゆる手段の試みらるゝ前に先づその治療に全力を盡くすべきである。

麻酔劑常用者は行刑施設に在つては重大な問題で、レセプション・プリズンに在る間は特別の手當を加ふべく、其後も惡癖矯正に要する期間内病院に收容すべきである。

2 受刑者の處分配置

- 一、市民権なきもの、本國への送還
- 二、刑の執行停止
- 三、プロベーション（裁判所は有罪の宣告を受けたるものを監視を付して一般社會内に生活せしむ）
- 四、發狂者のための病院（アサイラム—asylum）收容
- 五、精神耗弱者の監護施設
- 六、結核性疾疾病ある受刑者又は不治の疾病ある受刑者の病院（hospital）
- 七、刑務所（prison or penitentiary）

3 犯罪者の分類

- 一、比較的善良なるもの——訓練によつて改善の見込あるもので、誤つて罪を犯したのであるが、別に社會に對して怨恨を含んでゐないのであつて、多少の才智もあり、人物も良く、喜んで紀律に服するもの。
- 二、反社會的（anti-social）即ち常習犯人（habitual criminal）——「社會に報復せん」と「to get even with society」決心してゐる犯人。久しい犯罪記録を有つてゐるもので、仲間も悪く、悪風に染み、懶惰で、麻酔劑の慣用者か又は大酒飲みである。このグループには才智にたけた犯人の大き

なパーセンテージを含んでゐることがある。

- 三、心身缺陷にあるもの（defective delinquents）——種々の精神異常を有つてゐるものである。このグループに屬するものは、極めて嫉妬心深く、常に不満で、落着きなく、變り易く、生れつき改善不能のものであるが、智能のレベルは他の犯人のグループと比べると比較的の高いものがある。
- 四、低能なるもの（subnormal prisoners）——單純な精神耗弱者で、其者の犯罪は社會に對する忌まはしい態度より出たものでなく、むしろ低能で示唆にかゝり易いため結果で、たゞその低能なるがために普通の社會の生活狀態に適應して行くことができないのである。

此等の四つのクラスに屬する犯人は全く異つた訓練を要するもので、で、若しできるならば此等の犯人の收容せらるべき行刑施設も犯人の分類と相副ふものでなければならぬのである。（未完）

Journal of Criminal Law and Criminology,
February, 1930

American Impressions
of
a Polish Criminalist
J. Makarewicz

(五)

ナパノツクに於ける精神病犯人のための施設は、犯罪者の中から半ば發狂せるものを分類したといふ最初の経験であるためのみでなく、更らに茲處に犯人を收容する場合には、凡ての刑務所長と共に判事も亦た、その犯人の缺陷者のこのグループに屬するものなるや否を檢討しなければならぬといふ點で、特に重要なものとなるのである。八年間もナパノツクのディレクター（長）をやつてゐて、毎日々々此の問題にぶつかつてゐたドクター・セーヤー氏は、この長い間の研究の結果を二つの著書の中に收めてゐるのである。

刑事學者としての余の 米國所感 (下)

ポーランド共和國上院議員
ワルサウ大學法學部教授
法學博士 ヂエー・マカレーウイチ

二つの著書とは「犯人とナパノツク案」(“The Criminal and the Napanoch Plan”)と「明日の行刑制度」(“The Penology of Tomorrow”)是れである。ドクター・セーヤーの説く所によると、一般の受刑者は四つのグループに分たれるのである。

- a) 普通の正常な精神狀態を有つたもので、環境の悪いためにプリズンに入るやうなつたもの
 - b) 低能者
 - c) 精神疾患を有つてゐるもの
 - d) 感化手段の及ぼし得ないもの
- ドクター・セーヤーは (a) は多くて十五パーセント、(d) は多くて五パーセント、他の二つのグループが八十パー

セントをしめてゐるのであつて、これが精神缺陷者なのである。精神缺陷のあるものが主として犯罪者となる運命を有つてゐるといふことは、今までに屢々説かれた所であつて、この點に我々の注意を惹いたのは人類學者の一派である。しかし、ガロー（フランスの刑事學者）は「フランスの立法の現在の状態では、かゝる結論を考慮の中に入れることは、判事にはそれだけの権限はないのである」と曰つてゐるが、此點に關して困難な立場に在るのは獨りフランスの判事のみに限らないのである。之に反してニューヨーク州やマサチューセツツ州では此の問題については已に斷乎たる態度を取つてゐるのであつて、ナボノツクやブリツツウオーターが重要な施設であるのは此の故を以てである。

ドクター・セーヤーは、大部分の犯罪者は精神に缺陷のあるもので、缺陷者については絶對的にその刑期を定めることのできないもので、法律の刑のマキシムを越えてまでも拘禁しておく必要があるかどうかといふことさへ決しかねるものであるといふ事實から出發してゐるもので、氏は其著「明日の行刑制度」に於て、將來の刑法に於ては、判事は拘禁期間を定めず犯人を或るインスティテュション（施設）に送り、其期間を定めるものは

其施設のディレクター（長）となるだらう、と述べてゐるのである。此觀察にはニューヨーク州では法律家の間にさへも多くの賛同者を有つてゐて、前きのガヴァーナ（知事）アルフレッド・スミスも賛成の意を公にしてゐるのである。

か程までにも不定期刑がアメリカに人氣のあるといふことは、歐洲のものにとりては只だ驚かるゝのである。ドクター・セーヤーの言ふ所に従ふと、將來の刑法に生ずべき變化はこれに止まらないで、裁判の性質にまで變化が及んで、裁判といふものは單に由て以て施設の選擇を定むべき有罪の宣告だけになつてしまふであらうといふのである。普通のノーマルな犯人といふものは刑法にはさして重要視するに足らない程の少數のものに過ぎないものであるから、刑法上の刑罰といふものは只だ例外の場合に於ける拘禁の期間を限定する働きをするに止まつてしまふであらうと、これがセーヤー氏の謂ふ所の明日の行刑なるものなのである。

(六)

アメリカの刑法の發達は學說から出てゐないで、實驗の結果に出てたものであるといふ明かな證據は、累犯者

の取扱に見られるのである。重罪犯人を收容してゐるシン・シン刑務所の所長ですら、大部分の犯人はリホーム（感化改善）し得るものと公言して憚らないのを見ても、アメリカ人の樂天主義は認められ得るのである。しかし、この樂天主義にも拘らず「大部分」といふ語が「凡て」といふ語と同じものでないといふことを認めなければならぬ場合が幾度もあつたのである。リホームすることのできるのは「凡て」の犯人ではないのである。初めにはリホームするに困難なのは精神に缺陷あるものだと考へられてゐて、其の缺陷者のためにナボノツクの如き施設が設けられたのである。然るに、幾年か経つて、ナボノツクに入つてゐるものは缺陷者ばかりでなく、全くノーマルな犯人も澤山ゐて、等しくインコリチブル（改善不能）のクラスに屬するものであることが發見されたのである。

是に至つて、アメリカ人は辛抱がしきれなくなつたのである。辛抱しきれなくなると過激な解決方法を求めるのはアメリカ人の癖である。ニューヨークの行刑當局は曰つたものである。「發狂犯人のためのアサイラムにも收容できず又缺陷者としてナボノツクにも收容できない改善不能者がありとすれば、何處か別な處へ收容しなければ

ばならないが、全く普通ノーマルなものであつてみれば彼等は普通のプリズン中に置くより外に仕方がない。しかしプリズンは何は措いても彼等の受けつけないリホーム・イン・ジョンのために設けられたものであるから、我々は豫め、改善の望を棄て、假釋放の可能性はないものと思はなければならぬ。この論理トの結果は當然彼等を終身刑に處するより外に道はない。我々は明かに曰ふのである。プリズンは單に改善可能のものゝためにのみ設けられてゐるのだから、彼等に假釋放は許すべきでない。終身の拘禁に切りをつけるものは只だ知事の赦免あるのみである」と。これがその論理なのである。ニューヨーク州で刑法の第一九四二條に、四度び重罪（felony）を犯したるものに對しては假釋放委員（Parole Board）は假釋放の決定をなすを得ずといふ修正を加へたのは、一九二六年の事であつたのである（註——有名なるニューヨークのボームス法（Baumes Law）のS4のは是れで、州の上院議員のボームス氏が犯罪調査會の委員長となつてこの修正案を提議したより此稱があるのである。かくして此等の犯人は終身刑を受けなければならぬ事になつたのである。これは極めて簡単な修正であつたのである。終身刑が已に其時存在してゐたから之を採用した

のでもなければ、保安處分を採用したのでもないのである。單に假釋放委員はかゝる累犯者に對して假釋放の權を行使することができないと曰つたまでなのである。しかしながら、終身刑に處せられた普通の犯人は七年後には假釋放の恩典にあづかるのが、例となつてゐるのである。

累犯者に適用せられた此方法は理窟の上から言へば全く簡單であるが、しかし、この終身刑は二つの要素を含んでゐるとも云ひ得るのである。其一は最後の犯罪に對する刑罰で、他は累犯者、常習犯者、職業犯人から社會を防衛する社會淨化の手段である、とも云へるのである。余の見る所を以てすれば、報復觀念による處罰と保安處分とを打つて一丸としたものと思へるのである。といふと、アメリカ人は「歐洲人はいやに論理々々と主張するが、そんなら貴方達は何か別な方法を有つてゐるか。ノルウェーの刑法第六十三條には、特に社會に對し市民の生命財産健康に對して危険なりと思はれる累犯者の刑期の延長を規定してゐるではないか。かゝる犯人は最後の犯罪に對する刑罰を受けたと同じブリズンに最後の刑期の満了後、十五年までも拘禁されてゐるではないか。更らに、フランスの刑法に規定してある追放(Expulsion)は、

Legation)はかうだ。これは立派な保安處分ぢやないか。しかも、フランスの行刑制度では保安處分ではなく、一箇の刑罰となつてゐるぢやないか」(註一)。と喰つてかかつてくるかもしれないのである。Bourgeois. 而して、恐らくはアメリカ人のさう言ふのは正しいのである。

(註一) 法律に規定してある數だけの刑罰の宣告を受けたものには、判事は最後の犯罪に對して宣告した主刑に加へて附加刑として追放の刑を科せなければならぬのである。主刑に服した後、追放人(Expulsion)はアフリカのギニアに送らるゝのである。彼等は、其處で、終身懲役("travaux forcés à perpétuité")に處せられたものと等しい生活を、最後の日まで送らなければならぬのである。(ロンドン會議に於けるユীগネー教授の演述)。

しかし、ニューヨークの行刑當局が英國に倣つて豫防拘留を採用しなかつたのは甚だ訝かしいのである。一九一〇年には、ワシントンの國際刑務會議に英國政府の委員として出席したラツダルス・ブライス氏が、已に「一九〇八年英國の犯罪豫防法」なる該博な報告書を公にしてゐたから、彼等は豫防拘留のことを知つてゐた筈である。予の察する所では、彼等も亦た歐洲に於ける我々のやうに社會の保守主義と戦はなければならなかつたと見ゆるのである。毫も終身刑を變更することなく、累犯者

には假釋放を許さないといふだけの法律を可決するのはたゞ國事ではあるが新しい名稱を有つてゐる施設に犯人を社會より隔離するといふ、従つて一箇の新案といふべき法律を可決するよりも容易であつたのであらう。初めの場合には單に刑罰に過ぎないが、後の場合では箇人の自由を制限することになり、従つて恐らくは人間の權利と相反するものとして社會の反對に遭遇するであらう運命を有つてゐる一つの新案だからである。

この點について、前記のボームス法の歴史を語つてゐるニューヨークの犯罪個査委員(State Crime Commission)の報告は心理的な見方からして非常に面白いのである。この報告によると、已に久しい以前から當局では、發狂者でもなく缺陷者でもなく、しかも累犯者である犯人を永久に社會から隔離するの必要を痛感してゐたことが分るのである。是に於て、調査委員は一九二六年の彼のボームス法と稱せられる、前記の修正案を發案したのである。氏の修正案の通過した結果、重罪四犯のものを終身刑に處するといふ新法は團體の組織を有つてゐる職業犯人を戰慄せしめ、多くのものは暗中の活動を他の州に移したと曰はれてゐるのである。

察する處、この終身刑に關する法律は一般社會の輿論

とは合致してゐないので、單に専門家の間の論議の結果生れたものと思はれるのであつて、他日或は立法者の意志で再びその決議した法律を取消すに至るかもしれないのである。

實に、この法律は保安處分といふ新しい案を出して徒らに議論をかますのを怖れて、事實上の解決さへ出来れば可いものとして、昔しから誰れも知つてゐる終身刑といふ手段に出でた結果であることは、毫も怪しむに足らないのである。この法律については、其規定の過酷であるといふ非難がやかましかつたのであるが、しかし、若しこれが保安處分であつたら、變質者の犯人のステリ、ゼーション(生殖を不能にすること)を規定した法律の場合に於けりしが如く、かゝる過酷な箇人の社會的隔離は憲法の精神と合致するものなるや否やの問題が、とうの昔に叫び立てられたに違ひないのである。

アナトール・フランス(已に故人となつたフランスの有名な小説家にして批評家)は「學者と老人は新奇な事を好まない」("Savant et vieux, il n'aimait pas les nouveautés")と曰つたが、アメリカ人もこの學者のやうに新奇な事は好まないと思えるのである。

(七)

アメリカから歸つてから初めて、自分は出發の當時抱いてゐた疑問に對する解答を見出したのであつた。ワシントンの國では、自分は現在ヨーロッパで保安處分といふものに與へてゐるやうな意味の保安處分を見出すことはできなかつたのである。それは事實だが、しかし一方では、デモクラシー(民主主義)の本義も自由の愛も二つなから、或る犯罪の刑のマキシマムが法律で定められてゐるならば、たとへそのマキシマムが終身刑であつても、決して之に背馳するものではないことを發見したのである。尙ほ亦た、其犯人が精神に缺陷があつて特殊施設に收容されて其處で刑を受けた場合には、その刑の法律上のマキシマムが延長されてもデモクラシーのプリンシプル(本義)には背馳するものではないことを發見したのである。更らに又た、累犯者に終身刑が科されても、たとへこの刑の重大性と最後に行つた犯罪の重大性とか相一致しないことが明かであつても、毫もそのプリンシプルを害することにはならないのである。しかし此場合犯人の性格を考慮に入れることは勿論である。自分はまた、裁判所とは全く異つた機關で、行政長官

たる州の知事によつて指名された信頼すべき人々の一團から成る委員から發せらるゝ假釋放の決定がデモクラシーと自由との觀念に背馳するものでないことをも看取したのである。

是に於てか、デモクラシーのアメリカに於ける事情の此くの如くなるを見ては、我々は人權の見地に立つてポランドの刑法に於ける保安處分を攻撃する人々を毫も憚るには及ばないと思ふのである。しかも、我々は假釋放に對する監督についてはアメリカに於けるよりも遙かに進んでゐるのであつて、此點に於ては我々ヨーロッパ人が全幅の信頼を捧げてゐる裁判官の監督を採用してゐるのである。

茲處で、自分は、裁判官の監督はその決定を下す場合に、只だ刑務所の看守の報告に依らなければならぬことを恐れたフランスのユーゲネー教授の語を思ひ出すのである。この疑惧はもつともではあるが、決して失望するには及ばないのである。此點については、我々はアメリカ人のやつた經驗から學び得る所があらうと思ふのである。アメリカでは、プリズンや特殊施設から離れてゐる判事の監督に代ふるに、特殊のデューリー(陪審官)ともいふ

べき即ち假釋放委員の監督を以てしたのである。しかもこの委員は行刑施設と斷えず接觸してゐる信用のある人から成つてゐるのである。

茲處に参考とすべき或る物があるのである。我が臆病な國民を慰撫するために裁判官の監督が保存されておかれなければならないものとしたら、假釋放の場合に、判事の決定以前に、専門家並び當該施設と密接な關係を有つてゐる信用ある人々の組織する委員で一々のケースを慎重に診査せしめたらどんなものであらうか。彼等の意見はたゞの牢番である看守達の意見よりも値のあるものだらうと思ふのである。さうなれば、判事も申請された假釋放の早過ぎもせず晚過ぎもしないものであることについで一層深い信用が置けることと思ふのである。

假釋放の問題はぜひかういふ風に解決せられなければならないまゝと思ふ。(一)

Journal of Criminal Law and Criminology,
November, 1929



海外
時報

ワシントンに於ける
禁酒賛否大論戦

「禁酒法はアメリカ人の大失錯 ("the great American mistake") である」
「禁酒法は純粹無垢な幸福である」 ("an unmixed blessing")

禁酒法についての此の二つの批判は、今年二月ワシントンの下院の司法に關する委員會 (House Judiciary Committee) に催された禁酒法に關する査問會に提出された澤山の陳述の中から、恰も相對峙する二つの尖つた峰のやうにくつきりと浮び出してゐるのである。

非禁酒派 (wets) 禁酒派 (drys) 兩派のチャムピオンが大聲疾呼し、幾百のステートメントを發し、統計を列べ立て、相争うたこのワシントンの緊張しきつたドラマを、國民は已に一ヶ月以上も次から次と變る場面をながめて來たのである。已に形々しい證人の行列も過ぎ去り、新聞の社説もどなり立てるのを止めた今日、禁酒問題の成行を大觀してみると、「禁酒を是とするものは今

も尙ほ之を是とし、非とするものは今も尙ほ之を非としてゐる」ことを發見したのである。

非禁酒派のために呼び出された證人は四十人以上で、禁酒派の證人は更らに之よりも多かつたのである。今回の禁酒對抗戦の第一のイニングス (打撃順) を得たものは非禁酒派で、兩派の論戦には各七日間を割り當てられたのである。

禁酒問題に關する賛否兩派の意見の相違は、極めてきつぱりしたもので、各派のメンバーが證人席で相對するのを見ると、あらゆる職業に従事する人々を網羅してゐるのである。賛否兩派に屬するものには、醫師あり、辯護士あり、宗教家あり、科學者あり、教育家あり、工業家あり、農場經營者あり、統計家あり、記者あり、作家あり、ブローカーあり、社會事業家あり、且つ、單純に人の父として母として呼び出されたものもあつたのである。幾度かの議論の衝突はこのドラマに花を咲かせた

が、彼等はいづれも其見る所に従つて、禁酒法のアメリカの青年、公衆の健康、家族生活、工業、農業の上に及ぼす有害なる又は有利なる影響を證據立てたのである。禁酒法の影響を及ぼす箇々の事項に關しても、意見の相異は等しくはつきりと示されてゐたのである。

茲には一々各證人の陳述を掲げることが不可能であるが、禁酒問題のあらゆる形相について兩派の意見が如何に相反してゐるかを示すために、討論の激烈を極めた事項の一二に觸れてゐる陳述の一部を再録して見ることにする。例へば、工業に於ける禁酒法の影響といふことについては、アメリカの知名の工業家は兩派に分かれて争つてゐるのである。非禁酒派で最初に紹介されたのは、ニューヨークの銀行家兼ブローカーで、幾つもの大きな會社の重役をやつてゐるマーフィー氏で、氏は禁酒法は工業に有害だと述べてゐる。

ペンシルバニア鐵道會社の社長たるアツタバリー氏は禁酒法の廢業を主張し、「禁酒法が自分の鐵道の規律に關して聊かたりとも好結果を與へたとは思はない」と宣言してゐる。

最近ゼネラル・モーターズ會社の社長となつたピエル・デユ・ボン氏は禁酒法の廢業に賛し且つ曰く、「我々の工

場の職工の大部分は元來眞面目で正直で、立派に百パーセントの能率を上げてゐるので、禁酒法で更らに此の上良くならうとは思はない」。

禁酒派では、例のエディソンとホードとを引つぱり出して來たのである。エディソンは直ちに電報で、「自分は今も尙ほ禁酒法はこれまでに人間に益する目的で爲された最も偉大なる試みだと信じてゐる」と述べた。ホード氏はエディソン翁とフロリダに遊んでゐたが、同じく電報でメッセーヂを送つて來た。メッセーヂに曰ふ、「禁酒法は我國の男子並びに女子によつて承認されたものである。特に合衆國のプロスベリテイの原動力となつてゐる婦人によつて承認されてゐるのである。この國の眞面目な人士が禁酒法の廢棄せられたり又は危険な修正が加へられることを見るのを欲しないことはたしかである」と。

ホードの親友で、アメリカの産業及び經濟について色々の書物を著したサミエール・クローサー氏は、「今やアメリカの労働者は、前きにはサロンのバーで費消してゐた年額二十億弗乃至六十億弗を貯蓄し又は有効な方法に使用してゐるのである」と陳述してゐる。ウェット (非禁) とドライ (禁) の意見が全く相反對

してゐる他の條項は、禁酒法の青年に及ぼす影響である。禁酒法改正期成婦人團 (Women's Organization for National Prohibition Reform) のチャールズ・ザビーン女史は、

「禁酒法發布以前に於ては、人の母たる者は自分の子供の關係ではサロン(酒場)は余り怖れなかつたのである。何故なら、未成年者に酒を賣れば、サロンのキーパー(主人)は營業許可證を取り上げられてしまつたのである。しかし今日では、何處のスピークイージー(秘密の酒亭)へ行つてもボーイスやガールズが酒時には有毒な)を飲んでゐるのを發見できるのである。我國の青年には強烈な酒 (hard liquor) を飲む傾向が急に高まりつゝあるのであつて、この飲酒の問題は、我國の婦人達が自分の子供等を守護するために、どうかしなければならぬと感ずるに至つたほどに焦眉の問題となつてゐるのである」と主張してゐるのである。

婦人禁酒緩和聯盟 (National Women's Moderation League) の會長なるルイズ・グロツス女史は、「禁酒法は青年の風儀の崩解を招來しつゝある」と言明したのである。しかし、禁酒派でも負けてはゐないのであつて、ニ

ヨークの「ヘラルド・トリビュン」紙のワシントン特報によると、「ウォールド・クリステイアン・エンデボア・ユニオン」といふ基督教社會事業團體の會長にして、「クリステイアン・ヘラルド」紙の主筆なるニューヨークのドクター・ダニエル・ポーリング氏は、「現在はカレッヂ(大學)やハイ・スクールの學生の間には禁酒法發布以前よりも著しく飲酒の風は減じてゐる」と下院の委員會で述べてゐる。

シカゴ大學の競技部長アモス・アロンツオ・スタツグは、「我々のボーイスやガールズの行ひが誤つてゐるとしても、それは禁酒法の罪ではなく、我々兩親の罪である」と斷言してゐる。禁酒法に對する賛否兩派の主張する主たる箇條を簡単に要約して見ると次のやうなものである。

下院禁酒査問委員會に於ける兩派主要論點

- 禁酒派
- (一) 凡ての犯罪に對する收容件數の減少率は三七・七パーセントである——一九二六年合衆國統計年鑑。
 - (二) 現在アメリカの青年間に於ける飲酒の風は以前よりも衰へてゐる。
 - (三) アメリカの婦人は禁酒法の利益の永く保持せらるべきものである。

- (四) 昔時のサロンは之に伴ふ毒害と共に永久に驅逐されてしまつたのである。
- (五) 現在並びに將來の青年は彼等の父親を惱ました誘惑を逃がれることができる。
- (六) アメリカの勞働者は以前はサロンのバーで取られた年額二十億弗乃至六十億弗を貯蓄するか又は有効に使つてゐる。
- (七) 禁酒法は之を試むるにたとへ百年を費やすも、決して長過ぎはしない程の重要な生活の改造である。
- (八) 禁酒法はこの國の法律である。故に凡ての善良なる公民は之を遵奉しなければならない。
- (九) ビール及びワイン(葡萄酒)を許可するは昔時のサロンへの後戻りとなる虞がある。
- (十) 昔時の如く法律上酒類の販賣を許可して見るが、たとへ國家の監督の下に或る制限を加へたにせよ、その制限は直ちに破らるゝであらう。
- (十一) 禁酒法は發布されてからまだ十年にしかならないので、十才のボーイと同じく、まだ完全には秩序立つてはゐないのであつて、教育と訓練が必要である。

非禁酒派

- (一) 禁酒法は過去十年間斷えず犯罪を増加せしめて來たのである。
- (二) 現在アメリカの青年の間には以前よりも飯酒の風が盛んで

- ある。
- 三) アメリカの婦人は、禁酒法は失敗で國民の家族生活に對して一箇の脅威であることを確信してゐる。
- 四) 昔時のサロンの代りに現在我々は取締の手の及ばないスピークイージー(秘密の酒場)を有つてゐる。
- 五) 我が青年は急激に強烈な酒に對する嗜好を習ひ覺えた。
- 六) 一千九百萬人の生命被保險者に對する保險統計は、過去十年間に於けるアルコールに由る死亡數の六百パーセントの増加を示してゐる。
- 七) アメリカの勞働者の經濟状態は禁酒法により何等の變化を見ない。むしろ輕いワインとピヤを與へた方が結果は好からうと思ふ。
- 八) 若し今日より更らに十年間禁酒法をそのまゝにしておいたならば、この國は犯罪を職業とするギャング(黨類)と政黨屋によつて支配されるゝに至るであらう。
- 九) 今や各家庭のキッチン(台所)はサロン(酒場)となつてしまつた。
- 十) 禁酒法は憲法の精神に反するものである。
- 十一) 今や男も女も一群となつて酔拂つてゐる。この國の何處の雜貨店でもコクテールシエーカーを賣つてゐない處はない。
- 十二) 過去十年間の經驗は禁酒法の實施の絶對に不可能なることを示したのである。

Literary Digest, April 5, 1930

殺人國アメリカ

暴力による死亡数では、アメリカは依然として世界をリードしてゐるのである。しかも、その率は益々上るばかりなのである。

三十年かゝる統計の研究に従事しつゝあつたドクターフレデリック・エル・ホフマン氏は、人口の總計三千八百萬を有するアメリカの百四十一箇の都市について右の統計をとつた處、一九二九年に於て殺人による死亡数は三千九百九十三件で、十萬人について一〇・五件の割合なのである。一九二八年に於ける一〇・四の割に比べると一の増加である。

「この國民の直面する社會的並びに經濟的問題の中で、人命に對する危険の益々加つて行くといふことより重大な關心事はないのである」と氏は保險雜誌「スペクター」誌上で述べてゐる。

誌上に於ける氏の報告中に現はれた驚愕すべき事實の一つは、キャナダの十三箇の都市に於ける殺人率は一九二八年には十萬人について一・七である。イングラント及びウェールズに於ては人口十萬について僅かに〇・五であつたに反して、合衆國では人口登録のある地域に於

て同年に八・八であつたといふことである。ドクター・ホフマンは、合衆國の南部地區の殺人率のおびただしいことを述べ、一九二八年及び一九二九年に於ける最高の殺人率を有つてゐる南部の十都市を列挙してゐる。即ち、

市	1,928	1,929	1,928	1,929
モントリオール (モンペルジエ)	115	127	60.5	60.8
バーミンガム (アラバマ)	122	114	54.9	51.3
アトランタ (ジョージア)	115	130	45.1	51.0
フィヤクソンビル (フロリダ)	74	66	52.6	46.9
レキシントン (ケンタッキー)	15	19	30.8	39.0
モビル (アラバマ)	18	21	25.9	28.9
モービントン (ケンタッキー)	8	17	13.6	28.8
ニューオーリンズ (ルイジアナ)	111	124	25.9	28.9
ハクストン (テキサス)	72	76	26.2	27.6
チャールストン (南カロライナ)	18	20	23.7	26.4

南部地方の殺人率のおびただしいのは、南部地方に於ける極めて普遍的なガン(ピストル)の使用の習慣のためだ、とホフマン氏は言つてゐる。

シカゴ市が團体的な犯罪活動の中心地として、斷えず世人の注意を向けられてゐる事實を指摘して、ドクター

三十年間に亘る調査の結果として、ドクター・ホフマンは、「死刑が殺人に對する防止物とはならず、除去すべき野蠻時代の遺物なることを確信するに至つたのである」。

多くの新聞紙の意見を要約した後、チャールストン市の「ニューズ・クリアー」紙は、「アメリカの殺人レコードは、つい先達死んだ最高法院長 (Chief Justice) タフトの云つたやうに、世界の文明國のリーダーを以て自ら任ずる國のナショナル・デイスグレース (國恥) である」と斷言してゐる。

Literary Digest, April 5, 1930

ホフマンは、シカゴの殺人率は、一二・七であつて、アメリカ全体の平均率を越ゆることを甚しくないと註してゐる。ニューヨーク市も同じく団体組織の犯罪活動の中心地と目せられてゐるが、殺人率は七・一でアメリカ全体の平均率よりも遙かに低いのである。氏は更らに筆を進めて、

「アメリカ人は得心づくで、禁酒法を可決して、世界の他の如何なる國も過去の歴史に於て未だ嘗つて知らなかつた、驚くべき犯罪活動の団体組織を生起せしめたのである。已にこの法の實施其事すが、裁判所での有罪宣告は得られないとしても、殺人として類別さるゝ暴力による死亡をして其件數多大に上らしめてゐるのである。ギヤングスター (Gangster) (ギヤングと稱する日本の暴力團に似た犯罪を職業とする (主として酒の密賣、組織ある團體に屬する無頼の徒を云ふ) やガンマン (ピストル強盜) は殆んど毎日殺されてゐるのであつて、其件數も多大の殺人件數中に在つて決して侮るべからざる一項目となつてゐるのである。かゝる禍害の根本原因は疑ひもなく極めて容易に凶器の手に入られ且つ廣く配布され得ることに存するのである」と述べてゐる。

家具の改善と 室の改造に就て

湯川 左 右

テンポの早い時代の歩みにつれて生活の改善はより實際的となり住宅の改造等もより多く行はれる事と思ふ、従て家具の改善は自然の要求であらねばならぬ。家具の意匠製作手法等を考究し猶製作能率の増進を圖るのは専門家即ち設計圖案家及び製作者の職分であり責任であるのは勿論であるが、一般家庭の家具に對する理解なり嗜好なり即ち使用者の要求に大なる力を待つものである。家庭の慰安と室内家具とは多大の關係を有してゐるのはいふ迄もない、善き家具は音楽や書畫或ひは花卉器物等と共に大なる慰樂を與ふるものであるから、これが調製に當りてはよくよく考慮して我が國古來の國民性としての要求から進んで時代の潮流に従ひ現代の生活状態に適したる趣味嗜好に基く設計圖案により製作すべきである、故に設計圖案は慎重に研究を重ねたる作品でなければならぬ決して之を輕視してはならない、家具の改善はこれをメカニツクにする事が使命であると誤解してはな

らない。メカニツクのもの使用であるが得てして損じ易いものである。それを上手に取扱ふのが家具を取り扱ふ人の責任ではあるが、之によつて出來た家具は品位がない、品位のない家具は倦き易い家具であるといふ事が出来る、メカニツクの家具は臺所とか事務室に限り使用したいものである。メカニツクにする前に卓子の寸法を便利にし最も使用し易い種類を撰ばねばならぬ、從來の卓子椅子等は日本人と西洋人と身長に相違あるに拘らず卓子を二尺五寸の高さとし椅子も張り上げ迄一尺四寸から五寸位にしてゐたが近來では卓子の高さは二尺四寸位とし普通の椅子の高さは一尺三寸か一尺三寸五分位になつて來てゐる、家具の改善はどうしても子供の物から始まる事が自然の様である、子供は小學校で腰を掛けて讀む事書く事を教へられる、眞直に伸びねばならぬ子供の本性といふものを知る程の親ならば家庭でも先づ椅子と高い机を與へねばならない、日本人が西洋人に比して身長が短いのは長い間の座る習慣の爲である、昔の日本人には安倍兄弟の様な巨人もあつたではないか、寺院には昔から曲糸といふものがあつたが、一般には余り腰掛けらしいものを使はなかつたのである、電車や汽車の中でわざ／＼座つてゐる婦人を見かける事がある、座る事に

習慣づけられた者には座る方が樂なのであろうが、子供にとつて座るといふ事は自由であるべき五體を緊縛して自然の發育を害ふ事が大きいのであるから、心ある親達は子供のために四疊半の茶の間を簡素な椅子式食堂に變へるのである。さうして段々に大人の生活も更へられ家具調度の變改が必要になつて來る子供の使ふ道具といふと今まで大抵メカニツク一方の餘りに美感の乏しいものであつたけれども、子供は大人のまねをする、大人と同じものを喜ぶ(例へば小さい子供が大人の大きな下駄を穿きたがる様に)といふ本性からも又情操を育む爲にもなるべく趣味的な藝術味のあるものを選びねばならぬ又家具は簡易堅牢を旨とし住宅の改造に準すべきであるとは一應合理的の様であるが住宅はオフィスと違ひ肉體を育て靈を養ふ殿堂でなければならぬのであるから及ぶ限りの趣味藝術味を取り入れてより大きなそして高い慰めと悦びを求むべきである、といつても決して贅澤をするといふわけではない、吾人はこの不景氣に二重も三重もの生活をして居る、第一が衣服で禮服にしても紋付の羽織袴も要ればフロック、エンビ服、モーニング等も要るといつた風であるが之こそ贅澤である、室を椅子式にすればふだんの和服等も要らなくて済む、私は役所から歸る

とジャケットとズボンで仕事をやつてゐる、室の改造を最も簡單に行ふには疊の上に椅子を置く事である、疊の上に置く卓子は脚に疊ずりをしなければならぬが從來のものには申譯の様に薄い板を付けてゐたが厚板でやつた方が丈夫で体裁がよく高尙なものになる卓子の高さも二尺二寸位にして椅子は一尺二寸位にする歐洲の最も新らしいものに殆んど日本の座ぶとんより少々高い位の椅子がある、昔(ルイ十四世頃)は非常に高い椅子が流行して足台を使つてゐたが今はその足臺に腰をかける様なものだ、日本の座式の影響かも知れぬが適度に低いのは安易な感じがあつて悪くない、室が八疊か六疊なら申分ないが、若し四疊半だつたら卓子も椅子も小型にし書棚も奥行きを八寸位に高さを四尺五寸位にして壁には極淺い棚を取り付けて美しい本や飾り物を並べるといふ。額等の上に掛けるに餘り俯かない方がよろしい。さうして書齋兼應接室が出来る、來客の時にはそのまゝ食堂にもなる。今私の官舎について改造のモデルとして述べるに北向玄關の二疊の西が當の四疊半である、南は八疊の座敷に續いてゐてどちからも二枚の唐紙であるが、玄關との間の唐紙をはずして半分だけ間仕切りをするそれは高さ二尺五寸位にして闔だけの幅にする明いてゐる方との間に飾柱

を立てるそこに花や置物を置くとい寸室に餘裕を見せるし面白くなる冬はカーテンを吊ると洋室の感じが出る半間の押入れは上にパイプを横へて洋服をかけ並べ洋服だんすの代用をする、此處も開きになつてゐる、襖をはずしてパチツクのカーテンを吊つてゐる出窓に引出し付きの二段の棚を置き仕事の道具や紙切れを始末する、側面の壁には鏡をかけ化粧室の用事もすつかり足せるし四五人の來客なら折疊み式の手輕い椅子さへ使へば樂に食事も出来る。尙改造すれば出窓の下に棚を設けられ西側の壁の中に棚を西洋式にやれば便利此上なしであるが官舎なるが故に之は止してある。次に八疊の室を洋室にするには床の間に飾棚を置き其上に圓額か色紙掛けを吊し室の中央にセツトものの極アツサリしたものを置けば調和は取れる、八疊の椽がせめて四尺あればそこに簡單な籐のセツトを置いて一寸ペランダになるがこれからの家は是非共六尺位の椽にした方がよいと思ふ。

斯様に室の改造から家具の改善をすれば衣服も經濟的になり仕事をするにしても能率は上り子供の體格はよくなる事であるからプロレタリアの人は一日も早く實行を望む次第である。

福岡旭櫻吟社

尋花

孤杖尋花溪寺春 老僧邀我作嘉賓
山如太古轉幽寂 林下煎茶笑語親
梅軒 森 庚 吉

溪行一路入煙霞 山紫水明春日斜
黃鳥綿蠻啼不盡 停筇石上見桃花
停 筇 石 上 見 桃 花

又

拖杖遊行陌又阡 吟衣風煖午晴天
尋花來往曲江畔 題句經過峭壁前
楊柳綠邊黃鳥轉 天桃紅處黑牛眠
村郊自有幽閒趣 春色分明晴日妍
芳 軒 松 岡 武 四 郎

午風吹煖百花香 出郭吟遊引興長
到處鶯歌仍蝶舞 晴郊滿目漲春光
晴 郊 滿 目 漲 春 光

又

十里長郊鶯亂鳴 腰瓢有酒對花傾
風光滿目妍如畫 一醉陶然吟易成
一 醉 陶 然 吟 易 成



戸位の懺悔(十)

三水漁夫

○作業の争奪

行刑の實質と作業収入の増加とは必ずしも兩立すべきものではない。作業収入の増加に力を注げば行刑の實質たる職業訓練に缺陷を來すことは明かなる事實である。職業訓練の徹底を期する爲には作業の収益は顧慮するに及ばぬのである。故に私は作業の収益は行刑上の副産物と云うて居る。この副産物に重きを置きて行刑の本質を乱すが如きは首尾顛倒で素より避くべきことであるが、この副産物の多寡に依りて刑務事業經營上至大の關係を齎すことは洵に遺憾千萬である。つまり貧乏世帯の我國の狀態では行刑費の如き緊急なる新規必要費用もこれを支辨す

る財源を求めなければ支出豫算に計上せぬと云ふ悪慣例になつたのである。これは爲政者が行刑そのものの改良施設が國家の爲め急要なることに覺醒すればかかる悪慣例を残すのではないが、いかんせんこれが覺醒に乏しく、偶々覺醒せる人ありとするも、この事業が國防、交通、産業、などの如くけばしくなく且また地方的利害關係なきゆゑ人氣取り政策に没交渉の爲めいつも下敷きにされてをる有様だから、當分はこの悪慣例を打ち壊すことは難しと思はれ國家の爲め眞に残念至極である。

こんなわけで行刑の本質を亂してはならぬが副産物たる収益も増加せねば經營上忽ち支障を來すと云ふ次第で實務に従事するものの苦心は實に慘憺たるものである。これが爲め収益増加を強ひらるれば自然と行刑の本質を犠牲にすることもある。またその犠牲の程度に依り戒飭を加へらるるときは収益の減ずることとなる。兩立すべからざるこの行刑の實質と、作業収入の増加とを強ひて兩立せしめんとする爲め矛盾が出來無理が行はれるのである。

刑務所間の作業の争奪もその一で、恰も商店間の注文取り競争と同一の感あるは痛嘆に堪へぬ。その

結果はつまり需用者をして漁夫の利を占めさせるので、行刑本質の犠牲も収益の増収も更に償ふことが出来ぬことになるのである。前に述べた巢鴨に於ける委託作業の如きは二三の官廳に對し永年傳傳統的に注文を受けて居るもので行刑上の作業としては最も適切にして且収益も多いのでこれが附近刑務所の羨望の的となつて居たのであつた。ところが終に或る刑務所から一の委託官廳に對し分讓受託を申込んだ。委託官廳では永年巢鴨へ注文し何等の支障もないゆゑもし巢鴨に於て作業能力不足の場合は兎も角今のところ分讓せぬと一應は拒絶した。するとこの仕事は餘程工賃が高い自分の方では何割の低價で引受るからと云ふわけで、其官廳でも安價で出来ること云ふゆゑ分讓することにした。かうなると其飛沫は直に巢鴨へやつて来た「等しく刑務所の製作品で同一の品物を造るに價格の高低あるは不可なりこれが低下を望む」と止むなくこれに應ぜねばならぬ。其結果は翌年度の始めに至りて甲乙兩刑務所より見積りを出さることになつた。一方は作業拂底故低價な工賃を主張して容易に妥協が附かぬ。こんなわけで年々工賃低下の競争で共倒れの姿である。刑務收

入の大局より見て洵になげかはしきことであつた。尤もこれは委託者も受託者も共に官廳のことゆゑ國庫經濟の上から見れば忍ぶべしとするも、これが民間の會社個人に就ても同様の轍を踏み徒らに委託者をして利を得せしむることの多かりしはいつもながらその愚や笑ふべしであつた。

その後名古屋及大阪在職中も公衙、學校、會社、個人の委託たる靴、洋服、印刷物、木工製品等に就き附近刑務所の競争的進出に依り折角鞏固なる基礎を築きたる大量製作を浸害されたことは數かぎりないのである、而かも斯くして低價に引受けたる或る刑務所の如きは材料の選擇を過つたり、加工に不注意があつたりして注文に適合せず不合格品の始末に窮しこれが折衝の爲め益々刑務所製品の不良を暴露し不誠實を詰られたことも聞いた。此の如きは其刑務所の失態は援て全般刑務所製品の聲價に關することゆゑ各自互に三省の必要ありと思ふのである。ことに近年或は將來も續く世を擧げての不景氣に依る民間の勞銀低廉、失業及材料安價に基づく一般製作品に對抗して刑務所製品の聲價を顯すについては徒らに刑務所間の競争的作業争奪を爲して共倒れの

苦境に陥るが如き愚を學ばず、眼を大局に注ぎ時勢に順應して經營し行刑本質の犠牲を拂ふと少くして其副産物の益々増加せんことを希望するのである。

○刑務官練習所の講義

これは懺悔中の懺悔である、謙遜の詞に淺學非才と云ふが私は謙遜でなく眞實正銘の淺學非才である。とても講師などと云ふ柄ではないのであるが、別に理論に涉る學科はそれ相當の講師がある。私どもはただ實務の經驗に依る執務上の運用技術を授ければよい。理論と實務と相伴ふ養成を要するからと云ふ次第でこれを承諾したのであつた。ところが教壇に立つて實務上の話をすると自らその根據たる法令の章條に言及するのである。これでは他の講師の領域を浸害することになるからと、この點には常に注意をして曾て部下に對し教養の爲め訓授した原稿に基づき、これを監獄法の章條に分ちて講説したのであつた。さうしてこれを年を逐ひ回を累ねて増補改訂して不完全ながら一の教材となつたのである。素より淺薄なものであつて、この淺薄な教材に日常卑近の事實を加へての講義ゆゑ練習生諸君に對して

は慚愧に堪へぬ次第であつた。夫れでも練習生諸君は毎回極めて眞面目に緊張して傾聴され筆記された要處々々で質問などせられたのは今更感謝に堪へぬのである。

ことに私は性急で、はや口で、且自分でわかつてゐることは人もわかつてゐると云ふやうな風で話や文章を簡略する悪い癖がある、それゆゑ私の講義の筆記などには随分おこまりになつたであらうと恐縮して居る。この私の悪い癖は常に矯正に助めてゐたのであるが今以て矯正の實の擧らぬには自分ながら當惑して居る。現にこの私の「尸位」の懺悔一が刑政紙上に掲げられてあるのを読んで見ると木に竹を繼いだやうな文章もあり、また意の到らざるところも多い、或は誤植ではないか、校正の粗漏ではないかと、自分ながら他に累を及ぼさんとするやうなこともある。簡潔を尊ぶと云ふことは私の主義であるが夫れが爲め言辭や文章が他人に徹底せぬと云ふに至りては寔に愚の到りである。こんなことを考へつつ書くこの稿も矢張り同様であると思ふ。私が練習所の講義の教材としたこの淺薄な原稿……學理から云へば採るに足らぬもの。又實務から見ればありふれ

た當然の記述……それがゆくりなくも實務に當るる人々の歓迎を受けて出版を促さるるに至つたのは實に意外であつた。最初は練習所修業生に聞かれ、てもものづきにどんなものか一見したいと云ふ位のことであつたであらう。私は素より出版するなどの考は毛頭なかつた。ところが頻々と方々より看守教習所の教科書とするからは非出版してもらひたいとの勧告が来るのである、中には當方で印刷しようと思つて二三年間の練習生の筆記を集めて見たがいづれも同じ條章でほんの一端しかない、そちらで印刷が出来ねばこちらで印刷したいから原稿が借用したいなど云うて來た所もある。かうなると多少自惚れ気分が出て試みに各所へ所要部數を聞かせたら約七千部の申込みである。こんなつまらぬものを買ひかぶられ、後の嗤ひの種となることは覺悟しながら終に出版したのであつた。その後また諸方よりの申込みに依り再版とし又三版としたのである。こんな杜撰な淺薄な著述ゆゑ多數有識者のもの嗤ひとなつたことではあらうが、意外にも澤山の申込みを受け歓迎されたのは畢竟刑務に關する著書がないからである。飢えたるものは食物の善惡を問はず粗食以て美味と

し満足するの類である。今や刑務專攻の學士もある。學理と實務とを兼備さるる實務家もある。私はこれ等の方々に對し刑務に關する有益なる著述あらんことを切望して止まぬのである。しかしながら私の切望するところの著書は、飢えたるものに美食を與へてもらひたいと云ふのである。つまり對手者即ちこれを読むものは實務に従事するもの、ことに多數なる看守に對しての教養の爲めの著述を必要とするのである。それゆゑ直接執務の指針たる簡易なるものを望む。往々學者の筆に成るものを見るにその學者たる尊嚴を保たんがためとも思はるる本論に遠さかる沿革とか、定義とかを親切丁寧に解説し、その道中の長いわりに到着點たる眞の要所は頗る短かく、または歐米學者の名前を駢列して其所説を援用したりするものが多いゆゑ、教育程度と一致せぬため精讀を嫌忌するのみならず劇務の餘暇を以ての勉學には、自然讀書慾をそそることが薄くなると思はれる。これに就いて序に述べるが、私は「刑政」の記事には往々遺憾の點あるを常に痛切に感じて居る。「刑政」の讀者は主として刑務協會々員たる實務に従事

するものが最大多數である、ゆゑに「刑政」の使命はこれ等讀者を對象とせねばならぬことは云ふまでもないのである。この最大多數の讀者がこの「刑政」は吾等が機關雜誌である、吾等はこの機關雜誌によりて啓發もされ研究もされまた各自の意志希望をも述べることも出來、所謂最大多數讀者の教壇たり、また一大俱樂部たるものであるとの觀念を持たせねばならぬと思ふ。然るに現在この最大多數讀者の「刑政」に對する感じはどうである。これを率直に云へば

る記事があるとよいがなア、爲にならぬものは頗る高價だ。」

「僕は家庭のページがよい参考と思つてそれを見て歸つて家内に話したら大に笑はれたよ、そんなことはとふの昔の何とか云ふ婦人雜誌にあつたよ。」

「僕は例のホト、ギスを見るから刑政俳壇を通覽するが古臭い月並句ばかりで、あれで俳句だなどとは恐れ入る次第だよ、昭和の今日に十徳を着て瓢箪を提げて梅見に行くやうな時代錯誤の句を出す人があると思へば頗るなさけなくなつて來るよ。」

「この揭示は何んだウン……×月分刑政到着戒護部にて受取らるべし……また來たか、僕は二三ヶ月取りに行かぬが、君等が見て珍らしい記事があれば知らして呉れ給へ、逃走の記事か又は今練習所に居る××君の見學記でもあれば見るよ。」

「君はひどいナ二三ヶ月も受取りに行かんとはけしからん、僕は毎月見るよ、會費を出す報酬と思つて。しかし見るとは見るがいつも終りのページから逆に、そして歐文の嵌めてあるところは見るも嫌だ、我々には何の爲めにもならんから。雜誌としては高いことはないが少しは我々の参考にな

看守休憩所の話はどこでもこんなもので自分等の機關雜誌と云ふ觀念は少しもない。私は曾て成るべくこの「刑政」と親しましめんため、記事より問題を出して答案を作らしたり、また輪讀會をしたこと、記事につき講説や批評をして聞かせたりしたこともあつたがその際は止むなくこれに應ずるも、自ら進んでこれに依りて研瑛啓發し自己の向上に資せんとするもの寡ないのを遺憾に思つて居た。それで私の望むところは編輯に當らるる方々は最大多數

讀者たる實務に従事するものを対象として記事を選
擇するの一事である、又たどへ外國に於ける記事
でも歐文などを挟まず通俗平易に記述して看讀慾を
求め本誌を讀むもの一人にても多くならんことを
期すべきであると思ふ。

「刑政」二月號の編輯餘録に「本誌は高尚にもし
たいし、通俗的にもし度いが、本誌も刑務所の虎の
巻に止めないで社會的にも進出さして欲しい」と云
ふ意味があつた。私も同感で刑務界唯一の堂々たる
本誌は左もなくてはならぬ。だが前にも云ふやうに
この雑誌は最大多數讀者を対象としその最大多數の
者が會費を出して購讀するわけゆゑ、外部に對して
見榮を張ることは第二段の構へとされてはどうであ
らうか。主たる対象を基として編輯されるが至當で
はあるまいか。つまり外部に向つても本誌の權威を
失はず、多數讀者に對しても満足せしむるに努めら
るる爲め局に當らるる方々の慘憺たる苦心はお察し
するところで平の重盛のやうに進退谷まられて居ら
るであらうが、敢て神佛に祈誓されるまでもなく
「刑政」本來の使命たる大弊を正面より振り翳して
その使命の下に大衆を抱擁されんことを望んでやま

ないのである。...



ないのである。... (The text continues with a detailed discussion on the editorial stance and the role of the magazine in the legal and social context of the time.)

不良少年の激増は社會の罪

罰するよりも保護が肝要

司法次官 小原直氏述

毎年四月十七日は少年保護デーとして全國にわたり、種々の催
があるといふまでもない。本年も亦當日は東京市内各所に於て
記念講演會を開き、少年保護の趣旨を普及せしむることにつとめ
たが、J.O.A.K.に於ては同夜七時二十五分から小原司法次官
がマイクローフオンの前に立ち、大要次のやうな講演を爲し、全國
に中繼放送を爲すところがあつた。(Y生記)

わがくに於て、識者の研究考慮すべき社
會問題は澤山あるが、不良少年の教化保
護といふ事も亦その一つである。この問
題は、獨り少年自身又はその家庭のみの
問題ではなく、國家社會の重大問題であ
る。

歐米各國でも、世界大戰後不良少年の
激増を見たため、その教化保護についで
は眞剣に考慮されてゐる。わがくにても
大震災以來、漸次増加の傾向を示し、大
正十五年の統計によると、十四歳以上十
八歳未満の、全國少年数は約五百万ある
が、そのうち不良少年は五万五千餘人の
多數に及んでゐる。しかも、東京、大阪

等の大都會では、百人の少年中一人強の
犯罪少年を有してゐるのである。

しからばこれらを如何に處置すべきか
といふに、まづその原因を探究すれば、
遺傳體質等の先天的によるものもあるが
むしろ、家庭の缺陷、交友の不良、教育
の不完全その他境遇等の後天的、社會的
原因によるものが多いのである。すなは
ち、罪は少年自身にあるのではなく、社
會の罪は少年の罪といった方がよい位で
ある。だから不良少年は、これを罰する
よりは保護教化してやらねばならないの
である。この見地に基いて今より三十年
前北米に於て少年審判所なるものが設け

られ、その成績が良好であつたので、
洲各國でも漸次それを採用し、わがくに
でも大正二三年頃よりその制度の研究を
始め、大正十一年四月、少年法が公布さ
れたのである。そして少年審判所が出来
たが、財政上の關係から未だ東京、大阪
の二ヶ所だけしかなく、まだ地方には餘
り普及されてゐないのはまことに遺憾で
ある。故に將來財政の許す限り順次これ
を全國に實現したいと思つてゐる。

しかし、少年の保護は獨り國家の施設
のみによつて出来るものではない。社會
全體の援助と協力とが必要である。そし
て現在少年保護を委託してある民間の團
體は六十四に達してゐるが、本事業の發
達を期するためにはなほ國民全體がさら
に一層の同情と援助あらん事を希望する
ものである。長くも皇室におかせられて
は少年保護事業に特別の恩召を賜はり、
多額の御内帑金を下賜せられて、本事業
を御奨励あらせられる事はまことに感激
に堪へぬ次第である。
本日は宛かも少年法發布の記念日に相
當するので、私達はこの日を少年保護の
日としてゐるが、この日に於て廣く國民
全體に對し少年法を傳へ、理解と
協力を望むものである。

歐米視察談

(一)

大審院検事 法學博士 林 頼三郎

私は昨年先づ大体ヨーロッパ、アメリカを一通り廻りまして、昨年の末に歸朝しました。實は行つた目的はジュネーブで開かれた通貨偽造防止に關する國際會議、其處で條約を結ぶのが任務であり、其の傍ら司法事務、行刑事務、保護事業關係といふやうなことを視察するやうにと云ふ命令を受けまして、出来るだけ各方面のことを視る積りでありましたけれども、實は少し欲張つて、成だけ廣く各國を視たいといふ考へを起し、又視察すべき事項が可成り多いものでありますから、思ふやうに徹底した視察を遂げることが出来なかつた次第であります。

丁度行きがけには上海に寄りましたが、支那の刑務所などはどうなつて居るかと思ふやうなことも一通り視ました。

随分遅れて居る、形は日本と略同じでございますが、それから色々職員などを視ましたが、實に完全なもの、大体日本の刑務所を見習つたのでありませう、視ると云ふと澤山の書類があり、帳簿が備はつて居り、形式は完備して居るが、中を見ると書いてない所が随分多いといふやうな有様である、諸般の設備もひどいものです、それから死刑などを執行すると云ふことですから、死刑を執行する場所を見たいと思ひましたが、其の場所はない、一寸庭がありました其邊に棒を立つて、それに縛り付けて、鐵砲で射殺すと云ふやうな譯で、行つて見たが何處でやるのか分らぬ、是は随分遅れて居る方、併しひどく遅れて居ると思へば外國人には見せたくないものですが、支那の内でも恐らく整つて居らぬ所でありませう、それからずつと進んだ方では、一番新しいのはドイツのハンブルグから二、三哩を隔つて居るグラスノと云ふ所に刑務所があります、私參つたのが昨年の八月でありましたが、其處は三、四ヶ月前に初めて出来上つて、最近に收容して居る所でありまして、さうして恐らくは世界中で先づ新しい方であると思ひます。是などは非常にハイカラでありました、從來の刑務所の型とは全く異つて、監房の外などは普通の扉であつて、外部から見ると刑務所であるか、別荘であるか分らぬやうな建築をして居る、さうして中庭があつて廻りを監房が圍んで居る、中の方の窓には錠がかけてないので、監房の中から囚人が出やうとすれば勝手に出られる様な設備になつて居る、それが階級制度の上で上級の者であると云ふ譯でない唯刑の軽い者を入れるやうでありましたが、大体さうなつて居る、それ等が一番新しい、それ等と支那の刑務所を比べて

見るとまるで時代が違ふ感じがします、其他各國を廻つて見ますと國々で皆違ふ之を僅かな時間で申上げると云ふことは困難であり、殊にまだ實は歸りましたから非常に多忙であつて、よくまだ整頓がついて居らぬやうな譯でありますから、刑務所に關する専門的の事柄は或は附隨的に申上げることになるかも知れませぬが、大体さう云ふことに關係なく、歐米を一廻りしまして、私の特に感じたこと特に興味を惹いて、今でも頭にあるやうな事柄を二、三申上げて見たいと思ふのであります。

ふとでは困るから何とかしなければならぬと云ふことで、それ等の國の關係者の間に段々さう云ふことが唱へられて居つた、ところがヨーロッパの大戦以後さう云ふ貨幣偽造を他國に行つてやるのが非常に盛んになつて來た、特に著しい事柄といふのはハンガリーでフランスの貨幣三千万フランを偽造したと云ふ事件が起つた、それが大体今度國際會議を開く直接の動因となつたわけでありまして、それはどんなことであつたかと云ふと三千万フラン偽造など、云ふことは貨幣偽造事件としては開關以來の大事件であります。殊に其の關係者がハンガリーの樞密顧問官であるとか、警視總監であるとか、陸軍の現役軍人であるとか云ふ様な要路の人が共謀して大規模な組織の下に偽造したわけでありまして、さうして現役軍人の大佐がオランダの銀行に行つて偽造紙幣の兩替をした時に始めて發覺した。其の前に餘程流通したのであります。それで取押へられてハンガリーへ送つて

其の前に一寸通貨偽造防止に關する國際會議を何故開くやうになつたか、此の事もヨーロッパの事情を知るに付て多少の参考になると思ひます、極めてかい摘んで大筋だけを申上げたいと思ひます、今度ジュネーブで貨幣偽造を國際的に防遏しなければならぬと云ふことで、三十五ヶ國の代表者が集つて條約を結んだのであります、貨幣偽造の防遏を何故さ

して置くと云ふことが随分ある、さう云

ハンガリーで裁判を受けた。それで一切の事情が分つたのであるが、しかしハンガリーの裁判所では非常に軽い處分にした、結り自分の國の貨幣を偽造したのではない、フランスの貨幣を偽造した。一体フランスとハンガリーとは非常に仲が悪い國で、裁判所でそれだけの大事件であるのに裁判の結果はどうであるかと云ふと一番重いのが懲役三年、軽いのは懲役八ヶ月、驚ろくべき軽い裁判であつた。それをフランスは非常に憤慨したわけ一体なぜハンガリーのさう云ふ要路の人がフランスの貨幣を偽造したか、それはあちらの方の事情を知ることについて大變面白いことがある。ハンガリーは御承知のやうに王國ではありませんけれども、今王が缺員になつて居る、之は吾々が日本人的考へると實に諒解出来ぬわけです。王國であつて王は居ない、本來がハンガリーはオースタリーとは別の國ではありませんが、一人の王様が半年はオースタリー、半年はハンガリーと交る／＼治めて居つ

たやうな國であるが大戦の結果王様が廢された。併し王國は王國だが王は缺員になつて居るといふやうな有様、吾々の考へる天皇といふのはまるで感じが違ふ。それで王の候補者があつて盛んに運動してをるやうなわけ、一番盛んにやつてをるのが、前の王様のオットーといふ人と、オットーの叔父さんのアルフレツド、此の二人が頻りに運動してをる、中にはどうもさういふ人はいかぬから、日本のどなたか宮様を迎へて王様にしようといふやうなことを熱心に主張してをる人がある。ハンガリーは日本に好感を有つてをって、吾々が行つても非常に尊敬を受けるし、好遇を受けて非常に愉快、それで日本の宮様を御迎へしようといふことまでハンガリーの一部の人はいつてをる。われ／＼が行つて各方面の人と交際して、成程さうかなと思ふ位、或は選舉でやらうといふやうな論もある、兎に角王様にならうといふのには相當に運動が必要であるし、それに付ては金が掛るら

しい、随分妙な話です。そこでアルフレツドといふ人がどうしても自分がなりたい、それには軍資金が必要だ。そこでいろいろ才覚をして見た、けれどもどうも方法がない。結局だん／＼腹心者と相談して見た結果これは貨幣を偽造するより仕方がないといふことになつて、大規模な偽造が行はれた公侯のグレイドなど、いふ人が親玉になつて警視總監のナドリなど、いふ人が參謀で、陸軍の製造室で、陸軍の技師が地下室でそれを造つた。そんな風なことでその當時はヨーロッパを驚かした。フランスと云ふものゝ流通が止つて經濟上大打撃それで各國が非常に恐れた。どうも自國の紙幣が外國で偽造されるといふことが行はれる。日本などはずつと離れてをりますが、ヨーロッパでは交通が接近してをって、二、三時間では直ぐ他國に行かれる、東海道の汽車で静岡あたりに行かぬうちに外の國の都に着いてをるといふやうなことがあるから、他の國でやるのは造作ない、所によつて

は汽車に乗つて旅行するやうな体裁で飛行機に乗つて旅行してをるから、外國に行つて巧みに偽造するといふことが非常に樂に出来る、そこで外の國では非常に驚いた。かういふことになつては一國の經濟力が破壊されると、戦後のことであるし非常に驚いたのであります。そこで國際聯盟へフランスから提案をして、どうしても國際的に防遏しようといふので條約を締結することになつた。大体その條約は外國の貨幣も内國の貨幣と同じやうに保護し、同じやうに取締り、同じやうに罰する。かういふ原則の下に條約が出来たのであります。一体申すといふと何も貨幣偽造だけが國際的に防遏する一番必要なものであるといふことはわれわれとしては考へられない、もつと理想的の犯罪であるとか、その國際的に防遏しなければならぬことを感ずる犯罪は澤山ある。殊に日本の立場に於てはさうである。日本の通貨を偽造したといふ問題はヨーロッパ大國には先づない、實際的に

あつたのはロシア、アメリカ、シヤム、支那、此の四ヶ國の關係に於て從來の實例はあるが、その他には今迄ないのであります。併しながらだんだん交通機關が敏活になつて、世界が狭くなるのでありますから、將來を慮れば日本でも相當心配しなければならぬ。殊に日本は今日でも世界的に非常に優越な地位を認められてをるものですから、世界的の會議のある場合には日本の参加といふことが絶對の要件になつてをる。之は日本のために非常に喜ぶべきことである。それで日本も参加して、さうして日本の立場から公正の意見を述べて、日本の主張した意見は殆ど全部採用せられて條約が出来たやうなことであります。

じた、丁度國力を測る物差——これは或所でもお話ししたともあるが、ジュネーブに行つて見るとちやんと物差がある、世界各國の國力がその物差を見ると直ぐに分る、それは何かといふと國際聯盟に加入した國は國際聯盟へ毎年費用を納めなければならぬ、この費用の額を決める時に國際聯盟の理事會が非常に詳細に調査をし、有ゆる方面から國力を調べて、その國力に相當する負担額を決定した、その負担額を見ると、國力が直ぐ分るといふことになつてをる、これは私があちらに參つて、あちらの人に聽いて初めて知つて、それでは國力といふものは直ぐ表によつて分るといふことを感じたのであります。それによりますとイギリスが一年に百二十萬圓負担しをる。それからドイツとフランスが八十萬圓、日本とイタリアが六十萬圓、それから極く小さい國力の劣るへてをる國では一年に五萬圓位しか出しませぬので、非常に差がある。たゞアメリカが聯盟に入つてをりませぬ

からアメリカの負担額といふものはない併しアメリカは大体イギリスと同じ位の国力のものと認められてをる、それで英、米、佛、獨、日、伊、かういふ順序になる、日本が世界中の第五番目の國であるといふことはこれで明白である、併しそこに五番目であるか六番目であるかといふことはイタリー人と日本人とで見解が違ふ、イタリーは或は自分は五番目だといつてをるかも知れぬ、兎に角五番目が六番目かどつちに違ひない、それで今日世界中には國が六十何ヶ國がある、その中には大戦後出来た小さい國があるがその中で日本が五番目が六番目といふのですから國としては實にえらい。さういふ次第で私は成るだけ各國に参りまして各國の立法、司法、行政方面の先づ主腦者と見る人には會つて見やうといふ方針で行つた、大体その通りに都合よく運んだのでありますが、何處に行つても矢張り國力を認めて、國力相當に尊敬を拂つて呉れる、全く國力が非常に進んで世界

的に優秀な地位を占めたといふ有難味をつく／＼と感じた。それで非常に都合よく各國を旅行することが出来ました。スイスで會議を終りましてからオースタリーに参り、ハンガリーに参り、ルーマニヤ、ギリシヤと云ふやうにだん／＼に参つたのでありますが、刑務所を視察するに付ては何處でも同じことでありますが、善い刑務所は見せて呉れる、併し悪い刑務所はどうしても見せない。オースタリーでは立派な女監があります。これは何れ行刑局などではよく御視察になつてをるでせうが、世界の中でも女監としては一、二を争ふ所であらうと思つて感心したのであります、組織の違ふ點は女囚を取扱つてをる人々といふものは皆尼さんで、宗教團體がやつてをる。さうしてたゞ行政方面だけは男の役人で、それが矢張り刑務所長である外は皆尼さんでございます。行つて見て非常に感じがよい。私共参りますといふと、丁度學校か何かのやうに綺麗な着物を着てをつて

皆起立をして挨拶をするといふやうなことであります。さういふところは實によく行つてをりました。それからハンガリーの刑務所、農園刑務所としてあすこでは有名であります、これにも行つて見ました、正木書記官などは刑務所の中に御泊りになつたといふことです。私は泊りませぬでしたが、ベットのの上に腰をかけて見ました。さういふ風に向ふで良いと思つてをる所は快よく見せて呉れまいし、非常に忙しくて見たくないと思つても是非見て行つてくれといつて引張つて行くやうなことであります。ハンガリーを済ませてルーマニヤに参りました。司法大臣にも會ひ、いろ／＼話を聴いたり裁判所を視たりした、それから刑務所を是非見たいといふとそれでは見て呉れ、秘書官を上げますといふことで誠に事無く済んだ。それから翌日特つて居つたところが、秘書官がやつて来て、實は今日刑務所に御案内する筈であつたところが、傳染病が昨夜から出来た

傳染病のあるところに御連れ申すのはいけないと思ひますから御見合せを願ひたい、斯ういふことです。その時に直覺したことは、あすこの刑務所は餘り良くないらしい、どうも吾々が見ては困るのではないかと思ふ。併し私が司法大臣に直接見たいといつたものですから斷はる譯に行かぬ、それで承諾はしたが、何とか見せぬやうにしなければならぬといふので、傳染病の發生といふことを口實に斷つたのであらうと想像するのですが、あすこに行つてだん／＼聞いて見ると、人に見せるやうなものではないらしい。それからトルコに行きました。トルコも見せて呉れない、是は刑務所の前まで行きましたが、昔の監獄で城砦みたやうな所でありまして、兵隊が劍付鐵砲を持つて守つてゐるといふやうに、殊に城砦が方々煉瓦が缺けたり、壊れたりしてをるので凄いやうな有様、これも是非見たいと思つて交渉したのですけれども、生憎あすこは首府がコンスタンチノーブル

であつたが、革命の結果アンゴラに移つた。其處に政府がある。このアンゴラまで二晝夜もかゝる所ですが、其處に行つて許可を受けなければならぬ、それにはどうしても一週間や十日はかゝる、それまで待つてをつて貰へば手續はして見ることが、併し許可になるかどうか分らぬといふことであつた。そんなことでトルコの刑務所は視ることが出来なかつた。大体各國を廻つて見て、良い所は見せるが、悪い所は何とかいつて見せないやうな方針をとる。これは日本でもさういふことがないとは限らぬやうに思ふ。行刑のことはトルコはそんな風で見ることは出来なかつたが、外の一般の事柄に付て非常に感心したことがある。それは政治家の態度が非常に眞面目、これはつく／＼私はその時に感じた。それと一國の王様が自分の榮華のみを思つて、國民の休戚に思ひを及ぼすことが少ない。斯ういふものがトルコに行つた時に非常に深く頭に入つた、非常に強く心を打つた。

その時に私は實際日本の皇室の有難いことを今更ながらしみ／＼と感じた。これは私のみではありません、日本を離れて外から日本を顧みるといふと何人もさういふ感じがするのでないかと思ふのであります、先程申したハンガリーあたりに行つて見ても、王様など、いふものは役人か何だかわけが分らぬ。缺員があつて頻りに運動する人があるといふやうなことで日本人としては想像が出来ないやうな事柄。トルコに行つて見ましても、革命の結果として今王様は外に逃げてをる、前の王城や何かをすつかり見せて呉れた。それから離宮も見せて呉れた、その時に私は實に立派なのに驚いた。華美を盡せるもので本當に金銀珠玉を部屋の中でも何でも鑲めてをる。壁でも椅子でもテーブルでもその通り、玉座など金金の延金にいろ／＼な寶石が鑲めてある、尤もさういふ王様のをる所とか、什器諸道具の立派なことは必ずしもトルコばかりでない。フランスのベルサイユの

宮殿とか、オースタリーの宮殿であると
か、一通りずつと見て参つたが、その贅
澤さは日本の皇室の御質素なるに比べて
話にならぬ、實に日本の、皇室などは長
れ多いやうに思ふわけ。トルコは殊に甚
ましい。水を容れる器などはダイヤモンド
とか、ルビーとか、私共名も知らぬやう
な珠玉を鑲めてをる。殊に王様の劍の身
にダイヤモンドや寶石が鑲めてあつて、
劍の造りでない。その時に私はこの王室
の亡びるのは當り前だと思つて、思つ
た。劍の身に寶石などを鑲めたのでは劍
の用をなさぬ。劍の精神は亡びてをる。
それと同時に王様が自分の贅澤のみをし
て國民から誅求して、國民の幸福を圖ら
ぬといふことが、その一例で分る、宜な
る哉、革命が起つて王室は潰れてしまつ
た。この時に私は本當に日本の國體、日
本の皇室のことをつくつくと感じた。

後にギリシャがトルコに攻込んで、ケマ
ルバシヤは在郷軍人であるが、このギリ
シャ軍を追つ拂つた。それで推されて大
統領になった人であります。これが大改
革を死物狂ひでやつてをる。毀譽褒貶ど
ころでない、全く命を度外にしてやつて
をることがいき／＼として見える。この
眞劍にやつてをることはイタリーでもス
ペインでもわれ／＼が輕蔑してをるやう
な國で今日革命をやり、改革をやつてを
る所がありますが、そこらの政治家とい
ふものが非常な眞面目、誠意誠心をもつ
てやつてをるのであります。決して黨利
黨略のために國家民性を思ふこと薄いと
いふやうなやり方とは非常に違ふことが
頭にびん／＼響いて來る、その時にも自
分の國を顧みて感慨之を久ふした。



兒童愛護の願ひに燃えて

—— 五月五日 全國乳幼児愛護デーの
活動を終へて ——

草 間 豊

子供の日、五月五日を意義ふかく送つ
た。この日を中心にして私たちは第四回
乳幼児愛護デーを実施しました。兒童愛
護の旗のもとに、意義ふかい全國的活動
を開始し、諸種の愛護施設が組織づけら
れてから、既にその第四年を迎ふるに至
つたのである。

過ぐる數年間の経験は、眞に秘められ
た兒童の世紀への黎明をわれらに約束し
た。更に／＼緑の五月を期して、一段の
力強い勞作へと精進した譯である。

この機会に、交替の交替を爲すわれら
の子供達を考へて置くことは、また決し
て無意義な仕業ではあるまいと思ふ。

一切の兒童は、「強く賢く愛らしく」育
くまらべき本然性をもつて生れました。
従つて又世の親たちの胸は、その子をま
るらかに育てあげたい念願に燃えてゐる
そして社會はまた「兒童の世界」を完全
に見守るべく正義に生きてゐる筈である。

然るに複雑錯綜した近時の社會實情は
動もすれば兒童保育の上にも亦幾多の欠
陥をもたらし、心身の發育上障害をき
たすこと又大なるものがある。この欠陥
除去のため、眞に兒童をその不幸な境地
から救ひ、伸々と本然の生命を育てあげ
ることの急務である事は言ふ迄もない處
である。そこに兒童愛護運動の犯すべか
らざる存在意義が見出されるでありませ
う。

しかも斯うして母性及び小兒の愛護運
動を徹底することは、常に交替すべき次
代の國民の健全なる成育上緊要なるのみ
でなく、ひろく一般國民の保健福祉に影
響するところ實に至大であると考へる。

この故を以て、特に毎年端午の節句を期
し、乳幼児愛護デーの全國的催しを提唱
統制し來つたのであるが、全國各地とも
相當好成绩を擧げてゐるのは、洵に機宜
に適した計畫施設と云はねばならない。

かうした全國的運動の重要な一環とし
て、私たちの運動も數年間續けられてき
た。その間の経験が果してわれ／＼に何
を教へたであらうか。その重要なひとつ
は、時代が既にこの問題に對して、單
なる宣傳や空騒ぎの時期として、ま
さに實行的で永續性のある運動を要求す
るに至つたと云ふことである。と言つて
も、從來の運動がさうして誤謬を犯した
と言ふ譯ではない。唯、その運動が手を

擴げれば擴げるほど、その事を警戒して行きたいが爲に敢言するのである。勿論、まだ、宣傳の手をゆるむべきではなくより廣くより効果的に行ふべきだが、例へば、同時にたつた一人でもいゝ本當に救はれた喜びに生きる母子を見出すことに心を凝らしたものである。この重點に就て、もつと當事者が熟慮反省を重ね、最も着實に具体的な事業に着手する事こそ永遠の賢策ではあるまいか。

私たちは此處で、次の「生ける實話」を味はつておきたいと思ふ。

私は去年十一月のこと、本所江東橋のある小さな「母の會」を參觀した。この會は數人の母親が中心となつて、育兒に關する知識を互に交換し、時々、専門の醫師の講話、或は精神的講話等を聴く、さゝやかな謂ゆる「おつかさん」達の井戸端會議の少し精練されたといふ様な形のもので、大抵月に一回位三十名程集る様である。その例會に、三名の母親が赤坊を負うたまゝ、代るゝ講壇に立

つて、育兒の經驗談をやつて、會衆を驚かした。

その一人の話であるが、「自分は去る五月五日愛護デーの時、江東橋の兒童相談所に偶然のことで、赤坊をつれて行つて診て貰ひました。その時は、今迄醫者にかけたこともなく、丈夫に育つて大きなことを自慢してゐたので、検査の先生に賞めて貰ふつもりでした。然るにその満一年ばかりの兒が、如何も少し歩きつきが變であるから、是非、念のため一應レントゲン検査を受けよと言はれました併し、猶、自分はこの兒の無病息災を信じてゐましたので、一時はわざゝ検査を受ける必要はあるまいとまで思ひました。けれども猶歸つて、主人と相談の上氣安めの爲翌日大學病院でレントゲン検査を受けました。

ところが其の結果「先天性股關節脱臼」と云ふ手遅れになれば一生治癒せぬ重症の早期であることが發見せられた。併し、幸にも極めて早期だから數ヶ月のマッサージで治るであらうと云ふことで、

翌日から我が子可愛さから、遠路を毎日大學病院へ通ひました。然るに幸ひ僅か四週間目にボキツと音がして、その脱臼が整復せられ、其後數週にして、全く治癒し、この通り立派に育つて居りますがそれから常に健康相談所に參つてゐます。これも私があの愛護デーに一寸立寄つたばかりに、一人の子供を一生の不具から救ふことが出来たのであります」と可愛らしい子供を高くかゝけて、會衆に示しながら證言致しました。

私は偶然、ほんとに偶然、思ひがけない處で、思ひがけない時に一人の無名の母親の偽らざる經驗談によつて、あの五月五日の愛護デーの催しを思ひ浮べ、如何なる大家の講話より以上に感動を受けたのであつた。本當に之程の喜びを持つた唯一人の貪しい母親を見出したゞけでも、われらの運動は決して無意義でなかつたと言つてよからう。併し、私は全國にはこの様な悦びを持つた母親が決して唯一人でないことを信ぜず、にみられたい……。

これは乳幼兒愛護運動が生んだほんの一挿話であるに過ぎない。言ふ迄もなく兒童保護の畑は實に廣汎なものであり、乳幼兒の愛護には今後なほ無限の努力を要するものであるから、あらゆる恒久的にして意識ある施設を漸次に作興して、その實績を収むべきであると考へる。

要するに兒童保護が、抽象的運動から具體的變護運動へ、集團的運動から個別運動へと展開し、それがわれらの重要な新目標となつて來たのは明かな事實である。かうして、眞に運動の街頭進出を企圖し、都市方面に、農漁村方面に、徹底した社會的施設を試みやうとする事が今後の新しい方向となるであらう。そして小さなことのひとつ宛でも、實際に役立つ仕事を片附けて行つて、眞に兒童の幸福を招來するのでなければ、この運動の影も薄くなるに違ひない。

かゝる意圖のもとに、私たちは兒童愛護の旗印を高くかゝけて、汗だくになつてその日の宣傳に努めた。心ある人々に

更にこの日の心意氣を永久に續かせて貰ひたい。可愛い、子達のすこやかに純正に育つ顔を見る事ほど、まことに美しい人生の幸福は何うしたつて他に求めること

とができないではないか。子供は虫ばまれない双葉である。緑濃く伸々と育てあげらるべきだ、強く賢く愛らしく!

東京控訴院管内在の刑務所長協議會

五月七日より十日まで四日間、本會第二講堂にて、東京控訴院管内在の刑務所長協議會を開催せり。

本會理事會開催

四月十八日午後四時より開會、松井會長、岡部、根本、佐藤、椎名、吉田、住江の各理事及び島田主事列席の上、本協會住宅移築の一部竣工につき、其賃貸料の件並に殘部の移築方法、其他の件に付協議決定するところがあつた。

或る受刑者の歌

橋田東聲

或日N刑務所のOといふ人から一通の手紙をうけとつたが、それには私の名を雑誌「人」によつて知つたこと、その人が私と同縣人であることから、今年五十五歳で、N刑務所に入つてから二十年を経過したが、その間にいつか歌をよんで自らたのしむ様になり、今日では毎日數首を試みてをる。こゝにそれを封入して置くから、歌になつて居るかどうか見て欲しいといふ依頼である。

それはペン書の細字で、去年のくればあたりから最近までの歌三十首を書いてある。私は早速一讀した。本人は文字について素養なく、只見たまゝおもふまゝをならべたのであるから、歌と

いふものになつてゐるか否か解らないといつてゐるが、相當にうたひこなしをり、中には佳作と思はれる歌もあるのである。その二三を引いて、こゝに讀後感を語りたいとおもふ。何かの参考にならう。

織り織りてはたまた織りて年くれぬくる年もまた久留米織りて年くれぬくる年もある。毎日久留米織りて年くれぬくる年もある。この刑務所は先年私も一見したことがある。いかにも久留米織りてゐる室があつた。大鳥も天かけりつゝ恐るめり土佐の海邊の龍申しのぼゆ 新年勅題とあるから、今年の海邊

巖をよんだものであらう。龍申といふのは奇岩怪石を以て鳴る土佐の奇勝である。新年獄舎にありて、望郷の歎をもらしたものである。坂本龍馬をしのぶ一首もある。

年ながくひとりひとりに起き臥して獨りにて足るくせつきにけり ひつそりとあたり明るき壁により自分の番をひとり待つひま 作者のひとりの「生活」がおのづからしみ出でゐる。之等は歌としても立派な文學になつてゐると思ふ。しつとりと南天の實の赤さかな 紅寶石のすゞなりにして

これは歌としてはとくによいといふ程ではない。しかし私は斯うしたところに眼をつけた作者の心境に興味をもつ。二十年入所してゐるといへば、この人は大罪を犯してゐるであらう。しかも時あつては、南天の赤實をあはれとおもふ人である。これが同一人である。純眞な子供の心

が、今やこの人に起つてゐる。その時に作者の眼に映じた南天が即ちこの作となつてゐる。されば人は生れながらにして罪を犯すのでもなく、又死ぬまで救はれないといふ頑迷なものでもない。罪に入る時、それは正に一步の差である。私は罪はにくむが、どうしても人はにくめない。やはり善が人の性であるやうに思ふ。詩や歌はさうした時に生れる。

三 寒き日を乃木將軍のその子等がつくりなれたる角力火鉢はや これは私には解しかねる。 朝な夕な洗ふたなそいつにて もすりもむ毎に垢のいづるよ いかなる君子にも缺點はある。人性は概ね同じものである。容易には人は憎めない。 うき目にやあひつゝあらむけたましく豚がなくなり人の聲して

この歌もよい。豚の上に深い同情

をよせてゐるこの作者をおもふ。

四 けふは早や二月の末よ毎朝の冷水摩擦もらくになりたり 實感である。所内にありては季節の移りが最もたのしい事であらう。 西山にしづむゆふべを見なれけり 眞日は高けど今しましかも これには或る宗教味があるやうに見える。「西の光」の靈氣を感じる心持である。 天きりて寒き空なり飛行機は聲を力にうなりゆくかも N刑務所はO町の海軍航空隊に近い。晴れたる空をとびゆく飛行機を刑務所の中から、或る時ふと仰いだのであらう。しかし今の作者はそれを客観するだけの餘裕をもつてゐる。それによつて徒に人間の「自由」を叫ぶ如きことはしないのである。 紀元節の日には 遠つ世を仰ぐけふかな我國は二千五百有九十年の春

とよんだ。これはよい歌である。なか／＼一角の腕をもつてゐることが分る。 たゞひとり立ちつ坐りつくらがりはしましがほどもうらさびしきや この歌には作者の心のうききが頗る敏感に、あはれに出でゐる。 おもふに、今のこの作者は、現在に安住して、やすらかにその日その日を送つてゐるであらう。そこにはあきらめの末に辿りついた安心の境涯がある。愛憎を超えた、しづかな世界がある。それは宗教に通ふ。歌がこのところから生れるに不思議はないが、それでもこれは何人にも期待することは出来ないものであつて、この人はそれだけ、謂はゞ恵まれてゐる譯である。 歌を心の伴侶として、健康に働いてをる。作者は幸福なりといふべきである。心平和なれば荊棘も亦安延である。

病窓隨筆

角 人生

病氣にかかつて病院へ入れられた時は全く刑務所へでも入れられたやうな感じがする。絶對安静面會謝絶となると非常に淋さを深刻に感ずる。下熱すると同室の人々と親しくなる、談話を交すことが唯一の歡樂である。主治醫の週診の間を盗んで聞いた話の一部を綴つた。病人に粥食といつたつやうな處、餘白の埋め草ともならば幸甚

◇病氣の泥棒

奥能登地方へ行くとき常に腸チフスがあるといふことである。此病氣は春か秋に多いが、能登地方では、チフスのことを單に泥棒と云うて居る。その理由が實に面白い。此の病氣にかゝると容易に全治せぬ、その期間が非常に永いから、從て費用が實に莫大なものになる。泥棒に襲は

れた様な損失が伴ふ、即ち金銭ばかりでなく、場合に依つては生命まで奪はれる。泥棒チフス又は泥棒といふも故あるかなと思ふ。泥棒とか泥棒チフスとか云ふ俗稱は皮肉で面白くない名稱であるが理由が實に奇抜である。

◇魚の賭打こき

北陸地方には珍らしい名稱の魚があるそれは「賭打こき」といふ。魚は鯛の一種で「こんごい」のことである。此の魚は軟骨ばかりで鯨の皮のやうな皮を被うて居るから皮をむかなければ食べられない即ち「賭打こき」は裸体になるから、此の名稱がある譯であるといふ。これも皮内な名稱を附けたものと思ふ。

◇ビストルを食ふ男

病院に二十余年も勤続する名物男と云はれて居る山崎と呼ぶお小父さんが、或日食堂に行つて山崎「ビストル」を呉れ

と云うた。食堂に居た一同は驚き且つ變に感じた。食堂の給仕「ビストル」はこゝにはないと應へるとお小父さんはビンの「ビスケツト」を指して山崎「それそこにあるではないか」給仕「これはビスケツトです」山崎「ビスケツトでもビストルでも何でも早く呉れ腹が空いた」一同洪笑して時ならぬ活氣を呈した。

◇ブラットホームを飲む女

醫師の診断を受けたところ注射せねば治らぬと聞いた婦人は、直ちに色を變へて曰く「その針をする薬をブラットホームに包んで飲むことは出来ぬでしようか」と反問した。醫師は苦笑を洩しながら注射の何ものか、オブラードの何ものかを説明して聞かして、漸く注射をしたと云ふ虚言のやうな實話である。

◇コンミツションを

押捺せよといふ村長

いつの世もコンミツションは流行するものとみえて、明治二十年頃か、北陸から村長さんが同行者を引率して、お伊勢参りをした。山田で繪はがきを買込んで郵便局へ行つたまではよかつたが、繪はがきに切手も貼用せず村長「このはがきにコンミツションを捺して下さい」郵便局事務員はスタンプの間違ひと思つたが、可笑やらどうしてこんな變哲な間違をしたものか判断がつかぬ。半可通の失敗談の最たるものであらう。

◇ハズバントを

買物にする新入學生

田舎出の生娘が首尾よく女子師範に入学して寄宿舎生活を始めた。古參の女學生が新入學生を悪化することは男女共通

の原理である。

或日新入學生に

古參「あなた洋服にしますが、洋服を注文した時にハズバントもたのみましたか」

新入「まだたのみませんが、どこに賣つて居りますか」

古參「向側の小間物雜貨店へ行つて聞けば教へて呉れますわ」

新入早速その店へ行つて聞いたが目下品切です。宅の隣の門構の内へ行つて聞くと教へて呉れたから、今度は賣つて呉れるであらうと喜んで、門内の受付(門番)へ行つて來意を述べた。

門番「此處は高等學校で男性ばかり居ります。それは何かの間違ひでしよう」

女學生「決して間違ではありませんわ、

學校のお友達にも聞いたし、またお隣の小間物屋さんでもさう云うて居つたわ」

此の押問答の最中に男生が外出すると門へ來た。

男生「僕がハズバントになるが、君がワイフとなる計畫か………さてさて、新婚旅行は勉強の邪魔になるから」

◇オルトラス?

オルミス(未亡人)をオルトミス(老雌)と間違へたのも無理からぬ。此男更に語を次いで、僕はオルトラス(老雄)であると。



社會問題講座 (三)

農村問題

留紅生

農村問題といふのは、農村に關する一切の問題を含んでゐるのである。これまでも、農村問題として取扱はれたものは、食糧の自供と強兵養成とのために農村の疲弊を救はなければならぬこと、貧富の階級分裂に對して、中間階級としての自作農を保護し、その調和を期待せんとする立場からであつたのである。しかしながら、今日では、農民自らがその生活上の壓迫から脱れんとする運動が中心となつて來てゐるのである。すなはち、地主對小作人の階級的闘争が農村問題の重要な骨子となりつゝ、あることは事實である。この小作問題、或はその起る理由、

小作問題が他の労働問題にいさゝかおくれで起つたこと等について以下述べて見よう。

一、昔時の小作問題

その昔、農業は經濟界に於て壓倒的優勢を維持したところの最大産業であつた。そして農民は國民の最大多数を網羅したものであつたのである。爲政者は農業に關する注意を怠るとはできなかつたのである。しかしながら、わが幕府時代の多くの農政書、十八世紀の獨逸國幣學の内容などをみるに、その頃の農村問題の出發點及び主眼は國家財政に關聯するものであることを明かに立證してゐる。ゆえに、今日の如く、地主

この時代には、土地そのものは殆んど無價値であり、中には高租に堪へ兼ねて物を附けて、たゞでやつてしまふやうな事實もあつたのである。したがつて、かかる時代に今日の小作争議のやうなものが起りやう筈はなかつたのである。今日の小作人の要求は平等な社會人の一員としての生存權を主張し、文明享樂權を主張するものである。そして單なる農家經濟振興の問題であるばかりでなく實に社會問題として、すなはち社會の各種階級、各種職業間における争議と同じやうに、富と健康と閑暇と勢力との配分關係を變化することによつて、社會全體の安寧幸福に直接影響する問題として、農業者自身より提出せらるゝに至つたのである。そこに昔時の農村問題とは自らその質を異にするものが存するのである。

二、現今に於ける小作問題の原因

經濟進化的の過程たる資本主義制度は産業革命によつて急速に發達し、資本階級と労働階級とを對立せしめた。そして有産階級と無産階級の闘争の新形式を現出した。まづ、それが著しく現はれたのが工業方面であつて、幾多の労働争議を生み出してゐるのである。又、同時に、農業方面も決してその埒外に取残すことがなく、農業資本階級と農業労働階級との分科對立を生じ、この利害相反する兩者が互に抗争し、その闘争が漸次熾烈となるに至つたのである。

その主なる起因は土地集中の弊であつた。わがくにの土地集中は、明治初年來の大勢であり、殊に明治四十四年から大正八九年頃の間は自作農家が毎年漸を追うて減少し、すなはち明治四十四年末の自作農百八十一万戸より十年後の大正九年年に百七十四万戸に減じ、小作農家の資本集中も地主兼併として現はれ、自作農は次第に減少し労働者たる小作農民のみ増加したのである。したがつて社會問題としての小作争議は激増し、年と共に甚だしくなつて來てゐるのである。

農民の收支は、最近の農林省農務局の調査によれば、收支相償はず、殊に米價三十五圓以下に低下するときは、今日の農業經濟では自作小作共に疲弊困憊の域に達し、昭和三、四年打續く豊作のため米價が異常に暴落した際は、農家の打撃殊に甚しきものがある。大正六年度新潟縣の調査によれば、小作農一日平均二十七錢七厘に過ぎず、その一日一人の平均生活費は八錢乃至十錢といふ状態である。昭和二年に島根縣で生産調査會を設置して、同縣内の産業状態を調査したがその結果同縣の農家の生産額は、一人當り百五十八圓で、各種の税が十五圓、生産費が二十圓で、これを差引くと一人當りの収益は年百二十三圓に過ぎないことになる。すなはち一人の手に落ちる平均の収入は、一ヶ月約十圓で、一日の生活費三十三錢の惨めさであるといふのであつた。小野農學博士はこれを嘆じて、

一般に農家が米を主食とする風となり、麥や稗を交ぜた混食物は跡を絶ち如何なる片田舎でもビール、サイダーが用び、茶の代りにラムネ、サイダーが用

に對する小作人の争議に關する問題の如きは殆んど無く、領主對百姓の問題であつたに過ぎないのである。統治者は「百姓は財の餘りぬやうに、食ふに不足なきやうに治むる事」を以てその心掛と爲し、「死なず活かさぬ」程度の生活を法制的及び道徳的に強制したのであつた。かくて、領主が百姓に對して恐れたのは、常に逃民と百姓一揆であつた。けれど、農民は苛斂誅求が甚しければ四方に逃亡してしまつたのであつた。いかに領地があつても耕作する農民がなくては、民よりの納租がなくなり、したがつて逃民は消極的に領主に打撃を與へるものだからである。なほ、今一つは苛誅に堪へ兼ねて百姓一揆を起したときであつた。百姓一揆は徵稅者に對する積極的の反抗ではあるが、多くは百姓方の不利に陥つたり、時には領主の改易が行はれたに過ぎなかつた。又、一揆までにはならなくとも、百姓の有志が直接領主に強訴したことがあつた。しかし、この強訴と雖もなほ且つ嘆願であつた。

ひられ、赤や縞の毛布がトンビに早變りし、手拭の類冠りが中折帽に、苗代田の水見にも自轉車に乗りながら鴛鳥を吹かせ、牛纏着で満足したのが羽織となり、木綿の紐が絹紐となり、珍らしがった片側銀側時計が人毎に金側時計と變じ、木綿のしごとが濱縮緬金紗に變じ、小學校の服裝や用具に一大變革を來し云々。

と驚くに至つた。これを鑑みれば、一定の土地から特に收穫が激増しない限り、生活に一大脅威を感じ生活難の悲鳴を擧げるのはむしろ當然のものといはれねばならぬのである。

しからば、自作農或は自作兼小作農の生活は安樂であるか、といふに、さうではない。土地から得る収入は利廻三四分の僅微なものである上に、地方農村では土地がすなはち資産である。しかも、諸税、諸寄附、交際費その資産に相當する種出金が非常に多いため、自作たると小作たるとに於て、生活の餘裕は殆んど差別がない。地主は亦如何かといふに、小

作米の利廻りはわづか三四分にも該當しない。たとへば、五町歩の田地所有者には反三俵の掟米よして百五十俵、これを石に直して六十石、一石三十圓にしてわづかに一千八百圓の収入である。村一流の資産家にして月百五十圓で、地祖その他の公課を負担してどうして経済が成り立とうか……。

地代は廉であるかといふに、農家の土地に對する執着は甚だしいものがある。これは土地すなはち財産、家格であるからである。かれらが小土地を執望するのは、地代を拂はずに作物を得たいといふだけの意味ではなく、又、これによつて大に利潤を得ようとするでもないのである。かれらが土地を欲しがるのは算盤づくでなく、どうかして喰べるだけの食物を得べく、土地によつて安心を繋がる、妻や子供を失業によつて路頭に迷はしたくないといふ一心あるによるのである。この農村労働者が土地にあこがるため耕地の價を非採算的に高く高くせり上げる。地主はこの高い時價を見て、小作料

の割出をする。又次男以下の新分家は、耕作地を得んがために、小作料は次第に高くなり競り上げる、そのため一方は小作料が方外に割高となる、生活はだんだん苦しくなる、こゝに於て兩者の利害は正面衝突をせざるを得なくなつていはゆる小作爭議となるのである。小作人は從來の對地主間の個人對個人的の問題を離れ、小作人は組合を組織し、鞏固なる團結を結ぶに至つたのである。

三、小作爭議の起る地方

わがくに於ける小作爭議の發祥地は岐阜縣の掛妻郡である。すなはち、同郡出身の某軍人が、西比利亞出兵に従軍しかの地の勞農主義に感染し、歸來して小作人を團結せしめたのがその嚆矢であらう。次で、世界大戰後、全世界に澎湃たる民衆的思想の勃發に促成せられ、その範圍の廣狭程度に大小の差はあるが全國到る處にその發生を見るに至つたのである。殊にその數も多く鬭争の甚しかつたのは、

一、大地主があつて貧富の懸隔甚しき新潟縣、秋田縣

二、商工都市に近き大阪府、兵庫縣、福岡縣

三、主として田の耕作によつて生活する埼玉、岐阜、香川の各縣

土地、民風すなはち思想上勃發し易き地方たる、和歌山、岡山、山梨の如きは何れも組合數も多く、又爭議件數も毎年多く發生するを見るに至るのである。しかし、同じ府縣に於ても、農業のみを専業とせず、かたはら漁業又は山稼を爲す地方或は副業の盛なる地方に於て小作爭議の發生することが少ないのは注目すべきことである。いまや、當局に於ては、小作爭議調停のために各府縣に小作官を置きその調停に當らしめ、又、一面に於て自作農階級の増加を圖り、低利貸出等鋭意これを助長して居る。けれども蕩々たる農村疲弊の大勢に對しては燒石に水の如き效果であるといはれてゐる。

四、小作爭議の發生が他の労働問題に遅れた原因

農業生産は、その性質上、技術の發達がおくれているため、機械の應用を爲す部分が比較的少ないから、今以て労働者の占むる地位は甚だ重要であり、又、その數も極めて多いのである。けれども、何れも孤立的であり、お互に團結するといふことが無いから、階級意識も極めて發達してゐないのである。それは、この農業の労働が孤立的で、同一地域に同一の條件で同一の地主に對してゐる者が極めて少數であり、そして小作者相互の間に共通の利害關係があることを明確に意識してゐないからである。その上、地主と小作人との間には多少主從的觀念も存在し、社會的にも地主階級から何等かの保護をうけてゐる者が多いので、一層階級觀念には無意識なのである。

しかも、農業労働は特別の技術的熟練を要することがないから、婦女も協力し

て従事してゐる場合が多いのである。しかしながらその収入は極めて僅少なもので、全家族が従事してゐても、辛ふじて低級な生活を支へ得るに過ぎない状態である。が、米、麥、野菜等の重要な生活資料は自ら生産してゐるので、多少生活の安定を持つてゐられるのと、失業に苦しむ憂がない點だけはむしろ他の労働者に優つてゐるといひ得よう。かうした状態からして、世界各國とも、農業労働者が最も階級觀念に乏しいことになるのである。これは、亦、小作問題(爭議等)の發生が他の労働問題にくらべて、最もおくれた原因を爲すものといはれ得るのである。

五、小作爭議の實際

そのむかし、小作組合は、地主の利益のために、しかも、地主の指導のもとに農事改良や、地主と小作人との親和協調を目的として組織されたに過ぎなかつたのである。しかるに、ちかごろとなつて

は小作人自身の發意によつて、小作條件の改善やその維持を目的とし、或は、小作人の利益擁護を目的として、地主側とは利害相反する自主的小作組合が生れるやうになつたのである。

昭和三年六月現在における調査によれば、さうした組合の数は四千四百五十六の多數に及んでゐるが、その後ますます増加する傾勢である。しかのみならず組合の性質は、著しく闘争的色彩が濃厚であることはいふまでもない。いま、これを一、二の實例に徴して考へてみよう。

一、香川縣善通寺小作民團規約

第二條 團員は互に相扶け一致團結して小作權を保全するを目的とす
第四條 地主と小作人間に於て小作地に關する争を生じ本人に於て解決する能はざる時は組合長及部長を経て團長に報告す

第五條 地主にして天災を除く外相當の年貢米を納むる小作人に對し相當の代價を與へずして承諾せざる小作

地無理の引揚をなす時は團員は斷じて其小作地を受作せざるは勿論其地主の備に應ぜず且つ如何なる場合と雖も一切立入らざるものとす、地主をして前項の行爲を爲さしめ其の行爲を補助したる者も之に準ず

この外、地主その他の者に對し斷交したる場合の規定、訴訟應援および團費徵收についても規定してゐる。

二、岐阜縣揖斐郡市橋村農業組合

第二十一條 組合員は組合員中の者が從來受作し來れる土地を地主に引揚げられ又は返還したる場合は同一若くは以外の土地たりとも理由の何たるを問はず前小作人たる組合員の承諾を得るに非ずして小作若くは名義の如何に拘らず耕作するを得ず
第二十三條 時勢若くは地位の變動其他の事由に因り小作地の控に増減を必要とする時は當事者雙方は勿論成るべく其隣接所有者及小作人並に本組合正副總代人より成る一團は協議

會の多數決を以て之を定むるものたること

第二十四條 組合員中の者が從來小作し來れる土地を不當に引揚げられたる時は救助として組合員全体の小作地より幾分の小作地を分割して差支へなく小作を爲さしむるか又は組合より相當の義捐を爲すこと

かくの如く、幾多の對抗手段を盟約して、極力、團結の力を以て相互の利益を擁護しようとしてゐるのであるが、一方においては、都會の勞働團體と提携するに至つてゐる。かくて、かれらは、やがては勞働全收權をも要求すること、なるであらう。

以上の如く、自主的小作組合が著しく闘争的であるのに對して、地主側も亦着々として職備を整へつゝあることに注目しなければならぬのである。最初、かれら地主側は、温情主義を標榜し、且つ小作人の保護獎勵および親善を圖り、その共同利益を擁護し増進せんとしたので

あつたが、小作組合が勃興し、争議が頻發するやうになつてから、地主組合も亦戰闘機關たるの面目を發揮することとなつたのである。その一例として、「兵庫縣加古郡二見村西二見地主同盟規約」の一部を左に摘出して見よう。

第一條 小作人にして小作米の減額又は免除を要求したる時は署名者協議の上一致共同方法に依り之を處理するものとす

第二條 小作人の内全部又は幾分の人に於て故意を以て連名地主の内一人又は數人に對する地所の全部又は幾部の返還を申出たる場合には各地主は返還者全部の地所を返還せしめ共同耕作若くは他の方法を以て處理するものとす
但連名地主に於て地所の返還を受けたる時は委員長に通知するものとす尤も相對上の返還は此の限りにあらず

第三條 第二條の場合に於て損害を生ずる金額は連帶地主の反別に賦課徵收し其損害を辨償するものとす

かくの如く、地主は聯盟して小作組合に對抗し、攻守同盟を結んだのである。しかして、かかる戰闘的機關としての地主組合数は、昭和三年六月末における調査によれば、實に七百四組合に達し、その組合員は、五萬五千人に及び、その後に至つてこれらの増加を示してゐることはいふまでもない。殊に、地主と小作人との協調組合は一千七百七十の多數に上つてゐることは、注目に値するものであらう。

かくして、地主、小作人の兩組合は、互に相對立し争議したのであるが、その件数は昭和二年度において二千五十二件に及び、その参加人員は地主二萬四千餘人、小作人九萬一千人の多數に上つたのである。これらの争議の發生するに至つた主たる原因は、

- (一) 小作米の引下げ又は小作料の値上げ
- (二) 風水旱害、病蟲害等その他不作による小作料の減額
- (三) 思想の變化及び模倣によるもの

- (四) 勞費多く收支償はざること
- (一) 一時的な小作料減額
- (二) 小作料値上反對
- (三) 小作契約繼續
- (四) 小作料の統一及び改正

これらの目的到達のために、感情激發の結果、示威運動、反目絶交、暴言、暴行脅迫或は地主に對する多衆の襲撃等、幾多の刑事々犯を惹起し、又裁判所を通じて、稻立毛の差押、耕作地立入禁止、地所返還の請求となり、小作人の聯盟不耕作に對しては地主は自作又は組合員外より勞働者を雇入れて耕作するなど、闘争はますます熾烈さを加へて來てゐる。かくて、小作人は、耕地を失して離村する者もあれば、或は又耕地は桑園又は藪に仕立てるものもあり、或は荒廢に任ずるものもあり、漸次惡化の徴を呈するのである。しかも、地主はそのため土地を所有

するの煩はしきに堪え兼ね、これを手放さんとすれば、小作人側はこれを叩き下げて安價に購買せんと試み、地價は小作争議が起るやうになつてから資産家の土地購買熱を冷却して少なくとも一二割の低下を爲すに至つたのである。

かくして、小作組合の指導者は、この問題を有利に解決せんがために、小作組合員の政治的進出を企圖し、地方町村にして小作争議の盛なる地ほど、この小作人の代表者を多数市町村會又は府縣會に送り、甚しき地において全村會議員を小作組合員によつて占領し、組合員が村自治を左右し得るの實權を掌握するものある状態にまでなつたのである。

しかしながら、かうした小作争議の絶頂ともいふべき時は、昭和元年であつた。すなはち、昭和二年となつては、争議数は著しく減じ、翌三年には闘争的團體たる小作人組合が前年にくらべて百二十五組合、地主組合が三十ほどそれ／＼減少し、協調團體である地主、小作人の協調

倉庫や肥料管理法その他の施設を試みんとしてゐるが、根本政策としては小作法を制定するの必要がある。現行民法に規定されてゐる永小作権は期限を五十年に限られてゐるし、普通の小作人の小作権といふものは、その登記を爲せば格別、然らざる限り土地の賃借権に過ぎないのであるから、所有権者の變動があれば追ひたてを喰ふ有様であるゆえに、折角土地を肥しても地主が取上げようと思へばいつでも取上げられる。されば、この小作権（耕作権）の確立をするために、いはゆる「小作法」の制定をするの必要があるのである。かくして、小作権が物件的効力を持つやうになれば新地主にも對抗が出来、小作権の賣買譲渡も自由に出来るやうになつて小作人は非常に安全な地位に立つことが出来るのである。

さらに、又小作料の輕減を爲す必要がある。わがくに小作料が高いことは世界的有名なものであつて、フランスあたりの二倍以上だとさへされてゐる。公正なる小作料を定めるといふことは、實に現在の小作料を輕減するといふことに同じことなのである。しかし、そのためには地主の諸税を輕減する必要がある。何となれば、地主は自ら所有する地方に對し、納むべき諸税の重いのに苦しんでゐるのが農村の現状だからである。かくして種々の對策を講ずることに努力するならば、社會問題として悲しむべき現象の一なる小作争議も漸減し、農村問題も解決の端緒につくことであらう。わたくしは、敢へて小作人に偏倚し、或は地主の擁護を忘れるものではない。たゞ、現在の農村における地主對小作人の感情的背抗に原因するやうな小作争議は、速かにこれが發生を防止し、社會全般から見ても經濟生活を豊かにしたいことを希求してやまないものである。そのためには、當局者の爲さんと試みる政策を施すことも必要であるが、争議の原因と稱されてゐる思想的動搖も見逃すわ

は、自作農維持の施設である。これは從來といへども、勸業銀行、農工銀行の資金貸付によつて行はれてゐたが利子が高いのと、融通金額が少ないので大した効果は擧げ得られなかつた。大正十一年から、簡易生命保險積立金をこの目的に貸付ける途が開け、大正十四年までに、一千六百萬圓が自作農創設資金として支出され、大正十五年度から、二十五ヶ年を一期とし、やはり年利三分乃至五分三厘で償還期間十五ヶ年乃至二十ヶ年で貸付けられるが、これも二十五ヶ年間に融通せらるゝ資金合計四億六千八百五十萬圓補助金額合計約一億三百萬圓の見當で、田畑平均價格反當り四百圓とし約十一萬七千町歩、わが小作地面積の約二十三分の一に過ぎないのである。

六、將來における農村問題への對策

小作争議は、農村經濟問題に基調を置いてゐるのであるから、農村の生活を豊かにし、富者の土地兼併の弊を避けなければならぬ。これに對して、政府は各種の政策を施してゐるのである。その一

けにはゆかない。しかし、わたくしは、一應本稿をこゝで結び、機會を更めて、さらに研究してみたいことを附言する。(完)



蛙田に辨當開く農夫かな
これである。場所を換へ人物を換へては
るが、作句の主観は同一なところにあ
る。

盗句は許より最も悪いことである。盗句
に限らず焼直しも忌むべきこととして、折
にふれて注意して置いたところである。斯
の種のものに原句以上のもの、出来た例は
ない。中には選に際してその取材の特に優
れてゐるのに惹かれ、表現の拙い所を添削
してやると、また殆ど原作と同じものに返
つてしまふのがある。現にこの適例が五月
號の句中に出て、忠告を受けた。選に際
して一々歳事記の例句に合せてみるには堪
へぬ。且つは諸君が盗句するやうな卑劣な
人格の所有者とも思はぬ。今度のは偶然
の暗合であつたかも知れぬ。然しながら忌
はしいことであつた。今後絶対にかゝるこ
とのないやうに、焼直し、模倣でなしに自
力で優秀句を作つて欲しいものである。

春深き陽の温味あり石の肌	新湯	銀
水換へて悲ふ木蔭や金魚賣り	同	同
枝蛙啼くや怪しき雲の脚	上田	同
砂つきのまゝに松魚の夜賣り哉	徳島	同
若竹に雨風強き夜半かな	同	同
酔ふて見る人に氣遣ふ牡丹かな	三池	同
炭焼の小屋も隠れつ夏木立	福岡	同
まゝ事に花むしられし菜種哉	西大門	同
新妻の蠶飼ひに目立つやつれ哉	同	同
初はたる闇に大きく光りけり	水戸	同
釣人の帽子夏めく木の間の夕煙	平壤	同
五月雨やふもとの家の夕煙	小菅	同
梅の實を落して逃げし子供哉	水戸	同
湯あみして後の夕餚や冷し汁	小菅	同
照りかへす陽に色深し池の藤	同	同
打水に餌を引く蟻の亂れけり	神戸	同
縁に出ず安樂椅子や庭若葉	同	同
田の水の光るや月に啼く蛙	名古屋	同
蝌蚪の數知れずして池小さき	三池	同
健かに朝を親しむ新茶哉	太田	同
山深き靈所の水や鳴く河鹿	平壤	同
旅の夜の枕に遠き蛙哉	熊本	同
川上や舟に迫りて咲くつゝ	水戸	同
菜の花のなかなる家や晝煙	同	同
	碓	丁
	月	花
	鳥	友
	石	葉
	月	雪
	山	水
	月	舟
	浪	月
	逸	峰
	海	鷺
	曲	波



◇三種なる言葉の抹消

小菅 鼎 二

「お前は受刑者である」と謂ふだけで
充分である。その上に「お前は兇惡不良
の奴だ」と謂ふことの必要は何處にある
だらう？

人間が惡の烙印をうたれた時「憎まれ
者世にはびこる」の諺の様にその爲に何
の位收容者自身の社會への復歸作用を障
害したであらう。收容者自ら三種なる言
葉を知得した場合自ら卑しき、自棄し
遂に惡その者を確實に自分のものと誤信
し抱擁するに至る事を思ふ時何故に斯る
三種なる冠を戴かしめねばならなかつた
のであらうか。大正十年から昭和の春迄
の間に於てこの言葉は行刑の野に幾何の

センセーションと光明を與へたであらう
か。この名稱が行刑の中から抹消された
事は教育刑思潮の流るゝ時には當然であ
ると思はれた。そして應報威嚇の決して
行刑の價値を輝きあらしめるものでない
事の證明を得たかのやうにも思考せられ
た。何故なれば兇惡不良者に對する行刑
は過去の延長である現實に於ては威嚇、
應報の思想なり環境なりの復活の中にの
みの指進を求めより他に方法はないの
である。しかしこのミリュウを造らぬ迄
もより威嚇、應報の濃厚に蘇る事は火を
見るよりも明らかであらう。又かゝる思
想に捕はれぬ教育刑であつたにしても教
育者の立場にある者の胸裡に兇惡不良の
先入感念の存する限りその職務に就ての
責任、誠實の要素の發揮は淡らぎ利那主
義的感念の生ずるに至ることも考へられ
るのである。

收容者の立場からこの言葉のために
個性の目漬、絶望の淵に陥し入れ遂に教
育の連鎖を断ち切つて了ふ。作業に對す
る嫌惡、官吏に對する反抗等の芽生を收
容者の心に湧かしめるに至ることも思い

出された。そしてその結果は行刑の存在
を危機に陥し行くものであることも考へ
られた。
兇惡不良にして改善不能であるために
特殊なる刑務所の必要である事は最も深
刻な準備智識と豊當なる手段方法管理の
途が確立された場合にのみ始めて生ずる
舉でなくてはならないであらう。慢然と
した理想を追ふに急なるためにこの様な
言葉は收容者の上に戴かしめる事は遂に
抹消なる結果に至つた原因となつたので
はないであらうか。
私共が先入観をもつて千葉といふアド
モスファイヤーや、收容者のもつイデオ
ロギーを想像するときには何か戰慄的暗い
氣分に捕はるゝことや、人間としての行
刑が影淡く眼前に展開するゝのは何うし
た譯であつたらうか。

然し今、その言葉は葬り去られた。そ
して刑務所の中には差別的の撤廢が輝か
しい行手を光あらしめ、社會防衛の防波
堤の地位が、判然と私共の前に微笑んで
ゐるかの様に思はれた。 「三、一三」

落成式を祝して

神繩 國吉 眞義

刑罰思想も變り來て

封建制度の牢屋たる

古き殼をば打ちこわし

教育的な刑務所に

新しき設備も遺憾なく

明るき行刑執行する

教化の殿堂築かれて

こゝに目出度落成し

今日を卜して式舉げる

眞和志原頭春淺き

花に魁け花火あげ

祝ふ今日こそ嬉しけれ

思へば大正十二年

工を起して七星霜

經費總額三十万

延人員は四十二万余人

上下一致の精神で

築き上げたるその姿

今様言葉のモダン式

内容外観備りて

實質剛健そのものを

表徴するかにさも似たり

通風採光理想的

衛生環境好適地

こゝで養ふ病人は

癒え易からん筈なれど

靈肉一致の愛をもて

治療の勤め怠らず

彼の人々の幸ねがひ

國家の爲めに盡すべく

落成所長の森さんが

聲高らかに述べられし

式詞の主旨を徹底し

刑政要旨を強調し

行刑効果を擧げるべく

勵み勵まん諸共に

落成式を意義深く

祝へ祝はん諸共に (終り)

吾は指導者の前に跪きて

札幌 三 柄 生

日一日と吾々の前には新らしき行刑へ

のモットーが掲げられ、論文が提擧され

てゐるのである。果してそれ等の新しき

モットーや論文が偶然學者の口から進り

出たのであらうか、それは少くとも永き

歴史の検討を以て續けられた成果に外な

らぬ、此處に於て吾々は、過去幾世相の

研鑽を謝すと共に將又海外に於ける廣き

研究の指導者へ感謝の意を表せずには

られないのである。

あの憐愍な應報主義からその非社會性

を奪ひ去り打立てられた所の實質主義の

行刑？その社會的進出？それは全く文物

の進化と智的發展の動向にも由來してゐ

るであらうが、施政者と共に不撓の指導

を賜はれた多くの學者又は人々に基因す

る處ではなからうか？吾々はその功を謝

すると共に、尙一層我行刑へのより善き

完成を賜れん事を(二月號記述の方々へ

と併て)喝望して敬まないものである。

x x x

尙私は以上に因んで保護の充實を期し

て戴きたいと欲する？……………

保護は行刑を補足しその充實を期する

最後の手段であると思ふのである、故

に私は左に事例を試みて説かん、貴重の

紙面を穢すことを寛して下さい。

即ち、改過遷善は場所と時を異にする

ものでは決してあり得ない、刑務所のみ

でなく社會の到る處に於ても改過遷善あ

りと云ふを得ん、近きは私の目撃した一

例をあぐれば明かになるであらう。

それは昨年暮十二月の半のことであ

る。北海道の冬のこと、て到る處に仕事

なく、多くの失業者が彷徨するシーメン

そのときであつた。

吾等の支所へ引かれて來たひとりの竊

盜被疑者があつた。五十の歳を越した老

いぼれた大工である。彼は以前、私が本

所にあつた時分よく使ひ彼の心理を知り得

た所のものであつた。再び刑務所に來る

べき筋合のものではなかつたのである。

それが果して私の豫期を裏切つたかの

如く悄然と門前に現れたのである。私は

自分の信念の淺果敢な事を後悔せず先

第一に彼の上にもつていつた「改換する

が如きさまを見せて彼等は容易になさ

いものだ！。

私は斯う繰り返へさざるを得なかつた

「どうして又來たんだ！お前は二度と

もう此處には來ないと僕も思つた」と、

私は詰問するやうになつた。

「ハイ？實はその……………」

彼は頭を掻くやうに頭へ片手をあげて

そしてその答がしどろもどろだつた。

「前科者なんて、全く改心するもんじ

やない！あきれれる？」

私は聊か怒氣じみたやうに氣が焦立つ

た。

「何んとも、申譯ありません……………」

彼は飽くまでも従順な氣立で、私に謝

するやうに述べた。

私は一條の理由をきくと……………」

「ウム、さうか。」

暫くして、又反面に彼をなぐさめた。

その後、四五日して彼は検事局へ呼出

になつた。その時丁度また私が護送して

行く廻り合せになつてゐた。

彼はまた二三年行かなければなるまい

と腹をきめてゐた。だが然し検事の言は

一向變つてゐた。

「何うだ、未だきつとやるんだらう？」

「うん……………」

彼は會釋しようとしたが、検事はなじ

つた。そして鋭い眼で睨めつけた——

いろいろ訓戒を聽かされた後、彼は誓

約書に拇印を捺すやうになつた。すると

最後に彼の目から感激の涙がこぼれた。

その晩の中に彼は釋放された。懷中

は一錢銅貨二枚よりなかつたのである。

そしてその雪空に誰れが使つて呉れる宛

もなく、當所の保護會から札幌の保護會

と送られていつたのである。

その後、彼は一ヶ月経つても二ヶ月経

つても悪事を犯さないと見えて新聞記事

には出なかつた。その中に四ヶ月近くな

つて聞くとところによると彼は札幌で大工

として雇はれてゐるとの事をきいた。

それまでに彼の心は引締まつていつて

検事の寛大な猶豫が彼をして愈遷善に導

ひていつたのである。

此處に於て吾等が嚴正な規律の府にも

寛恕があり得なければならぬのである。

吾等が行刑の餘りにも其効果なきに遺憾とするも、即ちそれは保護政策の充分ならざるが故に由来するのではないかと思はれるのである。捕原先生の「少年犯罪に就て(下)」に於けるが如く、濫かき家庭の保護をうけざるが故に彼等が不良少年となりたるが如く、その保護の充實なりしにより其効果は幾分裏切らるゝ事もあるであらう。故に吾々は、濫かき保護とその充實を希ふの所以である。

◇教育の目的

松山 長谷場 生

行刑は教育なり、教育は行刑の中心であらねばならぬ、故に教育を排除した行刑は存在し得ないのである、併かく行刑終局の目的と教育の目的とは相一致するものである。

教育を個性的に観察したならば、人間の有する一切の能力を可及的完全に發達せしめ從來獲得し來つた能力と經驗を興へる作用であるとも謂ひ得よう。教育は

人間の性質の各方面に向けられねばならぬ、即ち先づ身體に向はねばならぬ、次に精神に向ふものである、精神は之れを智、情、意の三方面に區別するが元來精神と身體とは二個のものであつて一の有機體の二つの面である、故に身體の教育は精神教育の手段として考へる事が出来る他面に智力の啓發が教育の重大任務であると同樣に感情方面の教育の伴ふ事を忘れてはなるまい。而して又教育は可能なりとは云へ決して萬能ではないのみならず性別、年齢、性格、心身の狀態、天然の環境、教育の制度機關、境遇等により常に多くの制限を受けてゐる事も見逃す事の出来ないものである。然れ共彼の教育の目的は社會生活に入るの準備として、實用的智識技能を啓發する所以なりとする實利主義の如き「ヘルベルト」の如く教育の目的を以て、鞏固なる道德的品性の陶冶にありとし而して興味を以て只だ智識獲得を容易ならしむるにあらずして興味を興へ以て意志の陶冶に資するにありと説いた如く、畢竟之を深く考察す

る時に終に人生の目的と一致しなければならぬ事を發見するのである、即ち人生の目的は個人の目的と社會の目的が調和したものでなければならぬのである。故に教育の目的は社會に貢獻し自己と社會との幸福を増進せしむるが如き社會有用なる人物を養成するに在りと謂ふ事が出来る。即ち有用なる人とは健全なる身體及び精神を共有し強固なる意志と人格とを有し努力奮勵の氣象を有し又美的趣味を持つ處の人物を指稱するのである。斯かるが故に身體教育であり精神教育である處の行刑の目的は、品性陶冶にある點或は社會生存の適格者たらしめる點等に就いて全く行刑は教育なりてふ事を如實に明示してゐると謂つても差支へはないのである。更に此れとは自ら別個の問題ではあるが、今日の刑務官は教育家的價値を自覺しなければならぬと同時に教育の知識を有せずして行刑を理解するの困難なるを痛感するものである。されば私達は教育に對する科學的研究又は實際的實驗を

必要とするのであらう、然るに此れが眞髓を阻礙し理解を得るには余りに研究の余暇がないと云ふ事實に想到するのである。

其處で私達は聲を新たにして勤務時間の改善或は教養に對する最少限度の施設等々の實施實現を期待し、且つ速かならんことを絶叫するものである。其れは取りも直さずよりよき「ペンナルトレントメント」の魁をなすものではなからうか

◇次女の日記より

高知 F 生

三月初旬の或日

午前六時に起床していつもの様に御飯を焚いて、御茶掬へは姉さんに譲り座敷を掃ひてから庭掃除して居ると幼い弟が雀がチユ々々唄つて居る。合唱して遣ると好いとして寢巻の儘で私に付纏ひますので箒の手を歇めて對手を仕て居ますと朝餉の仕度が出来たと姉さんに呼ばれて弟の顔を洗つて遣りました。食事中

私の受持つ用事をお母さんに聞きますと偶の休みです悠くり仕なさいと慰めて下さつたので食後は學科の復習に臨目も振らず机に親しみました。

午飯前から曇つた春空が俄に雨風に變り遠雷を聞ひて居る中に薄暗くなつて驟雨が遣つて來ました。雷光がするので弟は母に獨り付いて居る。姉は雨が吹き込むとて椽側の雨戸を締ります其隙間を机に凭れ乍ら私は庭を眺めると忽ち雨水が小さな泉水に溢れ出しました、「池の水が澤山になつたよ」と機轉の積りで弟を覗かせますと昨夏生残りの二つ三つを思ひ出してか弟は「金魚が流れる々々」と叫んで泣き出しましたので母も姉と俱に笑ひ出されたので私も愁眉を開きました

三時近くより一天からりと霽れ上つて庭も雨に洗はれてか綠葉は青く若葉は淡紅にたつた一幹の桃の蕾が鮮色を呈してどれもこれも耀かしい樹々の顔はせ流石は南國らしい男性的な天候だと私も晴れ晴れとした明るい春氣分に感じました。夫れは北國に住つた往時を偲び出で、

歸宅の父「豪い風雨だつた雨漏りも無かつたか」と重いマントを姉に渡される「落雷が無ければ良いがと案じて居たよ」と仰しやる、母「家には何も障りは有ません」其袖を潜つて出る弟「父チャン金魚が皆逃る捕へて々々」譯を知りなさらぬ父サンの驚の表情、暫しは皆で笑ひました。

夕刊には安藝郡や方々で雷が落ちたが想像した割に人畜に被害が無かつたとの記事。私は思ひました。廣い官舎に住つてこんな豪い風雨にも何の支障も無いとや、終日お役所で劇務に勞れる心身も厭はれずに家族を案じて下さる父上の居ますことや、眞とに勿体ない一層學業に勵まねばなりません、また我身の幸福を悦びまして獨り感謝の念の湧くの覺へました

◇清潔の標語

福岡 緒方 生

清潔は人の品位を定むるものにして良

く社會で云ふ「便所を見れば其の家の清潔か不清潔かは分る」ことに刑務所は他の會社銀行等と違ひ刑務官の動作は直ちに收容者へ感染せしむる事は今更言を俟たざる次第なり今此に

一、お互休憩所の新聞雑誌の取り扱方は如何

二、外套、劍、帽子の掛ける所は如何

三、喫煙者の始末は如何

四、食堂の食後の模様は如何

斯の如く考へて見れば共用場所及共用品の清潔整頓に對する責任觀念はお恥かしい次第ではなからうか。刑務官として清潔清順に重きを置かず收容者のみ清潔整頓を八釜しく實行させるは不法の第一歩と思料せられ今回休憩所並に食堂を清潔にするに云ふ意味に於て一般職員に標語を募集せられ當選左の通り

休憩所の分

作者 緒方看守

一等 官吏の清潔整頓は收容者の鏡となる

宗看守

二等 幕百より心掛一つ

作者 中尾看守

三等 眼に附いた塵なら必ず手で拂へ

國武看守

四等 規律は先づ整頓より

食堂の分

作者 中野看守

一等 汚すな濡すな後に食事の人がある

西看守

二等 我が前拭いて立退け後のため

小松看守

三等 一粒の御飯も拾つて立ちましよう

西島部長

四等 お互に綺麗にしましょう食堂を

前橋赤城山

◇便所の視察口

昭和四年十一月二十七日當所に於て職務會があつた或看守より便所の裏に視察口を設けられる様との意見が出た勿論戒護充實の目的を以てであるそれに對して當谷内所長殿は君子は道を以てすれば歎

かると云ふ論議の精神を詳細説明の上中庸を得たる戒護をすべきものにて若しも堂々紳士的處遇をなしても尙之を裏切るものあれば深く裏切らるべし若しそれによる統計が高められても氣に病む必要なしと力説された。己上の一事は直接戒護に當れるもの、心理状態と大局に善處し教化主義に遠觀するものとの相違を如實に截然と判断する事が出来る意味ある事と痛感した次第である、而して自分は雪隠の裏に穴を開けて視察をする事は勿論反對である人生には如何なる人にも表裏あり其の裏面は成たけ見ぬ振りをする態度がなければならぬ。たとへ犯罪者を拘禁する刑務所に於ても其の道徳的思念を何時も持合はせて居なければならぬ。戒護を寛大にするの意味と混同してはならぬ。適當の戒護をしてをるものであれば雪隠の中へまで入つて卑劣なる考を以て犯則をなし又計畫をすまい。よしありとすればそれは正に人間として最劣等のものにて動物に近接する輩である。此の如きものゝために大多數の人格あるものゝ

裏面迄視察するは大局を知らざるもののみならず堂々たる紳士。教化の重任を帯べる刑務官が便所の裏に窺見の穴を開けて尻をまくつて用便するもの、糞子を窺ふとは正に言語に絶したる話、誰か此の人の人格を疑はざるものあらんやである、只に戒護に忠實なるものと云ふ概念により之を美化し之を善意化する事が出来る様か?

若し出来る様な氣がする人があれば其の人も同じく過去の監獄の悪習に染め抜かれた人であると云ひ度い。今日は左様な戒護は寧ろ有害無益である。たとへ結果の如何を問はず、とも角も吾人の情操がひどく低下し一口に云へば嫌な氣がする教化主義の大理想より云へば正に其の破壊者であり、擾亂者である。試に其の穴より窺ふ心理状態を心靜かに反省してもらひ度いと思ふ。其空氣は刑務官にも果又受刑者にも劣等の感化を興ふるものと心ひそかに恐れるものである。例へ、

應程の反則も根絶する事を得ても狡猾なる刑務所通を作る事により以上の反社會

性を生産しはしないか。寧ろ些細なる反則を不用意の内になさせても彼等の純なる點を喜んで改むる人間の美性を害うてはならぬ。意地曲りの詭辯家を製造するのはこの戒護精神の副産物でありはしないか大きに反省すべきではないか。殊に上官たるものは此の如き惜しむべき忠勤振りある部下刑務官の長所、短所を分別、理解し指導宣敷を得る事の何よりも今日急なる事を痛感する次第である。然るに反つて之を助長するが如き事あれば慨きても尙足らざる悲痛事である思へば行刑界には余りにも多き諸問題の横はりを事よと思つた次第である。

◇少年受刑者と吾等の覺悟

北海少年 小山生

私は刑務官吏として行刑事務に永く職を奉じ重き使命の下に斯うした眞意義を見出し犯罪受刑の悲境に墜ち暗黒の淵に沈淪する若い少年受刑者の不幸なる境遇に深く胸を打たれずならぬ。人生の最も大切なる體育智育徳育の基

礎養成の緊要時期なる彼等少年受刑者を見て自然の發動に任せ同情でなくては眞に同情に堪へないと思ふこともあれば遺憾に思ふこともあり、亦其れでは困つたことだ。こんなことでは困ると考へさせられることもある。

其れ故に日常自分の思ふところ、信ずるところを繰り返して、斯うした不幸の境遇に在る少年受刑者の教化善導に吾人は職として層一層周密な努力をされずにはゐられない。

重き使命を實現するがために悲壯なる努力を續けて生きて行くものであり此の忍苦と、努力とに、みたまされた生の行進曲こそは吾々刑務官吏の生活に於ける生々しい事實であつて、本當の魂其の者の姿であり亦其の避けがたい運命である。

私は斯うした境遇に沈淪し在る最も不幸な少年受刑者に或る作用を興ふることに因り一刻も早く亦一人でも多く過去を反省悔悟した、目覺めた、眞の人間として社會の良民に伍せしめ、踏はずすことの出來ない道筋を發見し開拓するの大きな覺悟をなすべきと信ずるのである。



禮儀作法は無駄を省く手段

形式的に考へるのは大間違ひ

私共の生活を能率的にしてゆくといふことを、すべての仕事を出来るだけ切りつめてその間に少しの餘裕もない没趣味な殺風景な生活——言ひ換れば生活様式の機械化——とでも考へてゐる人がありま

すならば、それは大變な誤解でありまして、生活を能率的にしてゆくといふことは、要するにすべての事を計画的に

一定の標準に従つて實行し、樂によく且早くすることであつて、却て私共の生活に餘裕を多く作ることであります。

この意味から申しまして昔から我國に於いてやかましく言はれてゐる行儀作法など、いふことも、決して形式一點張りのことでないことは、少しく其方面に注意を拂はると、人の容易に首肯されるところで

あらうと思ひますが、これはすべて實用上の必要から起つて來たことであつて、殊に茶の湯の作法などに至つては最も能率の趣旨に當つたもので、その一舉手一投足、すべての動作が標準化されてをり而もそれが一つ一つ實際上の必要から割出されてゐて、ムダといふことを少しも見出すことが出来ないものであります。

しかし一方に於て多くの人が共同生活とか社會生活といふことに慣れない爲か、共同の洗面所や食堂を使用する際に、各自がその後始末を十分にしないために人の分まで掃除をしなければならなくなりそれがため時間と努力に於いて非常にムダを繰返さねばならないのであります。また人を訪問する場合なども、かなり前から打ち合せておき、なるべく突然の訪問は避けたいものであります。これは先方の家で折角一日の仕事の豫定

を作つておいても、不意の客來のために其日一日を臺無しにして丁ひ、計画的な生活を破壊される許りでなく、訪問する方でも先方の留守に行つて用を達すことも出来ず、お互に迷惑をしなければならなくなります。それから遠慮をすることを禮儀と心得て、座布團をすゝめられても容易に敷かず御馳走をすゝめられても中々箸をとらぬ人がありますが、これなどは先方にムダな努力と費用とを掛けさせるもので決して禮儀ではないのであります。要するに本當に正しい禮儀は能率の趣旨と全く一致するものであつて、人の好意を無にすることなく、相手方に好感を與へ、迷惑をかけないやうにすることは禮儀であると同時に能率の増進であつて、この二つは全く一つのものであつて決して相反するものではありません。

カラーの艶だし

カラー、カフスなどを西洋洗濯同様、綺麗に糊付けしておまげにピカ／＼艶を出す方法があります。しかも糊を一種併へておけばシャツにも、カラー、カフスにも應用でき

て重寶です。藥品は値段の安い物ばかりですから、一時に澤山拵へて瓶に入れて密封し必要のときに取り出してお使ひ下さい。藥品は

鯨蠟九十克、アラビヤゴム五十克、グリセリン百二十

の三種を混合し、そこへ水三合六勺を加へよく攪拌し、さらに火にかけて溶解させ冷めたら瓶の中へ詰めて置きます。この溶液はその儘使用出來ませんから洗濯物に塗る場合には別にちう一つの溶液を作

り、その中へ瓶詰の濃液をとかし込むのです。溶液は濃粉七勺五分に水を加へて糊より少し堅い程度のも

とし、それへ熱湯三合と瓶詰溶液五六匙を加へ三十分

間火にかけて沸騰したものを始め洗濯物に塗りますワイシャツへ塗るには瓶詰溶液を二匙から三匙入れれば澤山です。

悪くなく 牛乳の利

西洋ではかすまじ

これが腐敗し物が腐敗しやす殊に牛乳などはよく腐敗し

ます。ところがこのかたまたた牛乳ですが、これはもうだめだとならぬお方もあ

るでせう。しかし、それは全く日本人だけ、西洋ではそれをお菓子やお料理をつくる中に入れて利用してゐます。

といふよりは一サウーミル「ク」といつてゐるのです。お料理によつてはわざ／＼サウーミルグにしてから用ひたりもします。一寸見ておるとなつたといふ時は、牛乳はま

づ器の中で白いかたまりと水とに分れ、しばらくすると又まじります。これは酵素が多くなつて脂肪が分離したので食べてゐることは決してないので

です。一べん分離したのがまじつて後、なほしばらくたつと色が變つて臭くなりま

す。さうまでなつてしまつてはいけません、色の變らな

いまでは用ひてよろしいので

す。次にその利用法を申上げ

ませう。

のお料理に用ひてさしつかへありませんが、いつも重曹少しをいづしよに入れます。

つまり牛乳の中の酸を中和させるのです。しかしそのすつぱいのを利用してサラダドレツシング其他の中に酢の代りとしても用ひます。又これに砂糖を加へて鍋でよく煮つめると、ジャムの代りにパンにつけておいしいものが出來

ます。

ちよつと簡單にはゆきませんが、鹽胡椒などで味をつけたかたまらせてカツテジ・チ

ーズといふのも西洋ではよくつくります。日本料理には味噌とよくあふもので、味噌汁に入れても、大變おいしくな

ります。

鹽漬けの作り方

鹽や壓し加減が大切

これら野菜や果實などい

ろ／＼出て來ますが、野菜な

どのほんたうの味をあぢはふ

には

鹽漬が一歩よいといはれ

てゐます。これをおいしくこ

しらへるには材料を撰擇するといふことはいふまでもありませんが、鹽加減や壓し加減などもむづかしいものです。鹽の加減は甘口につけるには野菜類一貫匁について食鹽一合位、並口にするには一合五分、カラ口にするには三合位が適當で、すぐたべるには甘口にしてもよろしいが長く貯へておくにはカラ口にしておかなければなりません。そして食鹽はダシ昆布(黒昆布)を諸所へ入れますとおいしくなりますし、また麵や煮干を入れ、ば一層よくなりませう。

材料はなるべく新鮮なものを用ひ、よく洗つてから用ひ、薬物で虫氣のあるものはつける前に塩水で洗ふことです。そして漬こんだら涼しい場所に置き、そのまゝなるべく動かさないやうにしなければなりません。二三のものについて漬ける時の注意を申しませう。

キャベツ キャベツは、玉になつてゐるのを一枚づつはがして、普通の菜を漬けるやうにして漬ければよろしいのです。

京菜 京菜は、よく根本のところを土やゴミがはさまつて居りますから、すつかりこれを取り去り、根株を縦に切つて漬こみます。壓石は少し軽目にしたないとこわくなりませう。諸所に唐ガラシを入れた漬ると結構です。

大根 大根は、よく洗つて大きなのは二つに割り、小さなのは丸のまま漬ますが、そ

の前に二日程乾かし、まづ並につけて少し重い壓石をのせ水があがつて来たならば、すきウリ なるべく若い色のよいのを選びます。これはナスと同様に漬ますが、まづ鍋に水と鹽を入れてよく煮立てて冷まし、漬桶に材料を入れてこの汁を注いで壓しをしておきます。なほナスを色よく鹽漬にするには焼キヨウバンか古釘を少し入れるか、または川砂を、漬こむ際に、ナスの間にふつておくとよいといはれてゐます。

シソの實 シソの實の鹽漬は、あまり熱し過ぎぬものを糖のまゝ、鹽水でよく洗つた上更に清水で洗ひ、よく水を切つてから少々カラ目につけ、軽い壓石をのせておきます。そして水が出たら水をすて、また少し鹽を入れ、水が出なくなつたら壓しを取除いて水を少々ふりかけ丈夫な紙などで蓋をしておきます。

蚊の痒み

蚊や蚤にさされて痒みを覚えるのは、化學的と器械的の刺戟のためで、器械的にはその微細な吸針が振動的に皮肉にさしこまれるからであります。

また化學的には、酵素の蟻酸のために痒感が起ります。といふのは、蚊や蚤の長い細い吸口の中には、或る「バクテリア」がゐて、これが特殊の酵素を發生します。これは吸口から皮肉に、入つてゆきます。

さ、れたところには白血球が集まつて、蟻酸やバクテリアと闘争をはじめ、所謂「毒性水腫」を起して来るから「ぶつり」と脹れるので、オキシフルをぬるとオキシフル中の酸素で中和されますから痒みがとまります。



海外異聞録

◆興味本位の殺人

一九二八年十二月二十七日 ニューヨーク市ガッゲンハイム科學研究所の守衛ヘンリーガウが「かつてニューヨークで行はれた殺人犯中最も残忍な」殺され方をした。犯人はジエーム・スハーカーといふ者で、九名を殺害した犯人とわかつた。しかも殺人の目的なるものは全然興味本位で、即ち斷末魔の苦しみを目撃して樂しむにあつたといふ。この病的残忍性を有する犯人の腕には綠色毒蛇の刺青がしてあり、同時に殺害事件を惹起した都市の名が彫りつけられてあると。

◆米國の飛行機泥棒

最近米國で二人組の盜賊が夜半ニューヨーク郊外エアエクスプレス會社の格納庫を押し破り、旅客二人乗り飛行機一臺と附屬品(價格一千六百圓)を奪ひ、例の如く天高く舞上つて雲を霞と逃げ去つた米國に於ける飛行機泥棒はこれが二度目である。

◆友愛結婚の新判例

試験管の中に眺められてゐたアメリカの友愛結婚は、呆氣なく失敗した。シカゴ大學の法科生ドラン君(二十二)は、昨秋同學のヴァージニアローズ嬢と勇敢に友愛結婚を断行し「夫は今後も大學へ通

◆義手で殴られる妻君

これシカゴのこと、同市場末に木貨宿を営んでゐるコリネッタといふ男は、嘗て片腕を失つたので義手を付けてゐるが、中々の乱暴者で細君が氣に入らぬ時は忽ち殴り付ける。ところで細君は平手ならば我慢も出来るが、義手では痛くてとてもやり切れなると、到頭離婚訴訟を提起した。

◆動物愛護法から水生暴動

インド政府が公布した動物愛護法案に對から、最近カルカッタで驚天動地の水生暴動が起り、多數の死傷者を出し血の雨を降らした。事の起りは、反英運動が漸く全印度に漲らんとする折から、英國イ

ンド政廳が、動物愛護法を發布し、特に勞役に從事する水牛や象を酷使するは野蠻なりとし、暑熱甚しい正午から三時間絶對に休養せしめよ、といふ嚴重な布令を出したので水牛を使用する全印度勞働者は大同團結して反對運動を起し、カルカッタでは勞働者が自家用水牛數萬を曳き出して手綱もつけずにカルカッタ市街メインストリートに放ち、折から象の部隊も繰出して、カルカッタ市街は水牛と象で埋められ、電車自動車は立往生となり、總ての交通機關は杜絶し、物凄しい情景を呈するに至つた。英國官憲は一萬數千の武裝した警官隊を繰出したので、群衆は「動物愛護法には動物を無拘束で休養せしめよとあるから、放任して休養させてゐるのだ。働かせる」と悪いといふなら、休養させると悪いといふなら、一体どうすればいいのだ」と詰問したのをきつかけに、忽ち全街に警官隊と衝突を起し、警官隊はピストルを乱射し、群衆は石の雨を降らし、全街大動亂と

化した結果、メインストリートでは警官三名が殺され、双方におびたゞしい重傷者を出した。

罰金よりも入獄を選んだ大學教授

一ドルの罰金を拂ふよりも刑務所に入った方がいゝといふので、シラキューズ大學應用科學教授デューヂ・パーキ氏は無難作に刑務所入りをした。何が故に一ドルを拂はねばならなかつたかと云ふとつまらぬ交通規則違反からつまり「車停むべからず」と云ふ規則を破つたからだと云ふ。

刑が軽いと被告の苦情

ベルリンの法廷で裁判官が被告にある期間の刑罰を言渡した所、被告の辯護士が起つてそれでは餘り輪過ぎるからもつと長くして欲しいと申出た。即ち辯護士の曰く「被告は既にベヴアリアで五ヶ月の刑の宣告を受けて居ります若し裁判官殿が此の法廷に於

ける判決を之より長くして下さらねば、被告はベヴアリアの刑務所で服役せねばなりません。ところで被告はベヴアリア監獄の方が囚人に對する待遇が悪いので、あちらに行くことを實は嫌つて居ります。

十萬圓の大惡漢

世界一の犯罪都市シカゴで「向ひ傷のアル」で通るアルカボーンといふ惡漢の親玉、常々惡漢仲間、澤山の敵を持つてゐる男とて、最近ヒラデルヒヤで危く命を取られやうとしたが、早速の氣轉でチョイとした惡事をやり安全な刑務所へ避難してこの頃出獄。其處で彼をねらふ惡漢連は、「カボーンを捕へた者に十萬圓を與へる」といふ秘密回狀まで出してゐるが、この男シカゴ郊外のホテルで平然として王者のやうな生活を續けて居り、誰も手が出せぬさうである。

ダナンチオが題材にした殺人事件

今から二十三年前、即ち一

九〇七年にイタリーはネーブルスの近郊フォンデイに有名な殺人事件があつた。シルヴェストロといふ年若の牧羊者が戀の嫉妬から、戀人其他六人を銃殺した劇的事件で、當時異常なセンセーションを起したものが、文豪ダナンチオが、その後この事件をエロチックな小説「フォルス・チエ・シ・フォルス・チエ・ノ」の中に取入れたので、事件はますます有名になつたのであつた。ところで、この殺人事件の主人公シルヴェストロは犯行後行方をくらまして捕縛されないうで居たのだが、最近になつて漸く彼の行方が分つて捕縛を見た。この牧羊者シルヴェストロはドクアドといふ美しい村の娘と戀仲になり二人は婚約した。が娘はカルソといふ若い牧羊者を新しく情人にして、彼の愛を裏切つた。そこである夏の夜、シルヴェストロは娘の家を襲つて娘と其の妹と作男二人を銃殺し、そこへ現はれた娘の兄と情人をも血祭に上げたのであつた。

季節趣味 俳句と鮎と鵜飼

鳴人人生

六月一日から鮎獲の解禁になる。鵜飼名物の長良川は五月十一日が解禁である

素琴

鮎川に魚籃觀音の窟かな
魚籃觀音の窟の魚が、鮎か金魚か又は川魚か海魚かは私は知らぬ。しかし鮎は女性的のやうな感じがする。そこに魚籃觀音が引合にされた譯であらう。我が朝では、神功皇后三韓征討の際、肥前の國玉鳴の里で鮎をつられて戦勝を祈られたこの里の漁師は、女性ばかりであつたとか。とにかく鮎は優美な魚である。所謂太公望はこの魚を釣るに三半から四間、四半から五間、五半の竿を用ゐる。釣は加賀、土佐などその色彩も種々様々である。

鮎は一年限の運命であるところから、「年魚」といひ、又他魚にない香氣を有つ點から「香魚」ともいはれるがその外に、この魚の成長が月に一寸ときまつて三月三寸、四月四寸と整然たるものから「肥月魚」の名もある。

石垢に猶くひ入るや淵の鮎 去來
鮎の常食は「アカ」である。「アカ」の附着した石ころのあるヶ所を選んで糸を垂れるとよく釣れるのであるが、素人は淵頭の小砂利場や、泥土にまみれた石のある「はや」や「やま」や「だぼはぜ」の常住地に釣を投入して鮎を釣らうとする。と「だぼはぜ」などは人間の氣も知らずして食ひつくと、揚げられて「何だ外道か」といま／＼しげに傍の石上に叩きつけられる。又禁獵期中の鮎つりには懸籠があつて、この魚を指して「朝鮮はや」と云ふ。「今日は朝鮮がとてもか、つた」などと得々然と歸つて行く。

- 大名に馴れたる鮎や大井川 毛執
- 我が井戸に桂の鮎の雫かな 召波
- 玉川の鮎に喰ひあく一日かな 子規
- 燒鮎や八瀬の蒸湯の夜の膳 芥雨
- 鮎釣るや御神興洗ひの川下に 櫻碗子
- なアノの伊勢の宮川鮎名所 寒骨
- 甲州は富士の根の國鮎の味 碧梧桐

土地を示した句に右のやうなものがある。大井川は昔は大名の行列が続いたから鮎も大名には驚かなかつたでせう。波の句は桂川の鮎を井戸中に吊下げて腐敗せぬやう貯へたもの。又玉川の鮎は關東の名物であるから云ふまでもない。八瀬は大和の國、御大體に入瀬童子を出した里である。御興洗ひとは、日本三大祭の一、京都祇園祭のその御興洗ひの神事であつて、川は加茂川である。寒骨の吟は國名を入れてあるから明瞭。甲州の鮎は木曾川産である。木曾川と岐阜の長良川は釣りとか綱以外に鵜飼を行つて居る十八樓記に情景盡きて鵜飼かな 波空面白うて頓て悲しき鵜舟かな 芭蕉
長良川に於ける鵜飼の情景であつて、松尾芭蕉は鵜飼を見物してから十八樓記を作つた。この記はよくそのさまを寫し得たる名文であつて、この芭蕉の句はその記の結びとしたものである。

鮎を吐く鵜の目や水に心有り 青々
鵜に鮎をとらせて、その鮎を人間が失敬する。鵜は前世に勘からぬ罪業を累ねたものであらう。この鳥に不思議なことは交尾もせねば卵も生まぬ。一生頸繩かけて遣はれながら、木か石の如き生活で

廿年位を送るとお陀佛となる。それ位であるから雌雄の別はハッキリせぬ。鵜の飼養繁殖は絶対に駄目であるから新規に捕獲したもので補充するが、一年の捕獲数はヤツト十羽内外。年々減少の傾向を示して居る。捕獲地は知多半島、或は霞ヶ浦であつて北海の鰯群が南に移動するのを逐うて来た折に捕へる。捕へた鵜は二年程仕込んで一人前になるイヤ一鳥前である。

鵜舟見る岸や闇路を辿りく 太祇
 凄凄き鵜飼が宿の野かな 五明
 鵜飼は闇である。晝とか月夜は公休である。長良川の鵜飼は大昔からあつて、現在、長良村に七戸、瀬尻村に五戸、一戸一艘の鵜飼舟があつて許可されて居る舟は厚一寸の横板で、長さ四十二尺八寸中央の横が三尺四寸ある。一艘の乗組員は、船に鵜匠、次に中乗(舟夫)次に中鵜使、船に鵜乗り(舟夫)の四人、鵜匠は烏帽子に腰蓑をつけた時代姿で、船に立つて八羽から十二羽の鵜を自由自在に遣ふ。中鵜使は四羽乃至六羽を遣ふ。篝火に見ゆや鵜匠の貌ばかり 琴風
 数の鵜に鵜匠一人の目顔哉 白雄
 ひや、かに鵜繩かけたり朝の軒 櫻磯子
 鵜を働かせるには、その長い首の根元

を頸繩で結ぶので、この結び方が強ければ病気になるし、弱ければ捕つた魚が鳥の腹に入つて仕舞ふ。その程度をよくして小さな魚だけが腹へ通り、少し大きなものは皆頭の袋の中に溜るやうに結ぶ。さうして鳥の背から紐を取つて紐先を握りこの紐即ち鵜繩を捌いて鳥を遣ひ、篝火を焚いて漁をする。多く川上から川下に向つて下つて来るのであるが、時には淀みを舟で以て取巻いて巻狩をする。舟夫は舷を叩き、鵜遣は聲をかけて鵜を激勵する。鳥が盛んに活動すると鮎は驚いて、陸地に飛上り又は舟中に飛込むなど頗る壯觀を呈する。

鵜の咽喉に魚が溜ると舟に引上げ、口を開かせ、頸下をおさへて魚を吐かせる漁が済むと、鵜は舷頭に整列して首をあげ羽を振り昂然と四邊を睥睨する。そのさま恰も凱旋將軍の如くである。この並ぶには年齢能否によつて席順を鵜匠からきめられてあり、若しこの席次を亂すときは大喧嘩が鳥の間に始まるのである。長良川の鵜匠頭は宮内省の判任官である。鵜匠は五月十一日より十月十五日までの五ヶ月間を漁期とし、あとの月は鵜の訓練等に費やすのである。漁期中一艘の收穫は一万二三千円に上る。

鮎の味妓の小唄に残りけり 手歩
 鮎は東洋の特産魚であつて、就中、日本に多く、北は北海道石狩川から、本州四國、九州、琉球は更なり、南は臺灣の大濁水溪に至る何地の河川湖沼にも産するのである。名産地は岐阜縣長良川、東京附近では多摩川、相模川、大阪邊りは播州揖保川産が出廻る。北陸では富山の神通川、福井の九頭龍川、四國で徳島縣の吉野川、那賀川、九州は熊本縣の玖磨川であつて、一番大きく立派なものは玖磨川産、肉質柔かにして美味なものは多摩川産であるといふ。

燒鮎に厨の繩をいとひけり 觀魚
 尺の鮎炮烙蒸の夕かな 碧童
 こげくくに焼く山人の串の鮎 夢拙
 鮎は料理の仕方が拙いと、その眞價を毀して仕舞ふ。また腐り易い魚であるから、新古を鑑別することが肝要である。水からあがつて二時間以内位のもは背が青黒く、以上時間が経つと背が黄色に變る、七八時間以上になると背も腹も白くなる。肉がピンとしたものは新しくグネグネしたものは古い。料理としては、塩焼、魚でん、天ぶら、山吹焼、酢味噌煮物といった方であらう。鮎は食通に云はせると食べ方もあるさうです。

新刊二つの讀後感

◇至誠書院の六法全書

最近神田區今川小路一丁目四番地の至誠書院から、「新式六法全書」が新たに刊行された。これの編者は曾て法律大辭典の著者として新界に令名ある「渡邊萬藏氏」であつて、氏がドイツ法曹の虎の巻とさるゝものの編纂方式を採用し、更に各條文毎に、これに關聯せる條文の梗概を附してあり、卷末に五十音順の綜合事項索引を加へた特色を持ったものである。

これが内容を観て、まづ感ずることは體裁等は従来の類書に變るところはないが、民法相續編及び親族編中の改正要綱を含み、更に刑法改正の綱領をも容れてゐることは、研究上便宜でもあらう。なほ内容備はれる割合に形體は小であり、價格が二圓といふ至廉なところは最近の獲物であらうと思ふ。

Y 生

◇島保氏著の「刑事政策學」大綱

神田區今川小路二丁目二番地の清水書店から、東京地方裁判所判事法學士島保氏の著にかゝる「刑事政策學大綱」が新刊された。刑事政策の概要を知るに便なる邦語の著書に乏しいわがくに新界にとつて本書の出現は、けだし、最近における一大文獻であるにちがひない。著者は二三の大學においても斯學の講座を持たれてゐる。

これを播くに、まづ緒論として「刑事政策學の概念」と「刑事政策學の基礎概念」との二章に分ち、これによつて刑事政策の根本的概念を盡されてをる。本論は「犯罪の原因」と「犯罪の對象」との二編に分つてゐられる。第一編は、これを「内部的原因の考察」と「外部的原因の考察」との二章に分たれ、これによつて、今まで説かれてゐる各學者の犯罪の發生原因

に對する批判と更に氏の獨特の意見を加へてゐられる。

第二編は、これを四章に分つて「總説」「刑罰」「保安處分」「豫防方策」とされ刑事政策の大要を盡されてゐる。

なほ、本書に於て、刑事政策の運用に重大の影響ある起訴、不起訴の決定、及び刑の執行猶豫、刑の量定、假釋放、釋放者の保護、少年に對する保護處分等に對する説明を省かれてゐるのは、著者がその自序において「これらの事項に關しては通常刑法、刑事訴訟法の著書に説明されてゐるからだ」と述べられてゐることによつて首肯することが出来る。卷末にエンリコ・フェリの「刑事裁判論」を附録として添へられたことは考學者の多とするところであらう。

本書は菊判布製二七五頁で二圓五十錢の定價、けだし刑事政策の初學者にとつても研究者にとつても、一讀すべき文獻であると思はれる。

殊に、われわれの如く行刑にたづさわものにとつては、刑事政策における行刑の地位を知るに適當なものにちがひなからう。

雜報

刑務官特別講習會

終了證書授與式

五月二日舉行

四週間の豫定を以て開かれた保健技師、教誨師、作業技手の三者合同の刑務官特別講習會終了證書授與式は、春雨そぶる五月二日午前十一時より、練習所大講堂に於て舉行された。

定刻、まづ松井練習所長を先頭に岡部、森山の兩書記官、芥川衛生官臨席され

大原保護課長、根本市谷、吉田小菅、椎名豊多摩、佐藤巢鴨の四刑務所長來賓として臨場された。式は住江理事の開式の辭によつて

始められ、松井練習所長より保健技師總代靜間省三君、教誨師總代教山祐警君、作業技手總代五島林太郎君にそれく終了證書一括授與を爲し次で松井練習所長は主要次の如く訓示を爲すところがあつた。

諸君は先月初め入所せられて爾來約四週間でありますが、その間講師各位の熱心なる教授と、諸君が眞面目に且つ熱心に研鑽せられた結果、今日こゝに豫期以上の成績を收めて終了式を舉行することができたのは、練習所として非常に満足するところであります。講習期間は四週間でありますが、

諸君の身體は刑務所に於て重要な地位を擔當せられてゐるので、永らく留ることは出来ない、四週間の短時日では行刑に關する一般の概念すらも收めることは困難であります。幸に、前に述べましたやうに、どうやら行刑に關する知識の一般を收め社會施設の見學を爲すことができたことは、諸君の爲めにも幸であり行刑界の爲めにも喜ぶべきことであります。短期間ではありましたが、色々の方面から行刑に關する種々の事柄に就てはいふまでもなく、今日の行刑の重要性に就て諒解せられたこと、信ずるのであります。これより後、實務にたづさはるに當つては、新らしき經驗と知識とを以て尙一層精進せられんことを、本練習所長としてお願ひする次第であります。簡單ながら一言これを以て訓示と致します。

かくて講習生總代教誨師教山祐警君（長崎）は左の如く答辭を述べ、こゝに式は閉ぢられたが、一同は練習所

前で記念撮影を爲し、午餐を共にして午後一時半それく退散した。

答辭

本日茲に保健技師、作業技手、教誨師講習會終了式を舉行せらるゝに當り閣下並講師諸賢の御臨席を辱うしたるは一同の最も光榮とする所なり。惟ふに醫務教務及作業は各々其立場を異にするに雖も此の三者は實に行刑に於ける三位一體とも言ふべく所謂教化を中心

として互に融和協力し以て行刑の實績を擧ぐるを得べし此の意味に於て今回三者合同の講習會を開設せられしは當に一新紀元を劃したるものと謂ふべく殊に講師各位の熱誠なる講義と社會各方面の實地見學により多大の刺戟と斯道の知識を得たるは寔に感謝の念に堪へざる所なり。而して輓近社會思潮の發達に伴ひ行刑に對する一般の注意を喚起するに至りし現代に於ては生等の責任益々重大なりと

す茲に於て愈々精勵格勸學理と實務の研究を重ね常に時代に順應し更に一步を進めて最善を盡し以て閣下並に講師諸賢の期待に副はんことを期す茲に講習生一同に代り聊蕪辭を述べて答辭とす。昭和五年五月二日 講習生總代 教誨師 教山祐警

第二區武道會

四月二十九日午前九時より小菅刑務所教誨堂に於て、第二區聯合刑務所第五回武道會を開催した。夜來の雨打ち續きたるも、選士は一人の遅參者もなく集合し、定刻吉田小菅支部長は、此天長節の佳辰に當り平素鍛錬せる武道的精神を正々堂々遺憾なく發揮すべき要旨の開會の辭あり、かくて範士三船久藏氏教士神田久太郎氏の審判の下に柔道の試合を開始し、優勝の榮は遂に前橋刑務所の手に歸し、それより柔道高點試合に入りて午後零時半終了し、次いで來賓選士二百數十名に對し晝餐の饗應あ

り、午後一時より更に範士高野佐三郎氏教士白士留彦氏精錬證鶴岡清明氏審判の下に、劍道試合を開始したが、之れ亦優勝の榮冠は前橋刑務所の贏ち得るところとなつた。引續き劍道高點試合ありて後、彰狀優勝旗及び賞品授與式を行ひ、而して吉田支部長は閉會を宣した、時に午後三時五十分であつた當日の戦績は左の通りである。

Table with columns for categories (e.g., 市谷, 小菅) and participants, showing match results and names like 高倉, 岡部, 木村, etc.

水戸	橋前	千葉	入王子	甲府	集鴨	不戦勝刑務所、市谷、集鴨、小菅	水戸	甲府
二初一段	三二二段	二初二段	一初二級	二初二段	初初初段	第二回戦	二初二段	二初一段
高長澤	中瀧武	前内岩	本神城	星菊有	酒渡佐久		高長澤	星菊有
山洲田	山川藤	田藤上	吉田所	野鳥川	井邊間		山洲田	對島川
0 1 1	1 0 1	0 0 1	0 0 0	0 1 0	1 1 1		1 1 1	1 1 1
1 0 0	0 1 0	1 1 0	1 1 1	1 0 1	0 0 0		0 0 0	0 0 0
初初初段	初初初段	三二二段	初初初段	二初一段	初一段		初一段	一級
酒渡佐久	天横若	中瀧武	天横若	高長澤	岡五十木		布内齊	大湧千
井邊間	野山林	山川藤	野山林	山洲田	村嵐下		施野藤	口井葉
	小菅	前橋	小菅	水戸	市谷		川越	豊多摩

横濱	小菅	市谷	横濱	前橋	千葉
二初一段	初初初段	初初初段	一初二級	初初初段	二初二段
河田菊	倉伊古	岡鈴高	河田菊	木中松	伊大市
西村地	本藤家	村木岡	西村地	村林井	藤塚原
× 0 0	× 1 1	0 0 0	× 1 0	1 1 1	1 × 1
× 1 1	× 0 0	1 1 1	× 0 1	1 0 0	0 × 0
初初初段	二初二段	初初初段	初一段	二一一段	二一一段
木中松	伊大市	倉伊古	木中松	高森貴	高森貴
村前橋	藤塚原	本小菅	村林井	橋家	橋家
	千葉		前橋	集鴨	集鴨

横濱對前橋は同戦績なるを以て更に左の如く對抗したり

第三回戦に於て千葉、横濱は同一戦績に付三等決勝を行ひたる

青葉は潑刺たる生氣を包んで伸びんとする四月二十七日、時恰も善光寺御開帳竝二百年間に一度の落慶供養の盛儀は彌が上にも佛都の人氣を沸騰せる折柄第三區第五回武道會は長野武徳殿に開かれた。午前七時卅分各支部

第三區第五回 武道會概況

水戸	集鴨	八王子	前橋	小田原	千葉
二初一段	初初初段	一初二級	三二二段	二初二級	二初二段
高長澤	酒渡佐久	本神城	中瀧武	熱大宇	伊大市
山洲田	井邊間	吉田所	山川藤	田島野	藤塚原
0 1 0	1 0 0	0 1 1	1 1 1	0 0 0	1 1 0
1 0 1	0 1 1	1 0 0	0 0 0	1 1 1	0 0 1
三二二段	初初初段	初三級	初一段	二初二段	一級
中瀧武	天横若	田齊賀	横荒前	前内岩	河田菊
山川藤	野山林	村藤神	田井原	田藤上	西村地
前橋	小菅	宇都宮	横濱	千葉	横濱

優勝 前橋刑務所
 二等 水戸刑務所
 三等 小菅刑務所
 優勝 前橋刑務所
 二等 水戸刑務所
 三等 小菅刑務所
 優勝 前橋刑務所
 二等 水戸刑務所
 三等 小菅刑務所

高點試合	優勝	二等	三等												
橋(集鴨)	小菅刑務所	千葉刑務所	橋(集鴨)	前橋刑務所	小菅刑務所	千葉刑務所	橋(集鴨)	前橋刑務所	小菅刑務所	千葉刑務所	橋(集鴨)	前橋刑務所	小菅刑務所	千葉刑務所	橋(集鴨)
村(横濱)	村(横濱)	藤(千葉)	村(横濱)	村(横濱)	村(横濱)	藤(千葉)	村(横濱)	村(横濱)	村(横濱)	藤(千葉)	村(横濱)	村(横濱)	村(横濱)	村(横濱)	藤(千葉)

に其結果次の如し

代表選士の参集あり抽籤によりて各番組を定む一方各選士は日本の榮冠を獲んと威風堂々陸續として會場に集り定刻前既に英氣堂に滿つ。來賓は島田刑務協會主事、飯島新瀉刑務所長、市内各官公衙の長を始め多數名士新聞記者等臨席あり、劍道審判は小澤豐吉、小林佐兵衛、松野覺泰の三氏柔道審判は山口孫作、新井銀右エ門、大塚富之輔の三氏にして武道關係者以外の一般參觀者百數十名に達す定刻に到るや藤居支部長開會の辞を述べ引續き優勝旗の返還式を舉行し兩審判長より各選士に試合上の注意ありて直ちに劍道柔道同時に豫選試合を開始す英氣に滿されたる各選士は番組の進むに従ひ一進一退互に秘術を盡し妙技は刻一刻と進み氣合の聲、劍撃の音凄まじく觀客をして手に汗を握らしめしこと幾度なるを知らず。斯くして午前十一時劍道は名古屋、新潟、長野、岐阜、柔道は静岡、三重、金澤、長野の各支部を豫選に決し晝食の爲め休憩す。

午後一時より各豫選勝者の優勝リーグ戦開始せられ榮冠を獲得せんとする各選士は壯絶悲壯の面體にて、一撃一防出所進退互に渾身の力を盡し試合の進むに従ひ白兵戦となり、眞に龍攘虎搏鬼神をして泣かしむるの概ありき、各選士は孰れも善戦能く努めしが劍道は名古屋支部

柔道は長野支部の優勝する所となり、藤居支部長より各優勝旗及賞品を授與し、閉會の辞ありて午後三時四十分盛會裡に大會の幕を閉づ。

最善を盡して相争ひし選士も一度勝敗決せらるゝや談笑して相別る。前日來陰鬱なりし天候も今日は一天拭ひし如く晴れて如來の慈悲の尊さを深く感謝する次第である。當日の試合成績左の如し。

劍道豫選試合

金澤	新潟	名古屋	静岡	長野	滋賀
初段 初段	初段 初段	二段 二段	二段 二段	二段 二段	二段 二段
森 竹	山 齋	前 齋	古 望	矢 鷹	黒 白
部 村	本 筆	川 田	川 月	萩 見	田 井
2 0	2 2	2 2	1 0	2 1	0 1
0 2	1 0	0 0	2 2	1 2	1 2
初段	二段	四段	二段	初段	初段
一級	二段	四段	二段	初段	初段
矢 鷹	黒 白	宮 高	神 岩	佐 横	森 竹
萩 見	田 井	川 木	谷 田	野 田	部 村
長 野	滋 賀	岡 崎	岐 阜	三 重	金 澤

豫選試合ノ結果

三重	岐阜	岡崎
初段 初段	二段 二段	四段 四段
佐 横	岩 井	高 甲
野 田	上 野	中 木
0 2	0 2	0 0
2 0	2 1	2 2
二段	二段	初段
二段	二段	初段
古 望	小 鈴	齋 藤
川 月	木 川	齋 藤
口 静	木 名	新 湯
岡	古屋	湯

優勝リーグ戦ノ結果

名古屋
二段 二段
前 小
川 田
0 2
2 0
二段
二段
神 岩
井 上
岐 阜

一等 十三點 名古屋刑務所
 二等 十二點 長野刑務所
 三等 十一點 岐阜刑務所

劍道高點試合
 一等 二段 前川 勝次(名古屋)

名古屋十一點、新潟十一點、岐阜八點、金澤七點、三重七點、静岡四點、滋賀二點、岡崎〇

柔道豫選試合

優勝リーグ戦

長野	新潟	長野	名古屋
初段 初段	初段 初段	二段 二段	二段 二段
齋 藤	齋 藤	矢 鷹	矢 鷹
平 出	平 出	柄 鷹	柄 鷹
1 1	1 1	2 1	2 1
2 2	2 2	2 0	2 0
二段	二段	二段	二段
二段	二段	二段	二段
神 岩	神 岩	前 小	前 小
田 上	田 上	川 田	川 田
岐 阜	岐 阜	木 名	木 名
湯	湯	湯	湯

柔道豫選試合

金澤	三重	新潟	名古屋	滋賀	長野
初段 初段	初段 初段	二段 二段	二段 二段	二段 二段	二段 二段
福 小	田 中	飯 詰	山 中	松 田	大 日
田 島	音 多	沼 橋	田 島	田 中	向 藤
1 1	0 0	0 0	1 1	0 0	0 0
0 0	1 1	1 1	0 0	1 1	0 0
初段	初段	初段	二段	二段	初段
初段	初段	初段	二段	二段	初段
松 田	大 日	齋 藤	内 高	兵 牧	福 小
田 中	向 藤	音 多	田 木	藤 藤	田 島
滋 賀	長 野	三 重	岡 崎	静 岡	金 澤

静岡	三級 牧	0	0	一級 中	島	名古屋
静岡	二段 兵	1	1	一級 山	田	名古屋
同崎	内 高	0	1	二級 詰	橋	新潟
同崎	田 0	1	二級 飯	沼	新潟	

豫選試合ノ結果
 名古屋三點、静岡三點、金澤三點、長野三點、新潟二點、三重二點

静岡	三級 牧	0	1	一級 齊	藤	長野
静岡	二段 兵	0	1	初段 大日向	長野	
名古屋	一級 中	1	0	初段 小	島	金澤
名古屋	一級 山	0	1	初段 福	田	金澤
静岡	三級 牧	0	1	初段 小	島	金澤
静岡	二段 兵	0	1	初段 福	田	金澤
長野	一級 齊	1	0	初段 小	島	金澤
長野	初段 大日向	1	0	初段 福	田	金澤

優勝リーグ戦

優勝リーグ戦ノ結果

- 一等 五點 長野刑務所
- 二等 三點 金澤刑務所
- 三等 二點 名古屋刑務所
- 高點 試合
- 初段 福田芳松(金澤)

(静岡、名古屋同點ニ付代表者ノ申出ニヨリ抽籤ノ結果名古屋トス)



特別講習會記

去る三月三十日より五月二日まで五週
 間第三回保健技師講習會が開かれた。
 講習生は十六名、講習科目は二十九科
 目、擔任講師は各専門の大家に依頼して
 百十八時間の授業と、十ヶ所餘の見學を
 したのである。

次に教誨師講習會(第一回)及作業技手
 講習會(第一回)をも、四日五日より五月
 二日まで四週間開かれた。
 講習生は、教誨師十二名、作業技手十
 四名であつて、講習科目は兩方とも二十
 四科目、授業時間教誨師の方は九十八時
 間、作業の方は九十四時間である。
 三講習の見學せし箇所は次の通りであ
 る。

- 一、多摩御陵(保健、教誨、作業)
- 一、八王子少年刑務所(三講習合同)
- 一、多摩少年院(保健、教誨)
- 一、府中刑務所(作業)
- 一、小菅刑務所(三講習共)
- 一、東京同愛記念病院(保健)
- 一、東京市結核療養所、體育研究所(保健)
- 一、三共製薬株式会社品川工場(保健)
- 一、東京府板橋養育院、茅ヶ崎南湖院

(保健)

- 一、小田原少年刑務所(保健)
- 一、東京音楽學校(教誨)
- 一、武蔵野學院(教誨)
- 一、東京聾啞學校、自立會(教誨)
- 一、豊多摩刑務所(教誨)
- 一、内閣印刷局、東京美術學校(作業)
- 一、巢鴨刑務所、王子製紙工場(作業)
- 一、横須賀海軍工廠及軍艦(作業)
- 一、日本ヘイント工場、日本フォード自動車工場(作業)
- 一、帝國大學心理學實驗教室(三講習共)
- 一、東京日日新聞社(教誨)
- 一、東京府下細民街(貧民窟)視察(教誨師、外に希望者として作業七人、保健一人)

亡國軍の陣容

事に隠らへておもしろく作られたる表を見たので、参考までに左に記し此の記事を止む。

- 一、參謀本部 酒造業、貸座敷、待合茶屋
- 二、常備戰團員 藝妓(百十五万人) 酌婦(六万人) 二十一箇師團
- 三、後備戰團員 遊廓待合使用人(五万人) 酒造業關係者(六十万人)
- 四、彈丸 酒類六百七十萬石、價額拾五億圓
- 五、地雷 精神病者、惡疾遺傳
- 六、タンク 花柳病患者
- 七、毒瓦斯 喫煙二億七千萬圓
- 八、航空艇 カフェー、バー、女給妾
- 九、航空軍 戀愛惡小説、モダンガール
- 一〇、戦利品 輸入超過、財政難、賭博、詐欺、墮落、發狂、低能、白痴、病氣、死亡率増加、失業夜逃、家庭不和、破産、身賣、不良少年、喧嘩、犯罪、殺人、自殺
- 一一、野戰病院 刑務所、感化院、慈善病院

横濱刑務所製品廉賣會の盛況と其商略

横濱刑務所では三月一、二、三日の土、日、月曜日を期して、縣廳前元裁判所跡の階下を利用して石鹼、革製品、木工品、桶金物類、印刷製品(雜誌帳類)の横濱製の外に、小菅、川越、小田原、静岡、松山の應援に依る各自製品を加へて、華々しき宣傳(電車内廣告、各辻々への宣傳ポスター、立看板、新聞記事、新聞折込ビラ、街路詩ビラ等)の功果現はれ、開會前より所謂前景氣にて官廳(取引)の下見賣約等相當に多く當日に至るや定刻九時前より既に殺到し、開場するや幾百の買手押寄せ、何れも血眼にて我れ先にと各賣店に至り、横濱製の家具の大略は午前中に殆ど餘す處なく賣盡したる状態にて新規の百圓紙幣や、金貨を見馴れぬ係員を驚かし不景氣風が何所に吹くかを疑はしむる程にて其他靴の賣行も全く意外にて

當日丈にて二千五百五十圓を算したり斯く第一日の賣上げ總額は五千百三十九圓此の外川越、小田原等を合する時は約六千圓を算するに至れり、第二日は日曜日とて購賣客前日の評判を聞き更に殺到す可きは必定するに反して製作品の大部が賣切にては多數顧客の失望と不満を訴ふるは明かなるを以て第一日午後所長は作業幹部を集め補充方法に就き協議し遂に小菅、川越、小田原の三刑務所の木工在庫品を多數明朝を期して補充されたき緊急決議を以て三所に應援を依頼したる處何れも快諾を得僅かに品切の責を避くるを得たり、翌二日は日曜日にして然も晴天に恵まれたる結果開會と同時に前日に劣らず殺到し正午頃には全く立錐の餘地なき程度に娯集し殊に前日遅れし爲め購入の機を失せる人、更に前日に安價なる品を

手にせる者の欲心と其評判を聞き傳へたる附近の者等争ひ購入する眞剣さを目撃せる素見客迄も一種の群集心理に驅られ其日の糧に迫はる、労働者も薄給の給仕に至る迄相當の購入(石鹼、チリ紙小花籠の類)する如き状態に至れり、特賣石鹼(一打網入五十錢原價一打三十二錢)の如きは毎日數百ダースを三時間を出でずして賣切の状態にて、一人にて數打持參するは珍しからぬ處なりき又近隣の風評を聞きつけ唯單に安石鹼のみ目標として來る輩も、多人數が我を忘れて命懸けの狂態にて先を争ひ購入する有様を見ては黙過するに忍びず遂ひに懷中の底を拂くに至る、此の心理状態は確かに商略上即賣場迄引き寄せる唯一の手段にして、各デパートが呼び物の安物を以て客を引き寄せる手段と同一方法なり、此の商策より静岡よりチリ紙四十捆を殆ど一割以内の利益にて賣盡したるも群集心理を徴發せる一例より、斯くして第二日に於ても殘品小數となり翌日の補充に苦しみ更に小菅、川越、小田原、に家具の在庫品

部の補給を依頼し同時に閉會後賣約済の品全部を別室に片付け運搬先を整理したり此の日の賣上は横濱刑務所のみにして三千百三十四之れに小菅、川越、小田原を加ふる時には五千餘圓となれり、翌三日は朝より相憎く降雨なりしが、雨にもめげず來客は全く購買力有る顧客のみにして、彌次馬連は跡を絶ちたる爲め反つて買受者に取りては便宜ありしならん、尙前日來の風評を聞き傳へ來りたる客の多くは既に品切れとなりし家具類に對しては、新注文の申越を多數受け大いに刑務作業の宣傳に動めたり、同時に全く別方面の印刷物の注文さへ即賣場にて受ける如き珍現象を呈せり、之れは既に賣切たる品のみとなり且つ又雨天にて前兩日に比すれば比較的來客の少なかりし爲め餘裕ありし賜なり、斯くして午後に至りて殆ど出品全部の賣切れとなり遂に閉場時間を繰上げるの不得已に出で宣傳ポスターに示す如く、賣切次第中止早イ者勝を實行したる次第なり、此の日の賣上げも横濱の殘品のみにて二千二百三十五圓

はれに他の刑務所分を合する時には三千餘圓を算するに至れり、斯くして三ヶ日の賣上總計横濱のみにて九千四百四十三圓他の刑務所分を合する時には一萬數千圓となりし盛況を呈するに至れり、之れを要するに此の盛況を納めしは左の結果より來るものと確信し他日刑務作業の即賣會に之れが方法を以て參考の資となるを得ば本懐なり。

- (一) 宣傳方法の適切、新聞記事利用、電車内特別廣告、立看板を目標の場所へ配置(其下に宣傳ビラを自由に取り去り得る様下げたる事)ポスター色刷にて目立ちたる圖案にて各辻に下げたる事、宣傳ビラ五万枚を新聞折込と伊勢崎町方面に保護者(免囚)を以て散布せしめたる事、其宣傳ビラは態々二色刷とし黒刷にて値下げの價格を記入し如何にも價格更正して安價の上にも安値なる様に商略せる點、呼び物の石鹼チリ紙に特價を記入せる點、周圍の標語の徴發的なる點
- (二) 場所の進出、現在刑務所にては遠距離にして人の吸收不可能なるに
- (三) 會場の裝飾、會場外部に特筆大書したると其裝飾法により電車内の人々が之れを一見して期せずして降車し會場内に入りたる點、内部の裝飾にも意を注ぎ賣出し式の上品なる裝飾を施したる點
- (四) 會場内に食堂の設置、請負人をして食堂の設置を爲し、取引關係の招待者に茶葉券を配付し其家族をも優待し義理でも購入する氣分に至らしめたる點
- (五) 人氣取りの特賣品、前述の如く石鹼一打五十錢、チリ紙千帖廿八錢等の特價品を作りたる爲め、之れに引き寄せられ群集心理となりたる點
- (六) 刑務職員の一一致共力、所謂刑務一體の精神を以て作業を後援したる點
- (七) 新聞利用、前に記者を招待し寫眞を撮らしめ翌日(當日)の前景氣を特種として記載せしめたる點

行刑法令

○物的戒具ノ改正

●戒具ノ製式

(監獄法第十九條、同施行規則第四十八條)

(昭和四年五月十四日訓令) 行甲第七四〇號

戒具製式圖例

種目	製式	摘
魚体形ニシテ人体ノ頸部以下脚部迄ヲ總テ掩ヒ、兩脚部ハ股下ニ於テ區劃シテ縫合スモノトス	衣及バンドハ共ニ淺葱色トシ強靱ナル綿布又ハズツク製トス	
胸部後面ハ中央ニ於テ頸部ヨリ腰部迄ヲ縱ニ裂キ裂目ニハ貝製ボタシ九箇ヲ附シ前面ハ上部左右ニ手出各一箇及股部前面ニ長サ一四種ノ裂目ヲ縱ニ附ス、胸部ノ前面及後面ニハ徑一類ノ氣孔ヲ適度ニ設ク、胸部内側ノ前面左右ニハ長サ二四種ノ腕押ヘ筒各一箇ヲ横ニ附シ筒口ノ先ハ各左右ノ手出ニ合致セシム、腕押ヘ筒ノ外側人体ニ接觸スル部分及衣ノ胸部内側ニ接合シテ幅一〇種ノ緯制バンドヲ附シ其ノ左右兩脇ニ接合シテ幅七・五種ノ緯腕バンド形各一箇ヲ附ス、バンドハ金屬製尾錠留トス		
口掩ハ半截楕圓体形防護襪ニシテ内部ニ少量ノ空氣ヲ含著セシメ其ノ大サハ上下ノ頸ヲ共ニ掩ヒ口部ヲ完全ニ掩蓋スルモノトス、口掩ノ周圍外側ニハ縁ヨリ約一・五種ヲ距テ徑四耗ノ鐵輪ヲ繞ラシ防護ヲ以テ之ニ附著セシム、鐵輪ニハ前頭部バンド及頸部バンドノ各兩端ヲ之ニ結着ス、バンドハ前頭部バンド、頸部バンド、額顙部バンド及後頭部バンドノ四箇トシ、頸部バンドハ幅三種、其	口掩ハ黒又ハ茶色防護バンド及之ニ附スル緯輪、尾錠當、バンド當ハ茶色革製トス前頭部バンドハ口掩上部左右ヨリ額顙部ヲ經テ前頭部ヲ一週シ額骨上ニ於テ左右各一箇ノ尾錠ヲ以テ留ムルモノ、頸部バンドハ口掩下部左右ヨリ頸部ヲ一週シ口掩ノ左右	
ノ他ハ幅一・五種トス、バンドニハ各二箇ノ金屬製尾錠ヲ附シ尾錠ヲ附シタル部ニハ各一箇ノ緯輪及尾錠當ヲ額顙部ニ於テ前頭部バンドト後頭部バンドトノ交叉スル部位ニハ半圓形ノバンド當ヲ附ス形狀圖ノ如シ	ニ於テ各一箇ノ尾錠ヲ以テ留ムルモノ、額顙部バンドハ前頭部バンドニ結合シ額顙部ヲ經テ後頭部ヲ一週シ左右兩側ニ於テ各一箇ノ尾錠ヲ以テ留ムルモノ、後頭部バンドハ前頭部バンド額顙部バンド及頸部バンドニ後頭部ヲ經テ縱ニ結合シ額顙部バンドノ上下ニ於テ各一箇ノ尾錠ヲ以テ留ムルモノトス	

助聲具	手	腕
ノ他ハ幅一・五種トス、バンドニハ各二箇ノ金屬製尾錠ヲ附シ尾錠ヲ附シタル部ニハ各一箇ノ緯輪及尾錠當ヲ額顙部ニ於テ前頭部バンドト後頭部バンドトノ交叉スル部位ニハ半圓形ノバンド當ヲ附ス形狀圖ノ如シ	鏡ハ左右二箇、茄子形ニシテ半月形ノ胸部下弓形ノ腕部トヲ其ノ帶部ニ於テ蝶番式ニ結合スルモノトス、二箇ノ鏡ハ鐵鎖ヲ以テ連結ス、鐵鎖ハ徑五耗ノ丸鐵鎖五箇ヲ長サ九耗乃至十五耗ニ連繋スルモノトス但シ兩端ノ鏡ハ之ヲ蹄形トシ其ノ尾端ヲ鏡ノ帶部ニ於テ之ニ結合セシム、腕ノ尖端ニハ鉤ヲ設ケ箝込式トナシ胸部内ニ於テ之ニ下鍵スル装置ヲ施スモノトス、鏡ノ大サハ帶部蝶番外側ヨリ胸部下端ニ至ル最長一・四米以内、幅四・五種トシ其ニ至ル最長九耗以内トシ胸部ノ厚サハ一・五種ヲ以テ度トス形狀圖ノ如シ	腕輪ハ左右二箇、捲込圓筒形ニシテバンドニ接スル部分ハ二重、捲込内革ノ一端外側ニハ鋸形方六耗ノ角鉄ヲ座金ニ依リ取付ケ他ノ一端ニハ天地不揃ニシテ相併列スル鋸形角鉄ノ箝込孔三箇ヲ設ク、腕輪ハ幅七・五種ノ正型之ニ取付ケタル鋸形角鉄ヲ通シタルバンドニ依リ左右ニ配ス、バンドハ長サ一・四米以内、幅四・五種トシ其ノ頭部ニハ螺旋錠ヲ附屬セシメタル鐵製角形ノ尾錠ヲ縫着シ幅一・五種ノ緯輪ヲ附ス形狀圖ノ如シ
	鐵製トス	象皮又ハ牛皮製トス尾錠金具ノ寸法ハ適宜、鋸形角鉄ハ同丸鉄ヲ使用スルモ妨ナシ、鋸形角鉄ノ他端ハ箝込孔ヲ通シテ其ノ外側ニ突出セシメ之ニバンドヲ通シテ人体ノ胸部背面ニ於テ尾錠ヲ留ムルモノトス

鎖	鎖	鎖
鎖ハ8字形又ハ楕圓形ノ徑五耗丸鐵鎖ヲ縱一列ニ連繋シ其ノ兩端ニハ各一箇ノ圓形又ハ三角形ノ全丸鐵鎖ヲ附スルモノトス、鎖ニハ二箇ノ南京錠ヲ附屬セシム、丸鐵鎖一箇ノ長サハ三耗乃至六耗トシ鎖ノ全長ハ五・五米ヲ以テ度トス	鎖ノ中央部位ニハ鐵製ノ回轉器ヲ附シ防燃裝置ヲ爲スモ妨ナシ	鎖端ヲ以テ腰間ヲ緣帶シ緣帶ノ所ニ下鍵スルモノニシテ二人毎ニ連伴スルモノトス

捕	護送用	三子左捻、繩ノ一端ニ長サ約一二種ノ蛇口ヲ設ク、太サ徑一、長サ五米乃至一、一米トス	同前
	看守 貸與用	護送用ニ同シ但シ蛇口ノ長サハ徑三・五種、繩ノ太サハ徑三、長サハ六米ヲ以テ度トス	

○戒具ノ濫用防止

(監獄法施行規則第四十九條第五十條)

●鎮靜衣等ノ使用上ニ關シ注意ノ件

(昭和四年五月十四日行刑局長通牒行甲第七四九號)

今般戒具ノ製式相定メラレ候處鎮靜衣及防聲具ハ新規ニ制定セラレタル戒具ニ有之監獄法施行規則ニ依レハ鎮靜衣ハ暴行又ハ自殺ノ虞アル收容者ニ對シ原則トシテ十二時間未滿ノ時間内、防聲具ハ制止ヲ肯セスシテ大聲ヲ發スル收容者ニ對シ原則トシテ六時間未滿ノ時間内使用シ得ル規定ニ相成居候ヘ共戒具ハ固ト一時的ノ防制又ハ鎮壓處分トシテ已ムヲ得サル場合ニ之ヲ使用スヘキ用具ナルヲ以テ苟モ濫用ノ弊ニ陥ラサル様特ニ注意スヘキハ勿

論ニ有之殊ニ鎮靜衣及防聲具ノ如キ之カ施用ニ因リ間接ニ收容者ノ身體ニ障害ヲ及ボスノ虞ナキヲ保シ難キヲ以テ之カ使用ニ際シテハ左記事項篤ト御留意ノ上處理上遺憾ナキヲ期セラレ度候

記

- 一、鎮靜衣
 - イ、暴行又ハ自殺ノ虞アル收容者トハ暴行ノ事實又ハ自殺ノ計劃ヲ爲シ若ハ之ニ着手シタル事跡アリタルモノタルヲ要ス單ニ人格上ヨリ其ノ危險ヲ豫想シ得ヘキ事アルヲ理由トシテ之ヲ使用セサルコト但シ他ノ方法ヲ以テ防制鎮壓シ得サル場合ニ限ルコト
 - ロ、醫師ノ同意アルニ非サレハ之ヲ使用スヘカラサルコト

- ハ、繼續シテ十二時間以上使用セサルコト但シ已ムヲ得スシテ更新使用ヲ繼續スル場合ハ醫師ノ同意ヲ求ムルコト
- ニ、使用中ノ收容者ハ獨居拘禁ニ付シ尙醫師ヲシテ時々其ノ狀況ヲ視察セシムルコト
- 二、防聲具
 - イ、官吏ノ制止ニ反シ大聲ヲ發シテ叫喚喧囂ヲ恣ニシ纪律及靜謐ヲ維持シ得サル場合ニ限り之ヲ使用スルコト
 - ロ、繼續シテ六時間以上使用セサルコト、特ニ繼續ノ必要アル場合ニ於ケル監獄法施行規則第五十條ノ更新規定ハ主トシテ護送ノ場合ヲ豫想シタルモノニ付其ノ他ノ場合ニ於テハ特ニ已ムヲ得サル事情アルトキノ外更新使用セサルコト
 - ハ、前項(ニ)ニ同シ
- 三、鎮靜衣及防聲具ヲ使用シタル場合ハ一定ノ帳簿ニ其ノ使用度數、時間及使用ノ事由並被使用者ノ罪名、刑期、犯數及氏名ヲ記録シ置クコト

敘位敘勳

敘正四位(特旨) 退職判事 元典獄 莊田 經倫
 敘從七位 保健技師 丸山 郁雄
 敘正八位 教誨師 塚本 良讓
 敘勳六等授瑞寶章 從六位 柳原 鎮平
 敘勳八等授瑞寶章 教海師 佐々木 英之
 看守長 森口 藤松
 看守長 年 末 孔胤
 看守長 森田 明行
 看守長 石川 八十吉(横濱)
 敘勳七等 看守長 平 方 義孝
 從七勳八 看守長 松 野 八藏
 敘正六位 朝鮮總督府 野 村 光輝(光州)
 敘正五位 朝鮮總督府 土 居 寛申
 敘勳七等授瑞寶章 朝鮮總督府 山 下 良衛右門(西大)
 敘勳八等授瑞寶章 朝鮮總督府 開 田 義勲(西大)

敘任辭令

免兼官
 長崎本所勤務
 任典獄補(名古屋)六等
 巢鴨轉勤
 豊多摩轉勤
 任看守長(市谷)六級俸
 任典獄(甲府)四等
 命奈良所長
 死亡 五給俸賞二二〇
 自然消滅
 行刑局ノ事務ヲ囑託ス
 給四級俸
 特別賞與金千三百圓
 死亡
 給三級俸
 金千二百圓
 右事務格別勉勵ニ付特ニ賞與ス
 依願免本官並兼官
 看守長兼 警備財局屬 大澤 成次郎
 看守長 名古屋控訴院 中村 太郎彦(浦上支所)
 看守長 名古屋控訴院 酒井 忠二郎
 看守長 全 吉田 綱記(市谷)
 大島區裁判所 荒卷 正修(全)
 典 獄 中尾 文策
 看守長 伊 江 朝睦
 看守長 典 獄 長山 又四郎(甲府支所)
 刑務所醫務 青木 泰修(浦和支所)
 衛生囑託 吉田 守光
 保健技師 山 東 光裕(市谷)
 朝鮮總督府 看守長 西川 喜久男(公州)
 朝鮮總督府 技師兼看守長 深 海 峯一(威興)

行刑統計

昭和五年二月中入出監並月末在監人員
Prison Population during the Month of February, 1929

受刑者 刑事被告人 勞役場留置者 乳 兒	越 員	入 監	出 監	現 員	前月末日 在 在	前年同月 末日現在	増 減	
							前月比較	前年比較
37,305	3,163	2,953	37,515	37,305	35,053	210	2,462	
4,293	3,675	3,270	4,698	4,293	3,748	405	950	
274	366	355	285	274	284	11	1	
41,145	7,054	6,424	41,775	41,145	38,371	630	3,404	
總 計	735	150	158	727	735	724	3	
41,880	7,204	6,582	42,502	41,880	39,095	622	3,407	

備考 内朝鮮人受刑者男1,158人女1人 刑事被告人男157人女9人

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

國 名	受刑者	刑事被告人	計	國 名	受刑者	刑事被告人	計
支 那	男	—	—	波 蘭	—	—	—
露 西	男	—	—	波 斯	—	—	—
伊 太	男	—	—	總 計	—	—	—
馬 尼 拉	男	—	—				

昭和五年二月末日在監者人員表

The Number of the Inmates during the Month of February 1929

備考 ×印ハ被疑者

刑務所別 Name of Prisons	受刑者 Prisoners sentenced			刑事被告人 Prisoners Accused			勞役場留置者 Prisoners in "Rokukijo" (Place of labour in lieu of fine or penalty imposed)			乳兒 Babies in Prison			合計 Sum Total		
	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total
小菅 Kosuge	942	—	942	—	—	—	—	—	—	—	—	—	942	—	942
市谷 Ichigaya	105	15	120	×35 1,172	—	×32 1,204	62	—	62	—	—	—	1,374	47	1,421
豊多摩 Toyotama	758	—	758	—	—	171	1	—	1	—	—	—	930	—	930
集島 Sugamo	1,971	—	1,971	—	—	—	1	—	1	—	—	—	1,972	—	1,972
横浜 Yokohama	545	—	545	—	—	148	15	—	15	—	—	—	706	2	708
千代田 Chiba	713	—	713	—	—	32	3	—	3	—	—	—	747	1	748
水戸 Mito	305	—	305	×1 71	—	×1 74	4	—	4	—	—	—	381	3	384
宇都宮 Utsunomiya	349	124	473	—	—	—	—	—	—	—	—	—	365	125	490

前橋 Maebashi	1,313	—	1,313	×4 72	—	×3 75	5	—	5	—	—	—	1,394	3	1,397
静岡 Shizuoka	666	—	666	×1 109	—	×1 112	7	—	7	—	—	—	783	3	786
甲府 Kōfu	456	—	456	×4 48	—	×4 49	5	—	5	—	—	—	513	1	514
長野 Nagano	601	—	601	×4 71	—	×5 72	2	—	2	—	—	—	678	2	680
新潟 Niigata	338	—	338	×1 40	—	×1 41	—	—	—	—	—	—	399	1	400
京都 Kyoto	936	129	1,065	×1 96	—	×1 97	7	—	8	—	—	—	1,041	2	1,173
大阪 Osaka	3,052	2	3,054	×9 397	—	×9 403	38	1	39	—	—	—	3,496	9	3,505
神戸 Kobe	1,535	—	1,535	×4 116	—	×5 119	15	2	17	—	—	—	1,670	6	1,676
奈良 Nara	667	—	667	×24	—	×25	2	—	2	—	—	—	693	1	694
滋賀 Shiga	432	—	432	×1 5	—	×1 5	2	—	2	—	—	—	440	—	440
徳島 Tokushima	426	5	431	—	—	31	2	—	2	—	—	—	458	6	464
高松 Takamatsu	799	—	799	×2 13	—	×2 14	3	—	3	—	—	—	817	1	818
高知 Kōchi	611	7	618	—	—	38	5	—	5	—	—	—	654	7	661
名古屋 Nagoya	1,783	64	1,847	×3 218	—	×3 222	19	—	19	—	—	—	2,024	68	2,092
三重 Mie	668	—	668	×2 31	—	×2 31	1	—	1	—	—	—	702	—	702
岐阜 Gifu	577	—	577	—	—	47	2	—	2	—	—	—	624	2	626
金澤 Kanazawa	609	14	623	×4 139	—	×4 140	3	—	3	—	—	—	755	15	770

廣島	Hiroshima	1,028	84	1,112	$\times 6$ 109	6	$\times 6$ 115	2	—	2	1	—	1	1,146	90	1,236
山口	Yamaguchi	570	—	570	$\times 31$ 31	1	$\times 32$ 32	3	—	3	—	—	—	604	1	605
岡山	Okayama	857	6	863	$\times 45$ 45	4	$\times 49$ 49	9	—	9	—	—	—	913	10	923
松江	Matsue	711	—	711	$\times 67$ 67	2	$\times 69$ 69	3	—	3	—	—	—	781	2	783
松江	Matsuyama	491	1	492	$\times 77$ 77	1	$\times 78$ 78	3	—	3	—	—	—	571	2	573
長門	Nagasaki	623	—	623	$\times 8$ 101	1	$\times 8$ 102	9	—	9	—	—	—	741	1	742
三池	Miike	1,144	—	1,144	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,144	—	1,144
福岡	Fukuoka	1,648	45	1,693	$\times 12$ 148	1	$\times 13$ 150	8	—	8	—	—	—	1,816	48	1,864
大分	Oita	393	—	393	$\times 2$ 77	1	$\times 2$ 78	1	—	1	—	—	—	473	1	474
熊本	Kumamoto	777	—	777	$\times 45$ 45	2	$\times 47$ 47	8	—	8	—	—	—	832	2	834
鹿兒島	Kagoshima	389	24	413	$\times 1$ 44	—	$\times 1$ 44	1	—	1	—	—	—	435	24	459
宮崎	Miyazaki	363	—	363	26	3	29	2	—	2	—	—	—	391	3	394
沖繩	Okinawa	369	12	381	27	—	27	2	—	2	—	—	—	398	12	410
宮城	Miyagi	635	45	680	55	1	56	1	—	1	—	—	—	691	46	737
福島	Fukushima	344	—	344	25	—	25	6	—	6	—	—	—	375	—	375
山形	Yamagata	207	—	207	44	—	44	3	—	3	—	—	—	254	—	254
秋田	Akita	382	—	382	87	4	91	2	—	2	—	—	—	471	5	476

青森	Aomori	243	—	243	$\times 3$ 46	2	$\times 3$ 48	—	—	—	—	—	—	292	2	294
札幌	Sapporo	1,063	36	1,099	$\times 7$ 109	3	$\times 7$ 112	8	—	8	—	—	—	1,887	39	1,926
函館	Hakodate	415	—	415	23	1	24	2	—	2	—	—	—	440	1	441
網走	Abashiri	546	—	546	4	—	4	—	—	—	—	—	—	550	—	550
釧路	Kushiro	247	—	247	$\times 4$ 4	—	$\times 4$ 4	—	—	—	—	—	—	257	—	257
小田原 (少年 Odawara for juvenis delinquents)		293	—	293	—	—	—	—	—	—	—	—	—	293	—	293
川越	Kawagoe	260	—	260	4	—	4	—	—	—	—	—	—	264	—	264
姫路	Himeji	451	—	451	$\times 6$ 22	—	$\times 6$ 22	—	—	—	—	—	—	479	—	479
岡崎	Okazaki	224	—	224	1	1	85	1	—	1	—	—	—	310	1	311
岩國	Iwakuni	261	—	261	6	—	6	—	—	—	—	—	—	267	—	267
久留米	Kurume	356	—	356	24	1	25	2	—	2	—	—	—	382	1	383
盛岡	Morioka	201	—	201	20	1	21	—	—	—	—	—	—	221	1	222
北海	Hokkai	115	—	115	—	—	—	—	—	—	—	—	—	115	—	115
八王子	Hachioji	118	—	118	1	—	1	4	—	4	—	—	—	123	—	123
總計	Sum Total	36,902	613	37,515	$\times 131$ 4,459	$\times 3$ 105	$\times 134$ 4,564	280	5	285	3	1	4	41,775	727	42,502

指紋對照及前科發見十年比較

行刑局指紋部

種別	年別	大正九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	同十五年	昭和元年	同二年	同三年	同四年	平均
對前科發見總數	照見總數	3,902	4,191	4,936	4,777	5,206	5,994	6,299	8,563	10,061	14,804	6,873	6,873
	發見總數	1,936	2,108	2,383	2,095	2,158	2,514	2,893	36,633	41,49	5,436	2,923	
對前科發見總數	照見總數	24,329	13,560	13,497	10,915	10,712	14,043	13,201	12,939	12,407	16,484	11,536	13,645
	發見總數	0,504	0,440	0,471	0,052	6,310	1,408	9,993	472,331	467,567	16,854	6,492	
對前科發見總數	照見總數	414,545	427,665	440,691	451,554	455,956	468,591	471,799	472,331	467,567	462,249	453,295	453,295
	發見總數	11,970	10,866	10,125	9,441	9,619	12,052	11,565	13,209	12,496	13,240	11,459	

指紋法ハ明治四十一年十月十六日ヨリ施行セラレ大正六年迄ハ懲役受刑者ノミナリシヲ其ノ他禁錮受刑者ヲ、又同七年共通法施行ノ結果臺灣、朝鮮ニ於テ受刑セル内地人ヲ含ムコト、セリ、而シテ陸海軍刑務所ニ於ケル受刑者ノ指紋ハ從來之ヲ除外シタル爲メ前科包藏者ヲ逸スルコトアルヲ以テ同十三年ヨリ軍衛刑務所ニ於テモ之ヲ實施スルニ至レリ

指紋對照ニ因ル前科發見百分比十年比較

行刑局指紋部

種別	年別	大正九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	同十五年	昭和元年	同二年	同三年	同四年	平均
對發見總數	照見總數	3,902	4,191	4,936	4,777	5,206	5,994	6,299	8,563	10,061	14,804	6,873	6,873
	發見總數	1,792	1,946	2,201	1,956	2,033	2,355	2,448	3,455	3,977	5,260	2,744	
對發見總數	照見總數	46	46	31	41	41	39	39	40	40	40	36	40
	發見總數	46	46	31	41	41	39	39	40	40	40	36	

本表ニ因ルハ昭和四年ハ大正十一年ニ比シ五人ヲ増シ昭和二年、三年ニ比セハ各四人ヲ減シ大正九年、十年ニ比較スルモ各十人ヲ減少ス、而シテ之ヲ十箇年平均數ニ比スルモ亦五人ヲ減ス、斯ク前科發見數ノ減少スルハ微罪檢擧者ノ指紋對照數ノ著シキ增加ニ因ルモノトス

指紋對照及前科發見並指紋原紙取扱累年比較

行刑局指紋部

種別	年別	指紋對照及前科發見					合計	前科發見總數	指紋原紙		受刑追加入數						
		對照數	發見數	對照數	發見數	對照數			發見數	新ニ受ケタル原紙		廢棄原紙					
自明治四十八年正	大正九年	1,271	5,023	1,375	1,400	562	14,835	6,264	28	11	21,286	8,212	9,483	440,189	49,469	390,720	118,523
	大正十年	144	437	167	148	61	3,317	1,564	—	—	3,902	1,792	1,936	24,329	504	414,545	11,970
	大正十一年	162	305	98	83	34	3,792	1,810	11	4	4,191	1,946	2,108	13,560	440	427,665	10,866
	大正十二年	162	240	92	97	43	4,585	2,062	14	4	4,936	2,201	2,383	13,497	471	400,691	10,135
	大正十三年	79	300	128	78	34	4,216	1,739	183	55	4,777	1,956	2,035	10,915	52	451,554	9,411
	大正十四年	105	420	179	130	57	4,171	1,656	485	161	5,206	2,053	2,158	10,712	6,310	455,956	9,619
	大正十五年	159	359	137	131	64	5,383	2,123	121	31	5,994	2,355	2,514	14,043	1,408	468,591	12,052
	大正十六年	445	417	177	218	84	5,427	2,145	237	42	6,299	2,448	2,893	13,201	9,993	471,799	11,565
	大正十七年	178	527	277	174	73	7,500	3,038	362	67	8,563	3,455	3,633	12,939	12,407	472,331	13,209
	大正十八年	172	563	318	136	73	9,017	3,517	345	69	10,061	3,977	4,149	11,720	16,484	467,567	12,496
	大正十九年	176	473	194	179	82	13,325	4,707	827	277	14,804	5,260	5,436	11,536	16,854	462,249	13,240
大正二十年	3,053	9,064	3,142	2,774	1,167	75,568	30,625	2,613	721	90,019	35,655	38,708	576,641	114,392	462,249	233,086	

法曹會雜誌

第八卷第六號
六月一日發行
定價金五拾錢

- 議決權行使に關する所謂「ブール契約」(一)……………有地平三
- 抵當權の順位の讓渡並に拋棄に就て(二・完)……………谷井辰藏
- 準備書面に關する諸問題の考察(一)……………片山通夫
- 第二回國際航空私法會議に付て……………西川一男
- 佛國に於ける勞働裁判所(一)……………柴田義彦
- フアシスト・イタリヤの勞働立法(一)……………竹之内信
- 勞働災害救護に關する諸國法制的概観(一)……………小玉治行
- ドイツ判例新話……………藥師寺志光
- 明治裁判物語(十六)マリヤルズ號事件(六)……………尾佐竹猛
- 法曹會決議 ○司法省訓令通牒回答 ○判例要旨 ○戶籍事務協議會決議 ○新法令 ○雜報 ○會報

發行所 東京市東區東橋本一丁目番
電話 〇七六五 〇二二四

發賣所 東京市東區東橋本一丁目番
有斐閣 松巖堂

編輯餘録

□ 中華民國が治外法權撤廢に付て大童である。わが當局もそれに對して相當にくびを傾けて居るらしい。しかし、治外法權の撤廢は先づ刑務所の設備と行刑に於ける人道主義の普及とに於て始まらねばなるまい。

□ 悲しいかな、民國の行刑は今日洵に非人道的である。白色人の支配する刑務所に於てする囚人どもは動物として取扱はれて居る。況んや民國人の支配の下に於ける囚人どもに於ておやである。われわれは治外法權が撤廢される前に先づ支那四億の者どもの刑罰觀念の開拓にいそしまねばならぬ。そして、支那の司法當局の公正なる處遇法を期待せねば

なるまい。

□ その意味に於て民國は先づわが行刑を輸入すべく行刑官吏養成の爲めに人をわが刑務官練習所に派遣すべきではあるまいか。さうして、行刑を進化せしめたときわれわれはわが在留國民を安じて民國の刑罰權に委ね得ることになるのである。

□ 昨年リイブマン教授の門下生どもがなき師の追憶論文集を發刊した。法治國の思想と教育刑といふのがそれである。教授に培はれた弟子たちによつてなき師の思想が廣められつゝ、あることがいかにも涙ぐましい。

□ 行刑論集が竟に完成した。七ヶ月の御努力に對して牧野博士と松井局長とに感謝し、同時に社會の妥當なる批判が此の論集に向けられることを希ふ。

(昭、五、五、二〇、あき羅)

料告廣	定價表	
	冊(稅共)	冊(稅共)
五號活字半段 一行	金 一圓 五十錢	金 二圓 五十錢
一 等 一頁	金 一圓 三十錢	金 一圓 五十錢
二 等 一頁	金 一圓 十錢	金 一圓 五十錢
普 通 一頁	金 一圓 十錢	金 一圓 五十錢

註文規定
●御註文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし
●口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御註文の際は必ず送附先明記のこと従つて轉居の際には新舊住所を御届下されまし。

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和五年五月二十五日印刷納本
昭和五年六月一日發行

編輯人 住江敬義
東京市麹町區西日比谷町壹番地

印刷人 竹田益平
東京府南葛飾郡南綾瀨町小菅三八四番地

發行所 刑務協會印刷部
東京市麹町區西日比谷町壹番地
電話 銀座 二三四四、三八二五番

43^e Année n^o 6

Juin 1930

KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

Y. Matsui

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Note éditoriale.

Kimura, K.— Un chapitre de l'histoire des idées pénitentiaires au Japon.

Tokiwa, T.— Du traitement des criminels dans le projet de code pénal et celui de loi concernant l'exécution des peines.

Kondo, T.— De la nécessité d'une nouvelle méthode dans l'étude de l'enfance coupable.

Mouvement des idées à l'étranger :

J. Makarewicz, American impressions of a polish criminalist;

E. S. Whit'n, An analysis of the prison problem.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de la Justice

Tokio